

平成30年旭市議会第1回定例会委員会会議録目次

建設経済常任委員会 平成30年3月12日（月）

付議事件	1
出席委員	1
欠席委員	1
委員外出席者	1
説明のため出席した者	1
事務局職員出席者	2
開会	3
議案の説明、質疑	4
議案の採決	2 1
所管事項の報告	2 3
閉会	2 8

文教福祉常任委員会 平成30年3月13日（火）

付議事件	3 1
出席委員	3 2
欠席委員	3 2
委員外出席者	3 2
説明のため出席した者	3 2
事務局職員出席者	3 2
開会	3 3
議案の説明、質疑	3 4
議案の採決	7 1
所管事項の報告	7 4
陳情の審査	7 5
陳情の採決	7 9

閉会	8 0
----	-----

総務常任委員会 平成30年3月14日（水）

付議事件	8 3
出席委員	8 3
欠席委員	8 3
委員外出席者	8 3
説明のため出席した者	8 3
事務局職員出席者	8 4
開会	8 5
議案の説明、質疑	8 6
議案の採決	1 2 0
所管事項の報告	1 2 2
閉会	1 2 3

建設経済常任委員会

平成30年3月12日（月曜日）

建設経済常任委員会

平成30年3月12日（月曜日）

付議事件

《付託議案》

- 議案第 1 号 平成30年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項について
- 議案第 6 号 平成30年度旭市下水道事業特別会計予算の議決について
- 議案第 7 号 平成30年度旭市農業集落排水事業特別会計予算の議決について
- 議案第 8 号 平成30年度旭市水道事業会計予算の議決について
- 議案第 9 号 平成29年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について
- 議案第12号 平成29年度旭市農業集落排水事業特別会計補正予算の議決について
- 議案第25号 旭市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第26号 旭市立公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第31号 市道路線の認定及び変更について

出席委員（6名）

委員長	宮内保	副委員長	林晴道
委員	佐久間茂樹	委員	平野忠作
委員	高木寛	委員	平山清海

欠席委員（なし）

委員外出席者（1名）

議長 島田和雄

説明のため出席した者（17名）

副市長 加瀬正彦 商工観光課長 向後嘉弘

農水産課長 宮 負 賢 治

都市整備課長 鵜之沢 隆

水道課長 加 瀬 宏 之

その他担当
職員 9名

建設課長 加 瀬 喜 弘

下水道課長 高 野 和 彦

農業委員会
事務局長 相 澤 薫

事務局職員出席者

事務局長 大 矢 淳

副主幹 黒 柳 雅 弘

事務局次長 花 澤 義 広

開会 午前10時 0分

○委員長（宮内 保） おはようございます。

大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。

きのうは東日本大震災7回の震災復興の追悼式ということで、大変ご苦労さまでした。

2月はだいぶ寒かったんですけども、3月に入りましてだいぶ暖かくなりまして、桜のほうも1週間とか早いような気がいたします。

そのような中でありますけれども、ここで委員会を開会するに当たりまして、あらかじめご了解をお願いいたします。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了解をお願いいたします。

ただいまの出席委員は6名、委員会は成立いたしました。

それでは、建設経済常任委員会を開会いたします。

本日、島田議長にご出席をいただいておりますので、ご挨拶をお願いいたします。

○議長（島田和雄） おはようございます。

委員の皆さん、大変ご苦労さまでございます。

ただいま宮内委員長のほうからお話ありましたが、昨日は東日本大震災の追悼式ということで、皆さんご出席をいただきまして大変ご苦労さまでありました。

きのうの被災者の意見発表の中で印象に残った言葉といたしまして、真の復興は心の復興だといったような言葉を言われている方がありました。今まであまり感じなかったんですけども、心の復興というのは、なかなか周りからは判断がしかねるといったような部分があるかと思っておりますけれども、いずれにしても、心の復興がなし遂げられるまで、私たち議会としても、市としても、被災者の皆さんに寄り添って行って、いろいろと対策をしていかなければならないのかなというふうに感じた次第です。

本日は、付託いたしました9議案について審査をしていただくことになっております。どうぞ慎重なるご審議をお願いいたしまして、簡単ではありますが、挨拶に代えさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○委員長（宮内 保） ありがとうございます。

議案等説明のため、副市長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して、加瀬副市長よりご挨拶をお願いいたします。

副市長。

○副市長（加瀬正彦） おはようございます。

本日は建設経済常任委員会の開催、大変ご苦労さまでございます。また、昨日はご多忙の中、東日本大震災7周年追悼式へのご出席をいただきありがとうございました。

本日の委員会でございますが、審査をお願いいたします議案、ただいま議長のご挨拶にもございましたとおり、全部で9議案でございます。

その内訳でございますが、まず予算関係で、議案第1号、平成30年度旭市一般会計予算の議決についてのうち所管する事項、議案第6号、平成30年度旭市下水道事業特別会計予算の議決について、議案第7号、平成30年度旭市農業集落排水事業特別会計予算の議決について、議案第8号、平成30年度旭市水道事業会計予算の議決について、議案第9号、平成29年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち所管する事項、議案第12号、平成29年度旭市農業集落排水事業特別会計補正予算の議決についての6議案になります。

条例の一部改正といたしまして、議案第25号、旭市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例の制定について、議案第26号、旭市立公園条例の一部を改正する条例の制定について、議案第31号、市道路線の認定及び変更についてがでございます。

以上、全部で9議案でございます。

執行部といたしましては、委員の皆様からのご質問に対しまして、簡潔明瞭に答弁するよう努めてまいりますので、何とぞ全議案、可決くださいますようお願い申し上げまして、ご挨拶いたします。

○委員長（宮内 保） ありがとうございました。

議案の説明、質疑

○委員長（宮内 保） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る3月5日の本会議におきまして本委員会に付託されました議案は、議案第1号、平成30年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第6号、平成30

年度旭市下水道事業特別会計予算の議決について、議案第 7 号、平成 30 年度旭市農業集落排水事業特別会計予算の議決について、議案第 8 号、平成 30 年度旭市水道事業会計予算の議決について、議案第 9 号、平成 29 年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第 12 号、平成 29 年度旭市農業集落排水事業特別会計補正予算の議決について、議案第 25 号、旭市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 26 号、旭市立公園条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 31 号、市道路線の認定及び変更についての 9 議案であります。

初めに、議案第 1 号中の所管事項について、補足説明がありましたらお願いいたします。

商工観光課長。

○商工観光課長（向後嘉弘） 議案第 1 号、平成 30 年度旭市一般会計予算の議決についてのうち、商工観光課所管の補足説明を申し上げます。

なお、補足説明につきましては、全員協議会で説明できなかった事業のうち、主なものをご説明いたします。

それでは、予算書の 19 ページをお開きください。

初めに、歳入になります。

12 款使用料及び手数料、1 項 5 目商工使用料 1,150 万円は、説明欄 1 の長熊釣堀センター使用料……

○委員長（宮内 保） 課長、長くなるようでしたら座って結構ですので、よろしくお願いします。

○商工観光課長（向後嘉弘） 説明欄 1 の長熊釣堀センター使用料 1,030 万円と 2 の市営プール使用料 120 万円でございます。

続きまして、29 ページをお願いいたします。

14 款県支出金、2 項 5 目商工費県補助金 364 万 2,000 円は、消費生活センター事業に係る県補助金でございます。

続きまして、歳出になります。

152 ページをお開きください。

5 款労働費、1 項 1 目労働諸費は 175 万 5,000 円です。

説明欄 1 をご覧ください。

労働諸費 66 万 7,000 円は、旭市と旭市商工会共催で行います中小企業従業員表彰に係る経費及び旭市雇用対策協議会が行います事業に対する補助金でございます。

説明欄 2 をお願いいたします。

職業相談室運営支援事業 108 万 8,000 円は、旭市青年の家で開設しております職業相談室の窓口業務を行う臨時職員 1 名の賃金等でございます。

続きまして、飛びまして 174 ページをお願いいたします。

7 款商工費、1 項 1 目商工総務費は 1 億 367 万円で、前年度比 144 万 3,000 円の増額となっております。

説明欄 3 をお願いいたします。

消費者保護対策事業 712 万 8,000 円は、旭市消費生活センター運営に係る経費でございます。主なものは、相談員 5 名の報酬等でございます。

続きまして、176 ページをお願いいたします。

2 目商工振興費は 1 億 7,781 万 2,000 円となっております。

説明欄 2 の中小企業金融対策事業、21 節貸付金 1 億円は、市の中小企業資金融資制度に基づきまして、中小企業へ市内の金融機関が融資を行うに当たり、市内の金融機関 6 金融機関に合計 1 億円を預託しまして、金融機関はその 10 倍を中小企業へ融資するものでございます。中小企業の設備資金、運転資金など経営基盤の強化を目的に融資しているものでありまして、原資の 1 億円につきましては年度末に償還されます。

続きまして、177 ページをお願いします。

説明欄 3、制度資金融資利子補給事業 2,227 万 6,000 円は、中小企業資金融資条例に基づきまして、先ほどの預託に伴う融資に対して利子補給を行うものでございます。利子補給率につきましては 2.15% で、件数としましては、継続 228 件、新規 57 件、合計 285 件を見込み計上してございます。

次の説明欄 5、中心市街地活性化事業 257 万 2,000 円は、市内銀座通り商店会のまちかどギャラリーの施設の借り上げ料及び管理経費を計上してございます。

続きまして、178 ページをお願いいたします。

説明欄 6、旭市特産品開発事業 216 万 5,000 円は、旭市の特色を生かした新たな特産品開発と優れた物産品の推奨事業へ補助するものでございます。

続きまして、説明欄 7、企業誘致促進事業 732 万 9,000 円は、旭市企業誘致条例に基づきまして、奨励措置及び奨励措置助成金及び旭市企業誘致審議会経費となっております。

続きまして、179 ページをお願いいたします。

説明欄 8 の工業振興支援事業 318 万 8,000 円は、あさひ鎌数工業団地及びさくら台工業団地に
あります施設の管理に伴う経費及び各工業団地関係団体に対する負担金となっております。

次に、3 目観光費は 1 億 679 万 7,000 円で、前年度比 619 万円の減額となっております。

説明欄 1 の観光事務費 1,512 万 7,000 円の主なものは、次のページ、180 ページになりますが、
19 節負担金補助及び交付金の旭市観光物産協会補助金 1,444 万円でございます。

続きまして、181 ページをお願いいたします。

説明欄 3 の観光施設管理費 3,894 万 1,000 円は、所管する市営プール及び長熊釣堀センターの
施設の維持管理経費になります。主な経費としましては、次の 182 ページ、13 節委託料の監視
員業務委託料 700 万円、15 節工事請負費の長熊釣堀センター改修工事や市営プール排水溝改修
工事となっております。

続きまして、183 ページをお願いします。

説明欄 5、海水浴場開設事業 1,689 万 8,000 円は、矢指ヶ浦海水浴場、飯岡海水浴場の開設に
必要な経費となります。主な経費としましては、次の 184 ページの 13 節委託料の監視員業務委
託料 1,000 万円、15 節工事請負費の海水浴場整備工事費 465 万円でございます。

以上で、議案第 1 号、商工観光課所管の補足説明を終わります。

○委員長（宮内 保） ありがとうございます。

農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（相澤 薫） 議案第 1 号、平成 30 年度旭市一般会計予算の議決について
のうち農業委員会所管についてご説明申し上げます。

予算書の 26 ページをお願いします。

歳入になります。一番上の行でございます。

14 款 1 項 3 目、説明欄 2 の農地利用最適化交付金 266 万 4,000 円ですが、農業委員会等に関
する法律が改正になりまして、農地利用の最適化の推進に関する事務が農業委員会の必須業務
として位置づけられました。この最適化に向けた積極的な活動を推進するため、農地利用最適
化交付金が交付されることとなりました。

対象は、新制度に移行した農業委員会で、最適化に係る活動に応じ委員の手当、または報酬の
財源として交付されるものでございます。交付金につきましては、委員 1 人当たり月額 6,000
円でございます。

以上で、議案第 1 号、平成 30 年度旭市一般会計予算の議決についてのうち農業委員会事務局

所管の補足説明を終わります。

○委員長（宮内 保） ありがとうございます。

農水産課長。

○農水産課長（宮負賢治） 議案第 1 号、平成 30 年度旭市一般会計予算の議決について、農水産課所管の補足説明を申し上げます。

全員協議会でご説明申し上げました主要事業以外の主な事業についてご説明いたします。

予算書の 157 ページをご覧ください。

歳出になります。

6 款 1 項 3 目農業振興費、説明欄 1、農業振興事務費ですが、これは次のページに続いていますので、次のページをお願いいたします。

13 の委託料の農業振興地域整備計画策定支援業務委託料 256 万 6,000 円は、平成 29 年度から 3 か年で全体見直しを行っております農業振興地域整備計画に関するもので、平成 30 年度は県との下協議資料や農振計画書の原案の作成などの業務委託料を計上したものです。

次に、159 ページをご覧ください。

説明欄中段の 4、農水産業災害復旧資金利子補給事業の 19 負担金補助及び交付金 32 万 3,000 円は、災害により被害を受けた農業者が利用する制度資金に対する利子補給で、県単災害融資資金利子補給等補助金 19 万 8,000 円は、主に昨年 10 月に発生した台風 21 号及び台風 22 号で被害を受けた農業者が活用する資金に対する利子補給及び債務保証料への補助になります。

次に、説明欄 5、水田農業構造改革推進事業についてです。

この事業の概要については、全員協議会で申し上げたとおりですが、米の生産調整の改正点について補足いたします。

平成 30 年産以降の米の生産調整につきましては、国からの生産数量目標の配分が廃止され、これに代わって千葉県から各市町村へ生産目安が示されております。この生産目安につきましては、旭市農業再生協議会で検討した結果、米価を維持するためには、今後も需要に応じた生産を進める必要があるということで、各農家に生産調整の目安を提示して協力をお願いしてまいります。

○委員長（宮内 保） 課長、長いようでしたら着座で結構です。

○農水産課長（宮負賢治） なお、平成 30 年産米における転作率は、昨年より若干緩和されまして、39.4%となります。

次に、163 ページをご覧ください。

163 の表の真ん中あたりですけれども、説明欄 17、農地集積化対策事業のうち 19 負担金補助及び交付金の農地集積協力金 970 万円は、農地中間管理機構を通して農地を貸し借りした場合に、面積に応じて地主に交付される協力金で、32 件分を見込んでおります。

次の説明欄 18、農産産地支援事業 505 万円は、米、麦、落花生などの優良種子の生産を行う団体を支援するもので、産地の育成に必要な機械施設の整備に対し、千葉県から事業費の 3 分の 1 以内が補助されるものです。

次に、表の下段、6 款 1 項 4 目畜産振興費ですが、164 ページをご覧ください。

説明欄 2、家畜防疫対策事業の 3,306 万円は、牛、豚、鶏など家畜の伝染病発生と蔓延防止のために行う検査費用や予防薬接種に対する補助金で、市単独の補助事業になります。この予算額は、前年度より約 400 万円の増となっておりますが、これは新たに家畜防疫用の消毒薬を購入する畜産農家への助成金、これを計上したことによるものでございます。

次の 3、さわやか畜産総合展開事業 1,008 万 3,000 円は、畜産農家が行う家畜排せつ物の浄化施設の機能向上や堆肥の利用促進に関する機械等の整備を支援するもので、今回は堆肥散布車の導入や汚泥脱水機の整備が補助対象です。

次の説明欄 4、飼料生産拡大整備支援事業 1,500 万円は、畜産農家を中心に組織した団体が取り組む耕作放棄地を活用した自給飼料の増産を支援するもので、今回は汎用型の飼料収穫機やホイロローダーなど必要な機械等の導入に対し、千葉県から事業費の 2 分の 1 以内が補助されるものでございます。

次に、166 ページをご覧ください。表の下段のほうになります。

6 款 1 項 5 目農地費の説明欄 8、農地・水保全管理事業ですが、これ、次のページに続いています。次の 167 ページの上段にあります 19 負担金補助及び交付金の多面的機能支払交付金 4,960 万 5,000 円は、農家を中心となって組織する団体が取り組む地域内の農地の保全や水路などの維持管理活動を支援するものです。この交付金については、各団体の活動範囲の農地の面積に応じて算出し、補助対象経費の 50%は国、千葉県と市はそれぞれ 25%を負担するものです。

なお、30 年度の取り組み団体数ですけれども、旭地域が 7、海土地域が 2、干潟地域が 2 の合計 11 団体で、活動範囲の農地面積は、合わせて 1,162 ヘクタールを見込んだものでございます。

以上で、議案第 1 号、農水産課所管の補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（宮内 保） ありがとうございます。

建設課長。

建設課長、座って結構です。

○建設課長（加瀬喜弘） そんなに長くはない。

○委員長（宮内 保） じゃ、よろしくお願いします。どうぞ。

○建設課長（加瀬喜弘） それでは、議案第1号、平成30年度旭市一般会計予算の議決についてのうち、建設課所管の補足説明を申し上げます。

なお、全員協議会で説明できなかった事業のうち主なものをご説明いたします。よろしくお願いいたします。

予算書の187ページをお願いします。

歳出になります。一番下の表です。

8款2項1目道路橋梁総務費、説明欄1、道路橋梁事務費です。

次の188ページをお開きください。中ほどになります。

13節委託料の調査測量委託料2,424万6,000円は、東日本大震災の影響でずれを生じた基準点を改めて測量する委託料を計上したものです。

その2つ下になります。道路台帳補正業務委託料583万2,000円は、平成29年度に実施しました事業分を道路台帳に反映させる委託料を計上したものでございます。

次に、同じ188ページの下段になります。8款2項2目道路維持費です。

次の189ページの下段となります。説明欄2、道路維持補修事業の15節工事請負費になりますが、すみません、次の190ページの一番上になります。道路舗装改修工事2億円ですが、こちらの工事内容は、議案質疑でもご説明いたしましたが、老朽化した舗装の打ち替え工事等でありまして、このうちの3路線については社会資本整備総合交付金対象事業として工事をする予定でございます。

その下、説明欄3、交通安全施設維持補修事業、15節工事請負費の交通安全施設整備工事900万円は、ガードレールやカーブミラー等を整備するものでございます。

次の道路付属施設改修工事1,080万円は、道路大型標識の改修工事を計上したものでございます。

少し飛びまして、194ページになります。

8款2項4目橋梁維持費、説明欄1、橋梁長寿命化修繕事業、13節委託料の調査・設計委託

料 1,296 万円は、橋梁長寿命化修繕計画の改修業務委託料でございまして、15 節工事請負費ですが、こちらも議案質疑でご説明しましたが、橋梁補修工事で 5 橋を改修する予定で、3,240 万円を計上したものでございます。こちらの事業も社会資本整備総合交付金対象事業として予定しております。

以上で、議案第 1 号、建設課所管の補足説明を終わります。よろしく申し上げます。

○委員長（宮内 保） ありがとうございます。

都市整備課長。

○都市整備課長（鵜之沢 隆） それでは、議案第 1 号、平成 30 年度旭市一般会計予算の議決について、都市整備課所管の予算について全員協議会で説明できなかった事業のうち、主なものについて補足説明をさせていただきます。

予算書 19 ページをお願いします。

歳入になります。

○委員長（宮内 保） 課長、長いようでしたら着座で結構ですよ。

○都市整備課長（鵜之沢 隆） ありがとうございます。それでは、申し訳ありません。着座して説明させていただきます。

予算書 19 ページ、12 款 1 項 6 目土木使用料、3 節都市計画使用料、説明欄 1 のあさひパークゴルフ場使用料は、前年度の実績等を考慮し、30 年度の年間利用人数を一般 6,000 人、月決め会員 1,400 人と見込み、908 万 8,000 円の収入を計上しました。

なお、年間の来場者人数としては、延べ 2 万 7,000 人程度を予定しています。

次に、197 ページをお願いします。

歳出になります。

8 款 3 項 4 目公園費、説明欄 1 の公園維持管理費 8,162 万 3,000 円は、都市整備課が所管している都市公園 11 か所、その他公園 7 か所、宅造公園 44 か所の維持管理及び県立九十九里自然公園内に設置されている公衆トイレなどの維持管理に関する費用です。

続いて、198 ページをお願いいたします。

13 節委託料の公園維持管理委託料は、これらの公園の清掃、除草、樹木の管理等のため、年間を通じ業者へ委託する費用 4,423 万 8,000 円を予定したものです。

15 節工事請負費 807 万 2,000 円のうち、カメラ設置工事は防犯カメラ 4 基の設置工事費 216 万円となります。

同じく 198 ページをお願いします。最下段となります。

説明欄 2 のあさひパークゴルフ場維持管理費 2,903 万 2,000 円は、パークゴルフ場の運営管理費を予定したのですが、当該施設が開業 10 周年を迎えることから、通常の維持管理費のほか、次の 199 ページ、13 節委託料において記念グッズ作成に係るキャラクターデザイン作成業務委託料 32 万 9,000 円、15 節工事請負費において冷水器を設置するための給排水設備設置工事 40 万円、入り口付近に設置されているアーチ型の看板改修工事 130 万 4,000 円などを計上し、利用者数とサービスの向上を図っていくものです。

続いて、200 ページをお願いします。

説明欄 3、旭スポーツの森公園整備事業 1,390 万円は、経年により劣化した芝生広場周辺の園路舗装の改修を行うもので、全体約 600 メートルのうち平成 29 年度に 350 メートルを完了したことから、30 年度は残りの 250 メートルの改修を予定しております。

次に、203 ページをお願いします。最下段となります。

8 款 4 項 1 目住宅管理費、説明欄 7、住宅・建築物耐震化促進事業 220 万 9,000 円のうち、次の 204 ページ上段、19 節の負担金補助及び交付金 220 万円の内訳ですが、住宅耐震改修補助金 200 万円、住宅耐震診断補助金 20 万円でありまして、それぞれ 5 件の利用を見込んだものであります。

以上で、議案第 1 号、都市整備課所管の補足説明を終わります。

○委員長（宮内 保） ありがとうございます。

担当課の説明は終わりました。

議案第 1 号について質疑がありましたらお願いいたします。

高木委員。

○委員（高木 寛） 農業委員会にお聞きしたいんですけども、農地法 4 条、5 条で農地ではなくて要するに転用、その面積とそれのときの申請件数。できれば、4 年間ぐらいの推移で数字を知りたいんですよ。きょうの質問では通告してありませんので、きょうすぐのお答えではなくて、後日でも構いませんが、ぜひお知らせいただければありがたいと思いますが。

○委員長（宮内 保） 高木委員の質疑に対し、答弁を求めます。

農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（相澤 薫） 農地法の 4 条、5 条の申請件数ということで。

4 条につきましては、25 年度が 128 件、面積が 878 アールです。26 年度が 185 件、面積が

1,953 アール。27 年度が 142 件、面積が 1,259 アール。28 年度が 175 件、面積が 1,418 アール。29 年度が 3 月の総会が終わりましたので、申請は確定しております。96 件で、面積が 603 アールです。

5 条になります。5 条のほうが、25 年度が 116 件で 761 アール。26 年度が 156 件で 1,679 アール。27 年度が 124 件で 1,082 アール。28 年度が 160 件で 1,237 アール。29 年度が 90 件で 546 アールです。

すみません、先ほど 4 条で、私、4 条と 5 条の合計の数字を説明してしまいました。改めまして、先ほど訂正させていただきまして、4 条をご説明します。

4 条が、25 年度が 12 件で 117 アールです。すみません。26 年度が 29 件で 274 アール。27 年度が 18 件で 177 アール。28 年度が 15 件、181 アール。29 年度が 6 件で 57 アールです。すみませんでした。

○委員長（宮内 保） 高木寛委員。

○委員（高木 寛） ありがとうございます。

では、続いてもう 1 件、今の状況だと 4 条、5 条は農地ではなくなっちゃうんですね。農地全体が減ることなんですからけれども、旭市は農業はかなりの産業なので、農水産課のほうでも把握していると思いますが、現在の農家数というか、農地面積総体でどのくらいありますか。要するに、減っていく推移もちょうと知りたいので、明確な数字ということで、できれば文書でお願いしたい。この席での回答でなくてもよろしいですけれども、よろしく願います。

○委員長（宮内 保） 高木寛委員の質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮負賢治） 農家数についてお答えいたします。

平成 27 年の農林業センサスによりますと、本市の販売農家数ですけれども、2,185 戸。これは平成 17 年が 2,844 戸でしたので、戸数でいいますと 659 戸減少しております。

戸数については以上です。

○委員長（宮内 保） 高木寛委員。

○委員（高木 寛） ありがとうございます。

もう 1 点だけお聞きしておきます。

今、学校給食を地元でやられていると思うんですけれども、これへの旭市での農産物の供給量

なんていうのは分かっているんですか。だいたい給食費を安くするために、輸入食材を使っているという話も聞かれますけれども、農業生産量の多い旭市ではどのようなになっているか、もしつかんでいるようでしたら、学校給食への農産物の供給量といいますか、その辺をお聞きしたいと思います。お願いします。

○委員長（宮内 保） 高木寛委員の質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮負賢治） 農水産課としては、その数字は把握してございません。すみません。

○委員長（宮内 保） ほかに質疑ありませんですか。

平野忠作委員。

○委員（平野忠作） 何点かご質問しますので、よろしくお願いします。

まず、P160の説明欄7のこだわり旭ブランド創出支援事業ですね。この100万円の内容等分かれば。

もう1点ですね。P166ページの6の田園環境保全事業115万円。その中でもう一つ説明欄8の農地・水保全事業のこの5,137万7,000円ですか、この関連はどのようなになっているものなのか。

それと、168ページ、保安林植栽事業246万4,000円。これ場所等分かれば。そして、1平方メートル当たり何本植えて、どのくらいの単価になるのかということを知りたい。分かっていれば一つお願いしたい。

あと、P198、パークゴルフ場の件なんですけれども、開業10周年ということで、予算のほうも2,900万円盛ったんですけれども、いろいろアーチとか、いろんな修理代等がかかるということで、この入場収入のほうは、月決めと日曜日は高いんですよね。そのころってどのくらい実際あるものなのか、分かればお願いしたいと思います。

あと、204ページの説明欄8、住宅リフォーム予算1,000万円出ていますね。これ20万円で50件見ているんですけれども、いつも早々に申し込んでも早く終わっちゃうので、何月ごろ、これ正直いっぱいになっちゃうものなのか、分かればまたこれからは住民が住みやすいように、旭市に来るようにできればいいのかなと思っています。その辺の説明、よろしくお願いします。

○委員長（宮内 保） 平野忠作委員の質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮負賢治） まず最初に、160ページのこだわり旭ブランド創出支援事業です。こ

れはブランド化を推進したりすることで商品開発、こういったものを行う団体に対する補助金ということで、最大 50 万円ですけれども、これを 2 件分見込んで計上したものでございます。

それから、166 ページです。田園環境保全事業と農地・水、この辺の関連ということでございますけれども、この田園環境保全事業のほうは休耕田を使いまして、ここに景観形成作物等を植栽して、荒れ地ができないようにして、農村環境を保全しようという、そういった取り組みを支援しております。

それで、もう一つの農地・水保全管理事業、こちらのほうは一定の地域で耕作地が発生しないようにということで、そういった農地の状態と併せて農道とか、水路、そういったのを草刈りを個々でやるんじゃなくて、地域みんなでやりましょうと。しかも、農家だけでなく、農家以外の方にも入っていただいて、農村のそういった農地、それから公共施設ですね、道路、水路、そういったものを維持管理していこうと、そういったことでこの 8 のほうは国県の補助対象にもなっていると。市のほうでも補助していますけれども、そういった関係になっております。

それから、168 ページです。説明欄 2 の保安林植栽事業、こちらの今年の予定の場所ですけれども、海岸の保安林ということで、中谷里浜のほうで予定しております。

それで、面積的には 768 平米を見込んでおります。240 万円ほどになりますので、単価にしますと、割り返しますと 3,100 円くらいの平米単価になります。

以上でございます。

○委員長（宮内 保） 都市整備課長。

○都市整備課長（鵜之沢 隆） それでは、私のほうからは、P198 ページ、パークゴルフ場のほうのいろいろ 10 周年で予定しているようだが、入場料のほうはということでご質問がありました。

過去 5 年の使用料のほうの経過をお知らせさせていただきます。

平成 24 年度で、1 年間で使用料収入としまして 1,126 万 1,809 円、25 年度で 1,141 万 1,052 円、平成 26 年度 1,092 万 8,669 円、平成 27 年度 1,094 万 295 円、平成 28 年度、昨年ですが、1,039 万 3,483 円ということで推移しております。若干使用料収入は減っています。微減といえますか、ほとんど横ばいというような感じかと思います。

続きまして、P204 ページ、住宅リフォーム補助事業ということで、だいたいいつも早く終わってしまうけれどもというご質問でした。

委員おっしゃるとおり、昨年度ですが、実は受け付けのほうを 28 年度は事業費として 500 万円、受け付けを開始して初日で 36 件申し込みがありまして、予定より予算に達してしまったので終わってしまったという経緯になります。

今年度は事業費のほうを倍の 1,000 万円ということにしまして受け付けをしたところ、4 月 27 日の日に受け付けをしました。そうすると、受け付け当日、やはり昨年同様 34 件の申し込みがありましたけれども、その後 2 か月間たちまして、2 か月間予算に達するまで余裕がありました。最終的には 7 月 4 日の日に 71 件ということで、予算額に達して終了したという経緯がありますので、今年度はだいぶ申し込みの余裕はあったのかなというふうに感じております。2 か月間ぐらい受け付け期間が延びましたので。

以上です。

○委員長（宮内 保） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（宮内 保） 特にないので、議案第 1 号の質疑を終わります。

続いて、議案第 6 号について補足説明がありましたらお願いいたします。

下水道課長。

○下水道課長（高野和彦） 議案第 6 号、平成 30 年度旭市下水道事業特別会計予算につきまして、全員協議会並びに本会議でご説明した以外にはございませんので、よろしくお願いいたします。

○委員長（宮内 保） 担当課の説明は終わりました。

議案第 6 号について質疑がありましたらお願いいたします。

ほかに質疑はありませんか。いいですか。

（「なし」の声あり）

○委員長（宮内 保） 特にないので、議案第 6 号の質疑を終わります。

続いて、議案第 7 号について補足説明がありましたらお願いいたします。

農水産課長。

○農水産課長（宮負賢治） 議案第 7 号、平成 30 年度旭市農業集落排水事業特別会計予算につきましては、全員協議会並びに本会議における補足説明以外にはございませんので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（宮内 保） 担当課の説明は終わりました。

議案第 7 号について質疑がありましたらお願いいたします。

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(宮内 保) 特にないようですので、議案第 7 号の質疑を終わります。

続いて、議案第 8 号について補足説明がありましたらお願いいたします。

水道課長。

○水道課長(加瀬宏之) 議案第 8 号、平成 30 年度旭市水道事業会計予算の議決については、全員協議会及び本会議で補足説明申し上げたとおりとなります。よろしくお願いいたします。

○委員長(宮内 保) 担当課の説明は終わりました。

議案第 8 号について質疑がありましたらお願いいたします。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(宮内 保) 特にないようですので、議案第 8 号の質疑を終わります。

続いて、議案第 9 号中の所管事項について補足説明がありましたらお願いいたします。

農水産課長。

○農水産課長(宮負賢治) 議案第 9 号、平成 29 年度旭市一般会計補正予算の議決について補足説明を申し上げます。

初めに、歳出よりご説明いたします。

補正予算書の 13 ページをお願いいたします。13 ページの表の下段になります。

6 款 1 項 5 目農地費、説明欄 1、農業基盤整備事業の 6,279 万 2,000 円は、現在施工中の県営土地改良事業に対して国からの補助金の追加配分がありまして、県の事業費が増額となりましたので、市からの負担金を増額するものでございます。

内訳としましては、経営体育成基盤整備事業負担金の 4,124 万 5,000 円は、飯岡西部地区の土地改良事業分の増額でございます。また、広域農業基盤緊急整備促進事業負担金の 2,154 万 7,000 円は、これは受益地が匝瑳市にまたがっております豊和地区の土地改良事業分が 2,203 万 3,000 円の増、それから同じく匝瑳市にまたがっている春海地区、こちらが 48 万 6,000 円の減ということで、増減合わせて 2,154 万 7,000 円を増額するものでございます。

次に、歳入についてご説明申し上げます。

ページが戻りますけれども、11 ページをご覧ください。

11 ページの 20 款市債 1 項 3 目農林水産業債の説明欄 1、農業基盤整備事業債の 4,720 万円ですが、先ほど歳出でご説明いたしました農業基盤整備事業の、これ県事業ですね、事業量増加に伴う市の負担金、これが起債の対象となりまして、4,720 万円計上したものでございます。

次に、繰越明許費の補正についてご説明申し上げます。

ページが戻ります。4 ページをお願いいたします。4 ページです。

6 款 1 項農業費の畜産競争力強化対策整備事業の 8 億 6,453 万 1,000 円ですが、これは豚舎の建設事業に必要な床の具材、これ、すのこなんですけれども、これが全国的に需要が多くなりまして、品薄状態で納入までに時間を要してしまいまして、年度内に工事を完了することができなくなったことから、繰り越しをお願いするものであります。

続きまして、その下の農業基盤整備事業の 4,721 万 8,000 円ですが、これは先ほど歳出でご説明いたしました国の補正予算によりまして補助金の、県営の土地改良事業ですね。県営の土地改良事業のこの事業費の追加があったということで、県営事業が繰り越しの見込みとなりますので、県の事業に合わせて旭市においても繰り越しをお願いするものでございます。

以上で、議案第 9 号、農水産課所管の補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（宮内 保） ありがとうございます。

建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） それでは、議案第 9 号、平成 29 年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち、建設課所管の補足説明を申し上げます。

補正予算書の 4 ページをお願いします。

第 2 表、繰越明許費補正になります。

8 款 2 項道路橋梁費、事業名、蛇園南地区流末排水整備事業の 6,000 万円からご説明いたします。

こちらは、本工事区間内の三川地先におきまして、千葉県が発注しました飯岡西部地区の土地改良事業に係る工事との兼ね合いで、一時休止したことによりまして、本年度に工事を完成することができなくなったため、繰り越しをお願いするものでございます。

次に、事業名、飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業の 2,133 万円は、農業用排水路の改修工事に当たり、関係機関との協議に不測の日数を要したことにより、年度内に工事を完成することができなくなったため、繰り越しをお願いするものでございます。

続きまして、事業名、震災復興・津波避難道路整備事業の 9,725 万 2,000 円ですが、初めに椎

名内西足洗線からご説明します。

椎名内西足洗線では、農業用排水施設の改修について、国県等との協議に不測の日数を要したことや、用地買収及び物件補償について契約をいただいた6件の移転補償が年度内の完了が見込めず、また横根三川線につきましても、用地買収及び物件補償の契約をいただいた2件の移転補償について、年度内の完了が見込めないことから、両路線ともに繰り越しをお願いするものでございます。

続きまして、14ページをお願いします。

歳出になります。

8款2項3目道路新設改良費、説明欄1、震災復興・津波避難道路整備事業の4億8,622万2,000円の減額ですが、こちらも議案質疑でも申し上げましたが、復興交付金事業などを活用している事業で、横根三川線及び椎名内西足洗線の道路改良工事で、主に今年度に発注の見込みのない工事費や未契約分の用地購入費及び補償費などを減額するものでございます。また、減額した予算につきましては、平成30年度予算に計上してございます。

以上で、議案第9号、建設課所管の補足説明を終わります。よろしくお願いします。

○委員長（宮内 保） 担当課の説明は終わりました。

議案の審査は途中ですが、ここで11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前11時 0分

再開 午前11時15分

○委員長（宮内 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

執行部より、議案第1号の答弁について補足の申し出がありましたので、発言を許可します。

農水産課長。

○農水産課長（宮負賢治） 先ほど議案第1号の168ページのほうの保安林の関係で、平野委員から質疑をいただきまして、保安林に植栽する密度の関係を答えていませんでしたので、答えさせていただきます。

現地のほうには8メートル画で竹の柵を設けるんですけれども、8メートル掛ける8メートルの柵を。それを12個今回は作ります。それで、その一つ一つの区画の中に、約1メートルくら

いの間隔で1つの区画に49本を植える計画です。

それで、具体的には、松とトベラとマサキ、そういったものをまぜて植えます。

以上です。

○委員長（宮内 保） 議案第9号について質疑がありましたらお願いいたします。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（宮内 保） 特にないようですので、議案第9号の質疑を終わります。

続いて、議案第12号について補足説明がありましたらお願いいたします。

農水産課長。

○農水産課長（宮負賢治） 議案第12号、平成29年度旭市農業集落排水事業特別会計補正予算につきましては、本会議における補足説明以外にはございませんので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（宮内 保） 担当課の説明は終わりました。

議案第12号について質疑がありましたらお願いいたします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（宮内 保） 特にないようですので、議案第12号の質疑を終わります。

続いて、議案第25号について補足説明がありましたらお願いいたします。

商工観光課長。

○商工観光課長（向後嘉弘） 議案第25号、旭市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例の制定につきましては、本会議で補足説明したとおりでございますので、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○委員長（宮内 保） 担当課の説明は終わりました。

議案第25号について質疑がありましたらお願いいたします。

佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） どうもご苦労さまです。

完納と滞納という話で、議案質疑でも出ましたけれども、これを変えることによって、例えばさっき説明ありましたが、177 ページですか、228 件とありましたけれども、これとの関係なんでしょうけれども、これを変えることによって、この融資制度を利用できなくなるという人な

んかはあるんですか。

○委員長（宮内 保） 佐久間茂樹委員の質疑に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（向後嘉弘） 先ほどの予算の関係でございますけれども、完納を滞納という形に変更した場合、特に影響はないものと思われま。

ただ、この間の本会議の中で説明したとおりでございますけれども、あくまで完納というのは、基本的には例えば 29 年度の税金につきまして、申請者におかれましては 7 月とか 8 月とかといろんな部分でやるわけなんですけれども、完納ですと例えば 29 年度の場合、全部の税金が入っていないでは完納と認められません。ところが、滞納がないということになれば、期別でございますので、例えば 9 月末のものがありましたら、その分までの税金が入っていればいいということでございます。

○委員長（宮内 保） ほかに質疑はありますか。

（発言する人なし）

○委員長（宮内 保） 特にないので、議案第 25 号の質疑を終わります。

続いて、議案第 26 号について補足説明がありましたらお願いいたします。

都市整備課長。

○都市整備課長（鵜之沢 隆） 議案第 26 号、旭市立公園条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第 26 号につきましては、本会議でご説明したとおりでありまして、都市整備課より補足して説明する内容はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（宮内 保） 担当課の説明は終わりました。

議案第 26 号について質疑がありましたらお願いいたします。

質疑ありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（宮内 保） 特にないので、議案第 26 号の質疑を終わります。

続いて、議案第 31 号について補足説明がありましたらお願いいたします。

建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） 議案第 31 号につきましては、本会議で補足説明したとおりでございますので、特に補足して説明する内容はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（宮内 保） 担当課の説明は終わりました。

議案第 31 号について質疑がありましたらお願いいたします。

質疑ありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（宮内 保） 特にないようですので、議案第 31 号の質疑を終わります。

以上で、付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（宮内 保） これより討論を省略して、議案の採決をいたします。

議案第 1 号、平成 30 年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（宮内 保） 全員賛成。

よって、議案第 1 号は原案のとおり可決されました。

議案第 6 号、平成 30 年度旭市下水道事業特別会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（宮内 保） 全員賛成。

よって、議案第 6 号は原案のとおり可決されました。

議案第 7 号、平成 30 年度旭市農業集落排水事業特別会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（宮内 保） 全員賛成。

よって、議案第 7 号は原案のとおり可決されました。

議案第 8 号、平成 30 年度旭市水道事業会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（宮内 保） 全員賛成。

よって、議案第 8 号は原案のとおり可決されました。

議案第 9 号、平成 29 年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(宮内 保) 全員賛成。

よって、議案第 9 号は原案のとおり可決されました。

議案第 12 号、平成 29 年度旭市農業集落排水事業特別会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(宮内 保) 全員賛成。

よって、議案第 12 号は原案のとおり可決されました。

議案第 25 号、旭市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(宮内 保) 全員賛成。

よって、議案第 25 号は原案のとおり可決されました。

議案第 26 号、旭市立公園条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(宮内 保) 全員賛成。

よって、議案第 26 号は原案のとおり可決されました。

議案第 31 号、市道路線の認定及び変更について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(宮内 保) 全員賛成。

よって、議案第 31 号は原案のとおり可決されました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、委員長に一任を願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長（宮内 保） ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長（宮内 保） 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある所管課は随時報告してください。

農水産課長。

○農水産課長（宮負賢治） 農水産課から、旭市農業振興地域整備計画全体見直しについて報告をさせていただきます。

資料のほうは、旭市農業振興地域整備計画全体見直し工程と書かれた資料になります。

農業振興地域整備計画につきましては、千葉県からの指定に基づき市町村が策定するもので、農業振興の方向を示すとともに、農業上の利用を図るべき土地として、農用地区域を設定しております。

旭市では、平成 22 年の 4 月に、この農振計画の見直しを行っておりますが、その後、相当数の農地の移動があったことや、農業情勢が推移したことなどから、本年度から 31 年度までの 3 か年で見直し作業を進めております。この見直し作業の工程につきましては、昨年 6 月議会の常任委員会でも報告申し上げたところですが、改めて報告させていただきます。

それでは、資料のほうです。

まず、表の上段の全体見直し、これ上の半分までが全体見直しの工程になります。本年度は基礎資料としまして、農家意向アンケートや農地一筆調査等を実施して、基礎資料を作成しております。

2 年目の平成 30 年度は、29 年度に作成した基礎資料を基に、旭市農振計画の基本方針を策定するほか、農地の現況確認や下協議資料の作成を進め、県と協議を開始いたします。その後、計画書、これは農業振興地域整備計画の計画書ですが、この作成も開始しまして、11 月には市の農振の協議会で下協議の審議を行った上で、県へ提出し協議をしていきます。

3 年目の平成 31 年度はさらに県との協議を進め、県の土地利用対策会議の審査、同意の後、新たな旭市農業振興地域整備計画書を公告縦覧し、異議の申し立て期間を経て県知事の同意を

得て、最後に市で公告を行い、全体見直しが完成となります。

この工程につきましては、県からのアドバイスを得て作成したものですけれども、県によりま
すと、見直しの内容によっては予定どおりにいかない場合もあるとのことですが、市といたし
ましては、平成 31 年 8 月の完成を目指しております。

次に、この表の中段と下段のほうです。こちらにあります一般管理（随時変更）と書かれてい
る欄です。

例年行っております農振除外の手続きは、9 月と 3 月に申請を締め切って、市の農振協議会を
経て県と協議し、県知事の同意を得て策定しておりますけれども、今回の全体見直しに伴いま
して、随時変更の受け付けは、中段の大きな矢印にありますように、今月の受け付け締め切り
後は、来年の 8 月ごろまで全体見直しの知事同意を得るまで、当分の間、休止させていただく
ことになります。

いずれにいたしましても、今回の見直し作業は、県と協議しながら進めていかなければなりま
せんので、完成までの工程につきましては、あくまで現時点の予定となっております。このス
ケジュールどおり進めるよう、計画づくりや県との協議をしっかりと行っていきたいと考えて
おります。

以上で、農水産課からの報告を終わります。

○委員長（宮内 保） 水道課長。

○水道課長（加瀬宏之） 水道課からは、水道料金の見直しについてご報告させていただきます。

水道料金の見直しにつきましては、料金を引き下げる方向で現在検討調整を行っているところ
でございます。

本年 2 月 13 日には、旭市水道事業運営協議会、こちらのほうへ諮問を行いご審議をいただい
たところです。

協議会では長期的な財政収支や一般会計等からの補助金、事業計画、これらについてご質疑が
ありましたが、内容を説明の上、大方のご賛同をいただいたところでございます。

また、答申につきましては、健全経営の確保などの意見を付し、改めて次回開催の協議会に諮
ることでご了解を得ております。

今後の予定としましては、第 2 回定例会に条例改定案、それと補正予算の案を上程し、本年
10 月 1 日からの実施を考えております。

以上で報告を終わります。

○委員長（宮内 保） 担当課の報告は終わりました。

それでは、ただいまの報告について何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

林晴道委員。

○委員（林 晴道） 水道料金の見直しのほうですね。議会のほうでもいろんな多数の議員がそういう発言をしていたり、僕も一般質問で水道料金の値下げをしたほうがいいんじゃないのかということを発言しましたが、その時には老朽化している水道管の布設替え等があるから値上げは考えていないと、そういうような発言であったんですよ。

今回値下げするということは、古くなった水道管の布設に対しても、しっかりと事業計画なんかできていると、そういう理解でよろしいんでしょうか。

○委員長（宮内 保） 水道課長。

○水道課長（加瀬宏之） まず、事業計画のほうですが、更新事業ということで、今回ご審議いただきました平成 30 年度の水道事業会計予算のほうです。こちらのほうに、長期計画として委託料を盛り込んでおります。こちらのほうで施設の更新等をこれから行っていくというような計画を立てる予定でございます。

また、水道料金のほうですが、当初、平成 19 年に改定した際には、水道の財政状況の悪化、これを改善するために上げた。その後、順調に事業のほうはうまくいってございまして、現在はかなりいい方向での運営ができていような状況になります。この間に、平成 30 年度以降、要するに計画ができて更新をこれから行おうというような事業に向けての財務体質ができたということで、今考えております。

以上です。

○委員長（宮内 保） ほかにございませんか。

佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） 水道事業って大変だと思うんですけども、この前の説明のときに、課長、3年くらいをと言っていましたけれども、多分、今、水道会計がよくなったのは、金利情勢の影響がすごく大きいんですよ、実際問題として。低金利で金利負担がかなり減ったと。年間1億円ぐらいずつ金利が減ってくる、そんなような状態なので、その影響がかなりあって内容がよくなっていると。

ただし、今この低金利状況がそんなに長く続かないだろうと。というのは、銀行がまいっちゃうと思うね。銀行の売上げが2分の1、3分の1になっちゃうわけだから、そういった意味で

あまり続かないと思うんですけども、でもそんなに急にまた金利が上がるわけでもないでしょうから、3年サイクルで見直すという、実際問題としてかなり忙しい、事務手続きもね。だから、でも5年に一回ぐらいでもいいのかなと。

値上げすれば値上げしたでいろんな手続きも必要になってくるだろうし、絶えず状況を見ながらね。確かにこんな高いんで、早目に下げてもらいたいとは思いますが、あまり事務手続きが大変になっても困るので、そういった意味では5年サイクルくらいでもいいのかなと私は思っているんですけども、大変でしょうけれども、よろしくお願いします。

○委員長（宮内 保） 水道課長。

○水道課長（加瀬宏之） 今、運営協議会のほうで、大体3年ぐらいで見直したらどうだというご意見をいただいています。国の方では3年から5年をめどに、料金改定を考えなさいよということになっております。

ただいま佐久間委員のほうからご指摘がありましたように、5年くらいいただければ事務のほうもゆっくり慎重に検討できるのかなとは思っております。今後その辺についても研究させていただいて、協議会に諮っていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（宮内 保） ほかにございませんか。

議長。

○議長（島田和雄） 委員長の許可が出ましたので、農振のこの見直しについてお伺いしますが、この農振の見直しをして、農振地域の除外が、市が希望することによってできるのかどうかということなんですけれども、中央病院の今のいろんな計画、農振のこの壁というのが今あるわけでありまして、そういった中で、この見直し計画によって、そういったことが可能になるのかどうか、その辺お伺いしたいんですが。

○委員長（宮内 保） 農水産課長。

○農水産課長（宮負賢治） 中央病院の近くの生涯活躍のまちの関係ですけれども、この農振の全体計画の中で、県との協議していく予定でございます。こちらとしては、除外できるように調整をしていきたいと。

それで、ストックマネジメント事業の県営事業の仁玉川の改修事業の受益地にもなっているというところですので、その辺の受益地からの除外というのも、計画変更も必要なところでございますので、併せて今進めているところでございます。

○委員長（宮内 保） 議長。

○議長（島田和雄） 今のいろんな土地改良事業ですか、仁玉川もそうなんですけれども、それと もう一つ大利根用水の受益地には相当の面積、水田が受益地として今されていると思うんですけれども、その辺についても、この見直しによって除外が可能になる場合もあるんでしょうか。

○委員長（宮内 保） 農水産課長。

○農水産課長（宮負賢治） 基本的な考え方といたしましては、土地改良の受益地になっているところは結局、積極的に除外していくという考えはございませんので、残していくというのが基本であります。だから、そういった中で、まだ個々のものを具体的に一筆一筆のをチェックしているわけではありませんので、何とも言えませんが、基本の考え方としましては、受益地のほうは維持するということでございます。

○委員長（宮内 保） 島田議長。

○議長（島田和雄） そういう考え方は理解できますけれども、これまでもいろいろぜひこの農振地域から除外していただきたいといったような要望もあったと思いますので、今の受益地の中から除外が可能になるのかどうか、それは難しいんでしょうか。その辺をお伺いします。

○委員長（宮内 保） 農水産課長。

○農水産課長（宮負賢治） この農振の計画そのものが、優良農地を守っていこうというのが趣旨でございますので、農地は守るという観点で進めていますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（宮内 保） 島田議長。

○議長（島田和雄） 逆に、そうしますと農振、そういった農地を守るといったような考え方の中では、新たにこの農振地域に加わるといったような、そういうことも考えられるということでしょうか、この見直しによって。

○委員長（宮内 保） 農水産課長。

○農水産課長（宮負賢治） そういう可能性もあります。全体をよく見直していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（宮内 保） ほかにございませんか。

（発言する人なし）

○委員長（宮内 保） 特にないようですので、所管事項の報告を終わります。

○委員長（宮内 保） 以上をもちまして、本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午前 11 時 39 分

旭市議会委員会条例第 30 条第 1 項の規定により署名する。

旭市議会建設経済常任委員会委員長 宮 内 保

文 教 福 祉 常 任 委 員 会

平成 3 0 年 3 月 1 3 日（火曜日）

文 教 福 祉 常 任 委 員 会

平成30年3月13日（火曜日）

付議事件

《付託議案》

- 議案第 1 号 平成30年度旭市一般会計予算の議決についてのうち所管事項
- 議案第 3 号 平成30年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決について
- 議案第 4 号 平成30年度旭市後期高齢者医療特別会計予算の議決について
- 議案第 5 号 平成30年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について
- 議案第 9 号 平成29年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち所管事項
- 議案第10号 平成29年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決について
- 議案第11号 平成29年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について
- 議案第13号 旭市いじめ問題対策連絡協議会等の設置等に関する条例の制定について
- 議案第19号 旭市児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第20号 旭市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第21号 旭市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第22号 旭市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第23号 旭市長寿祝金支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第24号 旭市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第28号 旭市奨学基金条例を廃止する条例の制定について
- 議案第29号 指定管理者の指定について
- 議案第30号 指定管理者の指定について

《付託陳情》

- 陳情第 1 号 住民の健康増進と2020東京オリンピック・パラリンピックにむけて受動喫煙防止条例の早期制定を求める陳情（平成29年受理）
- 陳情第 2 号 「千葉県受動喫煙防止条例の早期制定を求める意見書」の提出に関する陳情（平成29年受理）
- 陳情第 1 号 旭市における、受動喫煙防止対策に関する陳情（平成30年受理）

陳情第 2 号 受動喫煙防止対策に関する陳情（平成 3 0 年受理）

出席委員（7 名）

委員長	飯 嶋 正 利	副委員長	高 橋 秀 典
委員	木 内 欽 市	委員	景 山 岩三郎
委員	向 後 悦 世	委員	伊 藤 房 代
委員	有 田 恵 子		

欠席委員（なし）

委員外出席者（1 名）

議 長 島 田 和 雄

説明のため出席した者（2 5 名）

教育長	諸 持 耕太郎	税務課長	渡 邊 満
環境課長	井 上 保 巳	保険年金課長	遠 藤 茂 樹
健康管理課長	木 内 喜久子	社会福祉課長	角 田 和 夫
子育て支援 課長	小 橋 静 枝	高齢者福祉 課長	浪 川 恭 房
庶務課長	栗 田 茂	学校教育課長	佐 瀬 史 恵
生涯学習課長	高 安 一 範	体育振興課長	加 瀬 英 志
その他担当 職員	1 3 名		

事務局職員出席者

事務局長	大 矢 淳	事務局次長	花 澤 義 広
副主幹	黒 柳 雅 弘		

開会 午前10時 0分

○委員長（飯嶋正利） おはようございます。大変お忙しい中ご苦労さまでございます。

本日は何か気温が 20 度くらいまで上がるということで、スギ花粉は今週がピークらしくて、ちょっと花粉症の方は本当に厳しいのかなというふうに思っております。

ここで委員会を開会する前に、あらかじめご了承くださいます。

議会だより編集のため、この後、職員が委員会室内の撮影を行いますので、ご了承ください。

ただいまの出席委員は7名、委員会は成立いたしました。

それでは、文教福祉常任委員会を開会します。

本日、島田議長にご出席をいただいております。ご挨拶をお願いいたします。

○議長（島田和雄） 皆さん、おはようございます。

委員の皆さん、大変ご苦労さまでございます。

本日は、付託いたしました 17 議案について審査をしていただくことになっております。どうぞ慎重なご審議をお願いいたしまして、簡単ではございますけれども、挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（飯嶋正利） ありがとうございます。

議案等説明のため、教育長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表しまして、諸持教育長、ご挨拶をお願いいたします。

○教育長（諸持耕太郎） おはようございます。

本日は、文教福祉常任委員会の開催にあたりまして、執行部関係各課を代表し、ご挨拶を申し上げます。

日ごろより、委員の皆様には、多方面にわたりご指導、ご支援をいただきまして、誠にありがとうございます。3月に入りまして、日増しに暖かくなってまいりました。学校では、先週の土曜日に中学校5校の卒業式がとり行われました。今週の土曜日には小学校の卒業式、また4月に入りましたら、小学校・中学校の入学式が举行されますので、公私ともご多忙とは存じますが、皆様におかれましては、ご臨席の上、祝福をいただきますようよろしくお願いいたします。

さて、本日の委員会に審議をお願いいたします議案は、全部で17議案でございます。

その内訳は、まず、予算関係が議案第1号、平成30年度旭市一般会計予算の議決についての

うち所管事項のほか6議案、そのほか条例の制定についてが8議案、指定管理者の指定についてが2議案でございます。

執行部といたしましては、委員の皆様方からのご質問に対しまして簡潔、明瞭に答弁するよう努めてまいりますので、何とぞ全議案、可決、承認くださいますようお願い申し上げまして、ご挨拶といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（飯嶋正利） ありがとうございます。

議案の説明、質疑

○委員長（飯嶋正利） ただいまから委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る3月5日、本会議におきまして本委員会に付託されました議案は、議案第1号、平成30年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第3号、平成30年度旭市国民健康保険事業特別会計の予算の議決について、議案第4号、平成30年度旭市高齢者医療特別会計予算の議決について、議案第5号、平成30年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について、議案第9号、平成29年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第10号、平成29年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決について、議案第11号、平成29年度旭市介護保険特別事業会計補正予算の議決について、議案第13号、旭市いじめ問題対策連絡協議会等の設置等に関する条例の制定について、議案第19号、旭市児童遊園施設条例の一部を改正する条例の制定について、議案第20号、旭市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第21号、旭市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第22号、旭市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第23号、旭市長寿祝金支給条例の一部を改正する条例の制定について、議案第24号、旭市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第28号、旭市奨学基金条例を廃止する条例の制定について、議案第29号、指定管理者の指定について、議案第30号、指定管理者の指定についての17議案であります。

初めに、議案第1号中の所管事項について、補足説明がありましたらお願いいたします。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（角田和夫） 議案第1号、平成30年度旭市一般会計予算の議決について補足説

明を申し上げます。

社会福祉課所管事業のうち、全員協議会で説明いたしました主要事業以外の主な事業について説明をいたします。

予算書の 92 ページをお願いいたします。

3 款 1 項 1 目、説明欄 2、社会福祉総務事務費 497 万円でございますが、平成 29 年度まで社会福祉協議会に管理をお願いしております海上ふれあいサポートセンターの指定管理終了のため、新たに維持管理費を計上し、約 94 万円が昨年に比べて増額となっております。

予算書の 99 ページをお願いいたします。

3 款 1 項 2 目、説明欄 9、地域生活支援事業の 13 委託料、移動支援事業委託料の 1,371 万 7,000 円については、屋外での移動が困難な障害者への外出支援を行うもので、実利用者 74 人を見込んでおります。

次に、100 ページをお願いいたします。

説明欄の上から 2 行目、相談支援事業委託料の 1,015 万円については、障害者等へ必要な情報提供等の支援を行うとともに、虐待防止や権利擁護のための援助を行います。

続きまして、その下の地域活動支援センター機能強化事業委託料の 1,361 万 6,000 円については、障害者が通所で創作的活動または生産活動の提供をしたり、社会との交流促進等の便宜を図ります。

続きまして、説明欄の上から 4 行目、日中一時支援事業委託料の 2,322 万 9,000 円については、障害者の日中活動の場を確保し、障害者家族の就労支援及び障害者を日常的に介護している家族の一時的休息を支援するもので、実利用者 55 人を見込んでおります。

9 行目になります。

20 扶助費 2,112 万 1,000 円のうち、日常生活用具給付費等扶助費の 2,035 万 3,000 円については、在宅の重度障害者に対し、日常生活支援用具の給付または貸与を行うもので、受給者 171 人を見込んでおります。

予算書の 23 ページをお願いします。戻っていただきます。すみません。

今説明しましたこれらの事業に伴う歳入でございますが、13 款 2 項 2 目 1 節、社会福祉費国庫補助金、説明欄 2 の地域生活支援事業費等補助金が 4,031 万 4,000 円になります。

続いて、予算書 26 ページをお願いいたします。

14 款 2 項 2 目 1 節社会福祉費県補助金、説明欄 4、地域生活支援事業費等補助金が 2,015 万 7,000 円でございます。

続きまして、また支出のほうの予算書 123 ページをお願いいたします。

3 款 4 項 2 目 20 節扶助費、説明欄 1、生活保護扶助費 7 億 2,538 万 9,000 円は、平成 30 年度の年間保護世帯数を 338 世帯、保護人数を 329 人と見込み計上したものであります。

すみません、予算書の 22 ページのほうをもう一度お願いします。

今のこの生活保護事業に伴う歳入ですけれども、13 款 1 項 1 目 4 節生活保護費国庫負担金、説明欄 1、生活保護費負担金 5 億 4,404 万 1,000 円は、生活保護扶助費の国庫負担分であります。

以上で議案第 1 号、社会福祉課所管の補足説明を終わります。

○委員長（飯嶋正利） 保険年金課長。

○保険年金課長（遠藤茂樹） それでは、議案第 1 号、平成 30 年度旭市一般会計予算の議決について、保険年金課所管の補足説明を申し上げます。

当初予算書の 22 ページのほうをお開きください。

初めに、歳入について申し上げます。

13 款 1 項 1 目 1 節社会福祉費国庫負担金の説明欄 5 になります。保険基盤安定負担金 7,891 万円は、保険者支援分としての一般会計繰出金の 2 分の 1 の額であります。

恐れ入ります、25 ページをお願いいたします。

3 項 2 目 1 節の説明欄、国民年金事務費交付金 1,864 万 4,000 円は、国民年金事務に要した人件費等の経費に係る交付金でございます。

14 款 1 項 1 目 1 節、説明欄 3、保険基盤安定負担金 2 億 3,528 万 3,000 円は、保険税軽減分として一般会計繰出金の 4 分の 3 の額及び保険者支援分としての一般会計繰出金の 4 分の 1 の額でございます。

2 節、説明欄 1、後期高齢者医療保険基盤安定負担金 1 億 2,473 万 2,000 円は、後期高齢者医療に係る保険料軽減分としての一般会計繰出金の 4 分の 3 でございます。

飛びまして、35 ページのほうをお願いいたします。

19 款諸収入の 5 項 5 目、説明欄 11 になります。後期高齢者医療制度長寿・健康増進事業補助金 283 万 4,000 円ですが、これは千葉県後期高齢者医療広域連合からの補助金でございまして、後期高齢者、短期人間ドックの助成及びはり・きゅう・マッサージ等の助成でございます。

続きまして、歳出について申し上げます。

だいたい飛びまして、102 ページをお願いいたします。

3 款 1 項 4 目国民健康保険費の説明欄 2、国民健康保険事業特別会計繰出金でございますが、

これは国保保険基盤安定保険税軽減分繰出金から国保財政安定化支援事業繰出金までは、ルール分としまして事業勘定へ繰り出すものでございます。

105 ページをお願いいたします。

2 項 2 目後期高齢者医療費の説明欄 2、広域連合負担金 5 億 5,213 万 6,000 円ですが、これは千葉県後期高齢者医療広域連合における関連経費と後期高齢者に係る療養費のうち、旭市の負担分を計上するものでございます。

説明欄 3、後期高齢者医療特別会計繰出金 1 億 7,968 万円でございますが、これは一般会計から後期高齢者医療特別会計への事務費と保険料軽減分に係る繰出金でございます。

以上で議案第 1 号、保険年金課所管の補足説明を終わりにさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（飯嶋正利） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（浪川恭房） 議案第 1 号、平成 30 年度旭市一般会計予算の議決についてのうち、高齢者福祉課所管の事業について補足説明を申し上げます。

予算書の 103 ページをお願いいたします。

歳出になります。

3 款民生費、2 項 1 目老人福祉総務費の説明欄 3、老人保護扶助費 5,880 万 1,000 円は、経済的な理由等により自宅での生活が困難な低所得の高齢者を養護老人ホームへ措置するための費用で、30 人分の費用を見込みました。

これに関連します歳入ですが、予算書の 18 ページをお願いいたします。

11 款分担金及び負担金、1 項 1 目 1 節老人福祉費負担金の説明欄 1、老人施設入所者負担金の 579 万 3,000 円は、措置された方々にも収入に応じて負担をしていただくということで、歳入として計上するものでございます。

続きまして、歳出に戻りまして、106 ページをお願いいたします。

3 款 2 項 3 目生活支援費の説明欄 1、地域包括支援センター運営事業ですが、13 節委託料の 729 万 1,000 円は、要支援 1 及び 2 に該当する方々のケアプラン作成委託料で、要支援者数が伸びていることから作成件数を全体で 2,006 件見込み、そのうちここでは 1,646 件分を計上するものであります。要支援者のケアプランの作成につきましては、地域包括支援センターだけでは困難なことから、居宅介護支援事業所に一部委託するものであります。

これに関連します歳入ですが、予算書の 36 ページをお願いいたします。

19 款諸収入、5 項 5 目雑入の説明欄 22 に、介護予防サービス計画費収入として全体のケアプ

ラン作成料となります 885 万 9,000 円を計上いたしました。これが先ほど説明いたしました 106 ページの地域包括支援センター運営事業 730 万 7,000 円の財源となっております。なお、介護予防サービス計画費収入と地域包括支援センター運営事業との差額 155 万 2,000 円は、老人福祉関係職員給与費へ充当するものであります。

続きまして、歳出に戻りまして、106 ページをお願いいたします。

説明欄 3 の緊急通報体制等整備事業、13 節委託料 842 万 9,000 円は、ひとり暮らし高齢者等の日常生活における緊急時の連絡に活用するため、緊急通報装置を設置するものであります。設置台数を 260 台と見込みました。

続いて、107 ページをお願いいたします。

説明欄 4 の家族介護支援事業 341 万 6,000 円は、要介護 4 または 5 と認定され、ねたきりで、日常生活全般において介護を要する方と同居して介護している家族に支給するもので、対象者を 34 人と見込みました。

以上で議案第 1 号、高齢者福祉課所管の補足説明を終わります。

○委員長（飯嶋正利） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（小橋静枝） それでは、議案第 1 号、平成 30 年度旭市一般会計予算の議決について、子育て支援課所管の補足説明をさせていただきます。

それでは、予算書の 108 ページをお願いいたします。

歳出から説明いたします。

3 款 3 項 1 目児童福祉総務費の 10 億 3,600 万 5,000 円は、前年度と比較して 7,200 万円、7.5%の増となっております。主な理由としましては、110 ページ、説明欄 4、子ども医療費助成事業の 20 節扶助費の子ども医療扶助費 2 億 2,282 万 6,000 円は事業拡大分で 227 万 1,000 円の増となっております。

また、同ページ説明欄 7、子ども・子育て支援事業において、次期の子ども・子育て支援事業計画策定に向けた、子育てに関するニーズ調査業務委託料分 399 万 6,000 円の増となっております。

続きまして、114 ページをお願いいたします。

説明欄 14、民間地域子ども・子育て支援事業費助成事業の 6,780 万 1,000 円は、民間の保育所、認定こども園が実施する地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、延長保育事業、及び病児保育事業に対しての補助金で、単価改正により前年比で 819 万 9,000 円で 1.1%の増などによるものです。

続きまして、説明欄 16、民間教育保育施設改築等事業 1 億 6,454 万 4,000 円につきまして、改めて説明させていただきます。

本事業は、民間の教育保育事業者が実施する施設整備事業に対し、事業経費の一部を助成するものです。

今回は、認定こども園、飯岡幼稚園の園舎増改築事業に対して助成を行うもので、当該計画は県の補助金交付要綱をはじめ、建築基準法や児童福祉施設最低基準要件等を満たし、設計されていると認識しており、適切な教育、保育サービスの提供が期待できるものとなっております。また、補助対象経費も補助金交付限度額を下回っております。市としましては、安心して子を生み育てていける環境の向上に資することから、今回の施設整備事業を応援する趣旨でございます。

続きまして、同ページの 3 款 3 項 2 目母子父子福祉費の 2 億 7,550 万 2,000 円は、前年度比 2,475 万円で、8.2%の減となっております。主な理由といたしましては、115 ページの説明欄 2、児童扶養手当給付事業において、受給者の減少によるものです。

続きまして、116 ページをお願いいたします。

3 款 3 項 3 目児童措置費の 10 億 404 万 2,000 円は、前年度比 998 万 1,000 円で 1.0%の減となっております。こちらは説明欄 1、児童手当給付事業において、受給者の減少により給付額が減少となるものです。

続きまして、同ページの 3 款 3 項 4 目児童福祉施設費の 1,573 万 4,000 円は、前年度比 1,253 万 4,000 円の増となっております。こちらにつきましては説明欄 2、海上保育所改築事業において、実施設計及び地質調査委託料の計上によるものです。

続きまして 118 ページをお願いいたします。

3 款 3 項 6 目保育所費の 17 億 2,521 万 7,000 円は、前年度比 7,010 万円で 4.2%の増となっております。主要事業を除く主な理由といたしましては、120 ページ、説明欄 3、公立保育所運営費の 13 節委託料の新規の部分でありまして、調理業務委託料として正規調理員の配置を補うため、1 保育所に調理業務委託費として 1,200 万円を新たに計上したものであります。

また、15 節工事請負費 562 万 6,000 円は、エアコンの設置整備に係る費用でございます。

続きまして、歳入について説明させていただきます。

それでは、予算書の 22 ページをお願いいたします。

13 款 1 項 1 目 3 節児童福祉費国庫負担金、説明欄 5、子どものための教育・保育給付費負担金 2 億 8,629 万 4,000 円は、民間認可保育所と認定こども園の施設型給付費に対する国負担分

です。民間認可保育所5施設で1億9,198万8,000円、認定こども園3施設で9430万6,000円を見込んでおります。

同給付費に対する県負担金は、25ページをお願いいたします。

こちら14款1項1目3節児童福祉費県負担金、説明欄4、同負担金1億6,231万7,000円となります。

続きまして、27ページをお願いいたします。

14款2項2目3節児童福祉費県補助金、説明欄4、子育て安心応援事業費補助金6,591万4,000円及び説明欄5、認定こども園施設整備交付金4,378万2,000円は、先ほど説明させていただきました認定こども園、飯岡幼稚園の園舎改築事業に対して、県補助金交付要綱に基づき、補助金を受けるものです。

以上で議案第1号、子育て支援課所管の補足説明を終わります。

○委員長（飯嶋正利） 健康管理課長。

○健康管理課長（木内喜久子） 議案第1号、平成30年度旭市一般会計予算の議決についてのうち、健康管理課所管の補足説明を申し上げます。

まず最初に、予算書の132ページをお願いいたします。

歳出になります。

4款衛生費1項保健衛生費2目予防費、説明欄2の健康相談教育事業50万円は、生活習慣病の予防や健康増進等に関する健康教育の実施と保健師や管理栄養士による保健相談、重症化予防等、対象者に対する訪問指導を実施する経費でございます。

続きまして、133ページになります。

説明欄3、成人健康診査事業603万5,000円は、肝炎ウイルス検診や骨粗鬆症検診、歯周病検診等にかかる経費でございます。

説明欄4のがん検診事業9,038万円は、各種がん検診にかかる経費でございます。

胃がん、乳がん、子宮頸がん、肺がん検診は、各保健センターにおいて集団検診にて実施いたします。大腸がん、前立腺がん検診は、市内の医療機関で検査していただく個別検診と、保健センターにおいて国保の特定健診の日程と合わせて行う集団検診の2つの方法で実施いたします。これらの事業は、健康増進法に基づき実施するものでございます。

この予算に関連いたします歳入を、予算書23ページに戻っていただきまして、お願いいたします。

13款国庫支出金2項3目1節の保健衛生費国庫補助金、説明欄1、がん検診推進事業費補助

金 13 万 3,000 円は、がん検診事業に対する国の補助金で補助率は 2 分の 1 となっております。

続きまして、27 ページをお願いいたします。

14 款県支出金 2 項 3 目 1 節保健衛生費県補助金、説明欄 1、健康増進事業費補助金 417 万 7,000 円は、健康相談・教育事業、成人健康診査事業に対する県の補助金で、補助率は 3 分の 2 となっております。

歳出に戻っていただきまして、134 ページをお願いいたします。

中段からになります。

4 款 1 項 2 目、説明欄 5 となります。感染症予防対策事業費 1 億 2,485 万 5,000 円は、予防接種法に基づいて行う子どもと高齢者が対象となる各種予防接種の経費でございます。

子どもの予防接種は、BCG と二種混合は集団健診で行いますが、その他の接種は医療機関で行う個別接種となります。高齢者の予防接種は、インフルエンザと肺炎球菌で、全て個別接種となっております。

次に、135 ページの一番下の段ですが、4 款 1 項 3 目、説明欄 1 の妊婦・乳幼児健康診査事業 5,443 万 3,000 円は、集団で行う 4 か月、1 歳 6 か月、3 歳の乳幼児を対象とする健康診査と 2 歳児を対象とする歯科健診にかかる経費と、医療機関等で行う妊婦・乳児の健康診査費用の助成金でございます。

以上で議案第 1 号、健康管理課の補足説明を終わります。

○委員長（飯嶋正利） 庶務課長。

○庶務課長（栗田 茂） 議案第 1 号、平成 30 年度旭市一般会計予算の議決について、庶務課所管事業のうち、全員協議会で説明させていただいた主要事業以外のその他の事業について、何点か補足説明を申し上げます。

予算書の 225 ページをお開きください。

10 款 2 項 1 目学校管理費、説明欄 1 の小学校施設管理費は 1 億 4,557 万 7,000 円で、小学校 15 校にかかる施設の運営費用と維持管理費であり、内訳は説明欄記載のとおりとなります。

予算書の 227 ページをお開きください。

説明欄 3 の小学校施設改修事業は 1 億 734 万 4,000 円で、小学校 15 校にかかる老朽化及び危険箇所等の維持補修費と改修工事の経費であります。

予算書の 228 ページをお開きください。

15 節工事請負費 8,932 万 1,000 円の主なものとしては、小学校 3 校の貯水槽更新工事と、小学校 3 校の高圧受電設備改修工事であります。

予算書の 231 ページをお開きください。

10 款 3 項 1 目学校管理費、説明欄 1 の中学校施設管理費は 6,946 万 1,000 円で、中学校 5 校にかかる施設の運営費用と維持管理費であり、内訳は説明欄記載のとおりとなります。

予算書の 233 ページをお開きください。

説明欄 3 の中学校施設改修事業は 2,947 万円で、中学校 5 校に係る老朽化及び危険箇所等の維持補修費や改修工事の経費であります。

予算書の 234 ページをお開きください。

15 節工事請負費 2,342 万 5,000 円の主なものとしては、中学校 3 校の防火設備の改修工事と、中学校 1 校のプール塗装改修工事であります。

以上で、議案第 1 号の庶務課所管の補足説明を終わります。

○委員長（飯嶋正利） 環境課長。

○環境課長（井上保巳） 議案第 1 号に係る環境課の補足説明はございませんので、よろしくお願いいたします。

○委員長（飯嶋正利） 学校教育課長。

○学校教育課長（佐瀬史恵） 議案第 1 号、平成 30 年度旭市一般会計予算の議決についてということで、学校教育課のほうですが、本会議での説明のとおりでございますので、補足説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（飯嶋正利） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（高安一範） 議案第 1 号、平成 30 年度旭市一般会計予算の議決についてのうち、所管事項に関して、生涯学習課として、補足説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（飯嶋正利） 体育振興課長。

○体育振興課長（加瀬英志） 議案第 1 号、体育振興課としての補足説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（飯嶋正利） 担当課の説明は終わりました。

議案第 1 号について質疑がありましたらお願いいたします。

伊藤房代委員。

○委員（伊藤房代） 何点か質問させていただきます。

93 ページ、説明欄 2 の 13 節委託料の合同金婚式委託料 118 万 8,000 円の内容についてお伺いいたします。

次に 95 ページ、説明欄 7 の生活困窮者自立支援事業の 13 節委託料の 1,908 万 1,000 円の内容

についてお伺いいたします。

それから、20 節扶助費の住居確保給付金 44 万 7,000 円の内容についてお伺いいたします。

次に 98 ページ、説明欄 6、福祉タクシー利用助成事業の 1,058 万円のうち、20 節扶助費、福祉タクシー利用助成金 1,053 万 2,000 円の内容についてお伺いいたします。

次に 104 ページ、説明欄 6、老人クラブ活動促進事業の 19 節負担金補助及び交付金 519 万 2,000 円について、お伺いいたします。

すこやかシニアクラブ旭組織強化対策事業補助金 100 万円の内容についてと、老人クラブ活動等社会活動促進事業補助金 419 万 2,000 円の内容についてお伺いいたします。

次に 105 ページ、説明欄 4、高齢者短期人間ドック助成事業 276 万 3,000 円の内容についてお伺いいたします。

次に 106 ページ、説明欄 3、緊急通報システム事業の委託料 842 万 9,000 円、これは先ほど 260 台設置台数とありましたけれども、地区別にお伺いいたします。

次に 117 ページ、説明欄 2、子ども発達センター運営事業、13 節委託料、子ども発達センター運営費、これは委託 1,573 万 5,000 円の内容についてお伺いいたします。

次に 147 ページ、説明欄 4、住宅用省エネルギー設備設置助成事業、19 節負担金補助及び交付金の 651 万円の内容についてお伺いいたします。

○委員長（飯嶋正利） 伊藤房代委員の質疑に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（角田和夫） 初めに、金婚式の内容についてということですが、これについては社会福祉協議会のほうに委託しまして、社会福祉協議会のほうが開催しているというものです。金婚式、50 周年を迎えた方を招待して、市のほうでお祝いをいたすというものであります。

生活困窮者自立支援事業、これについては生活に困窮されている方が生活保護に陥らないために、陥る前の段階でいろいろな就労支援だとか生活支援ということで支援するもので、社会福祉協議会のほうに業務委託をしているものであります。

○委員長（飯嶋正利） 少し確認いたしますので、そのままお待ちください。

ここでしばらく休憩いたします。委員の皆さんはそのまま自席でお待ちください。

休憩 午前 10 時 44 分

再開 午前10時47分

○委員長（飯嶋正利） 休憩前に引き続き会議を開きます。

保険年金課長。

○保険年金課長（遠藤茂樹） それでは、ご質問の105ページの後期高齢者短期人間ドック助成事業についてご説明をいたします。

こちらは後期高齢者の人間ドックの助成ということで、費用の70%を助成するものでございます。ただし、上限としては3万円となっております。助成のほうは全額広域連合のほうより歳入されるものでございます。

医療施設でございますけれども、4施設、旭中央病院、飯倉医院、銚子市の島田病院、匝瑳市民病院、その4病院ということになっております。

以上でございます。

○委員長（飯嶋正利） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（角田和夫） どうもすみません。

それでは、社会福祉課のほうから、95ページの20 扶助費、住居確保給付金について説明します。

これについては、生活困窮されている方を対象にしているものなんですけれども、離職後2年以内の65歳未満の者で、住まいを喪失するか、喪失のおそれがある生活困窮者に、就職の支援とともに、3か月間の家賃助成を行うものであります。4件見込んで、この金額を計上させていただきました。

98ページの福祉タクシーの利用助成事業についてですけれども、これについては身体障害者で重度の方か下肢に障害がある方を対象に、福祉タクシーを利用するときに助成するもので、1回当たり1,000円を助成するものであります。一般の障害者の方については一月2枚ということで、1年間、24枚。あと腎臓の障害の方には、透析される方には、一月8枚ということで12倍で96枚、1年間に支給しているものです。

次、104ページ、老人クラブの事業の中で、すこやかシニアクラブ旭組織強化対策事業補助金100万円については、これについては老人クラブの団体数が減少傾向にあるということで、市のほうでももう一度、クラブの増加をとということで支援するものであります。これについては、新しくクラブを設立した団体に補助金を支給するほか、会員増強となったクラブに関しても、会員数に応じて補助金を支給するものであります。これは平成29年度から始めまして、平成30

年度で2年目になります。

老人クラブ等の社会活動促進事業補助金、これについては、単一老人クラブについて、活動資金のほうを支給するものであります。

あと 117 ページの子ども発達センターの内容についてということですが、障害のあるお子さんが小学校に上がる前に、集団生活だとか、そういう団体生活になれるということで、そういう形で、小学校へ上がるまでの対象の方に来ていただいて、集団活動ができるような形で支援をするものであります。場所は海上の保健センターの1室を借りて事業を行っております。事業主体はロザリオの聖母会のほうに委託しております。

社会福祉課からは以上です。

○委員長（飯嶋正利） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（浪川恭房） それでは、予算書 106 ページの3款2項3目の生活支援費のうちの説明欄3、緊急通報体制等整備事業の13節委託料の緊急通報システムの装置の地区別の台数ということでございます。平成30年度はまだ出しておりませんので、直近の平成28年度での台数を申し上げます。合計で206台設置しております。旭地区で130台、海上地区で31台、飯岡地区で32台、干潟地区で13台。

以上でございます。

○委員長（飯嶋正利） 環境課長。

○環境課長（井上保巳） それでは、予算書 146 ページ、説明欄4の住宅用省エネ設備設置助成事業の負担金補助の補助金の内訳ということでございます。

これにつきましては、全体事業としては一般家庭での地球温暖化対策を促進するためということで、住宅用省エネルギー設備の設置経費の一部を補助するというものでございまして、本年度の予算の計上では、四つの種類の設備に対して助成を予定しております。

まず一つとしましては、住宅用太陽光発電設備がございまして、これが上限がございまして、上限10万円となっております、これを55件ということで、550万円。あとエネファームという設備に対しまして、これは8万円の補助になりますが、これが2件で16万円。あと定置用リチウムイオン蓄電システムという設備がございまして、これが10万円の補助で8件を見込んでおりまして、80万円。あと太陽熱利用システムというものがございまして、これが5万円の1件ということで、5万円を見込んでございます。

以上でございます。

○委員長（飯嶋正利） 議案の審査は途中ですが、ここで11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前 10 時 55 分

再開 午前 11 時 10 分

○委員長（飯嶋正利） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま執行部より、発言の是正をいたしたい旨の申し出がありましたので、発言を許可いたします。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（角田和夫） 先ほどの補足説明で、生活保護の世帯数と保護人数を説明させていただいたんですけれども、ちょっと間違えてしまいました。

保護の世帯数は 338 世帯で、保護の人数は 392 人が正解でした。すみませんでした。

○委員長（飯嶋正利） 伊藤房代委員。

○委員（伊藤房代） それでは、再質問させていただきます。

93 ページの説明欄 2 の 13 節委託料の合同金婚式委託料、これは社会福祉協議会に委託ということで、内容は分からないということですよ。

○委員長（飯嶋正利） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（角田和夫） 合同金婚式の委託料ということですが、積算の内訳は分かりますので、大まかなものをちょっとさせていただきます。

金婚式の会食代ということで、1 人 4,000 円を 150 人見込んでおります。あとこのほか、記念写真代だとか、あと案内のはがきとか、そういうものがあります。あと会場のほうで、いろいろ出演していただく、演芸とかやっていただくんですけれども、そのような方、団体への謝礼だとかというような形になります。

以上です。

○委員長（飯嶋正利） 伊藤房代委員。

○委員（伊藤房代） ありがとうございました。

次に、95 ページの説明欄 7 の生活困窮者自立支援事業の 20 節扶助費ですけれども、住居確保給付金 44 万 7,000 円の内容ですけれども、離職後 63 歳未満の就職の支援ということで 4 件ということなんですけれども、もう少し詳しく教えていただければと思います。

○委員長（飯嶋正利） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（角田和夫） これについては国のほうの制度で旭市もやっているものであります。というわけで、住宅・アパート等がなくて追い出されてしまうという、そのような状況に追い込まれていて、生活保護に陥るおそれがある方に、住居の確保をすれば、就労のそういう面での能力がある方なので、ひとり立ちしていただけるのかなというふうな形での支援をするものであります。

以上です。

○委員長（飯嶋正利） 伊藤房代委員に申し上げます。質問のほうは一括でお願いいたします。

伊藤房代委員。

○委員（伊藤房代） 失礼いたしました。

次に、98 ページ、説明欄 6、福祉タクシー利用助成事業ですけれども、こちらは対象が何名ぐらいいらっしゃるのか、お伺いいたします。

それから、104 ページの 19 節負担金補助及び交付金の 519 万 2,000 円のうちの、すこやかシニアクラブ旭組織強化対策事業補助金 100 万円の内容でございますけれども、新しいクラブ、また団体数の減少の部分でございますが、今現在、幾つのクラブにそれがされているのか、よろしくお伺いいたします。

それから、会員数に応じて補助金とありますが、その辺の詳しい内容をお伺いいたします。

それから、老人クラブ活動等社会活動促進事業補助金 419 万 2,000 円の内容について、これは何団体あるのかお伺いいたします。

それから、105 ページの説明欄 4、後期高齢者短期人間ドック助成事業 276 万 3,000 円の内容についてですけれども、何人ぐらい対象がいらっしゃるのかお伺いいたします。

それから、106 ページの緊急通報システム事業委託料でございますが、先ほど 206 台ということで、最終年度は 260 台ということで、かなり増えているのかなと思いますので、その辺をお伺いいたします。

以上で質問を終わります。

○委員長（飯嶋正利） 伊藤房代委員の質疑に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（角田和夫） 福祉タクシーのほうの利用者は何人ぐらいかということでございますけれども、平成 29 年度は、交付者の方は 482 人に交付して、平成 29 年度、今現在で使われている方は 387 人ということになります。平成 30 年度は 514 人の方に交付予定を見込んでおります。

老人クラブのほうの関係で、すこやかシニアクラブ旭組織強化対策事業補助金ということで、平成 29 年度は 3 クラブ、新しく設立されまして、あと人数的に 133 人の方がクラブのほうは増になっております。平成 29 年度当初は 58 団体でありました。

団体に対する補助金、すみません、多分、1 団体 20 万円を見込んだと思うんですけど、ちょっと確認させて、もし違うようでしたら。

すみません、新しくできるのは 10 万円で行きました。あと、1 人増えると 2,000 円というような形です。

あと、老人クラブ活動補助金の老人クラブ活動等社会活動促進事業費補助金ですけれども、これについては 1 クラブ当たり 4 万 6,000 円をうちのほうから補助させていただいております。それとあと、会員 1 人当たり 150 円という形になります。

○委員長（飯嶋正利） 保険年金課長。

○保険年金課長（遠藤茂樹） それでは私のほうから、105 ページ、後期高齢者短期人間ドック助成事業の対象者は何名ぐらいかということに対してお答えいたします。

一応、平成 30 年度予算につきましては 92 名を見込んでおります。

以上でございます。

○委員長（飯嶋正利） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（浪川恭房） 私からは、緊急通報装置の増えている原因ということでございます。

まず、対象となりますのがひとり暮らしの高齢者、または高齢者世帯という方が対象になりますが、分母といたしましては、高齢者が増えてきているということが一番の原因ではございます。

また、増えている数としましては、だいたい 30 台くらい増えているような状況になっております。そういった増えている理由の一つとしましては、訪問の際に、地域包括支援センターの職員とか、ケアマネジャーさんとか、そういった方が訪問したときに、対象になれば、こういったものがあるよということで周知を徹底しているような、そういうことの成果が出ているところだと思います。

以上でございます。

○委員長（飯嶋正利） ほかに質疑はありませんか。

高橋秀典委員。

○委員（高橋秀典） それでは、6 点ほど質問させていただきます。

予算書の 100 ページになります。障害者福祉費のうち、説明欄 13 委託料のうちの成年後見制度法人後見支援事業委託料及び 20 の扶助費になります成年後見制度利用支援扶助費とありますけれども、こちらの成年後見制度について、制度説明をお願いしたいと思います。まず 1 点。

それと 110 ページになりますけれども、児童福祉総務費のうち説明欄 6、乳幼児紙おむつ給付事業、こちらは人気の事業でありますけれども、こちらの利用者の件数をお願いいたします。

続きまして、112 ページになります。

同じく、児童福祉総務費のうち、説明欄 12、旭市子育て支援センターハニカム運営事業ですけれども、改めましてこのサービス内容と、あと運営に当たっての人員の構成についてお伺いしたいと思います。

続きまして、114 ページ、同じく児童福祉総務費のうち、説明欄 15 です。親と子どもの絆プロジェクト事業、こちらは今年 3 年目になるのかと思いますけれども、どのような事業が各保育所・幼稚園で行われているのか、概要をお伺いしたいと思います。

すみません、一度戻っていただいて、111 ページ、説明欄 13 の委託料、計画策定調査業務委託料ということなんですけれども、こちらニーズ調査ということでお伺いしましたが、この調査の内容について、予定をお伺いしたいと思います。

飛びまして、230 ページですけれども、教育振興費、説明欄 6、小学校教諭補助員配置事業、それから 7、小学校スクールカウンセラー配置事業、それからこれは関連して 9 ですね、小学校図書館司書配置事業、こちらについて、配置の状況についてお伺いいたします。

また同じページの説明欄 8、小学校緊急スクールカウンセラー配置事業ですけれども、こちら震災関連のということだと思えるんですけれども、今後の事業の予定についてお伺いします。

以上です。

○委員長（飯嶋正利） 高橋秀典委員の質疑に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（角田和夫） 100 ページの成年後見制度法人後見支援事業委託料 38 万円についてですけれども、これにつきましては、成年後見制度ということ自体は、障害者の方が、自分で判断する能力のない方について、それを支援するための、この委託料については、銚子市、旭市、匝瑳市の海匠 3 市で、成年後見人を有して成年後見人を養成する法人に対して事業委託しているものです。

それでもう一つのほうの扶助費の成年後見制度利用支援扶助費 76 万 8,000 円ですけれども、これについては、障害者の方で自分で判断できない場合なんですけれども、市長の申し立て及び、

親族の申し立ての成年後見費用、かかる費用において、被後見人の収入が少なく、後見人に報酬が払えない状況である場合に、市の要綱で定めた範囲内で、全額または一部補助する。それを予算計上させていただきました。

以上です。

○委員長（飯嶋正利） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（小橋静枝） それでは、予算書 110 ページ、紙おむつの給付件数ということで、利用者件数についてお答えいたします。

まず、平成 30 年度の今回計上いたしました見込みは 3 万 4,144 件でございます。

次に、111 ページのニーズ調査の委託料について申し上げます。まずこの委託料につきましては、子ども・子育て支援事業計画の第 2 期の策定に備えたニーズ調査となります。対象は、子育て世帯の全世帯に対し、生活実態、教育・保育事業に関すること、地域子ども・子育て支援事業等についてのご意見、ご要望を把握するための調査内容となっております。

続きまして、2 階にございますハニカム、こちらにつきましては、子育て支援事業の一つの拠点事業というのを実施しております。内容は、子を持つ保護者世帯の交流の場の提供であったり、また利用者支援、子育て世帯がいろんな施設を利用したいといった相談、また通常の育児相談、こういったものに応じる内容でございます。

また、人員構成といたしましては、正規の職員、保育士が 1 名、再任用の職員が 2 名、そして臨時職員を 3 名任用してございます。

続きまして、114 ページ、親と子どもの絆プロジェクト事業、この内容でございます。

本年度の内容等は、公立等におきましては、運動会やそういった行事の際の親子、または祖父母、または地域、こういった方々との交流をメインにした事業が主なものとなっております、また、民間の方々ですと、おじいちゃん、おばあちゃんと一緒に遠足に行くであるとかあるいは音楽鑑賞をすとか、そういった交流を伴った事業を展開されております。

また、今年は市の公立保育所の全体の連絡協議会、この事業内容といたしましては、小さなお子さんも親子で参加できる塗り絵を、「あさピー」をかたどった用紙を配布いたしましてそれを親子で塗り絵を楽しんでもらうという企画を実施いたしました。

以上です。

○委員長（飯嶋正利） 学校教育課長。

○学校教育課長（佐瀬史恵） 学校教育課からは、230 ページの説明欄 6、小学校教諭補助員配置事業の配置状況とのご質問でございました。

まず、本事業は、小学校の担任教諭をサポートし、学習につまずいている児童を中心に個別指導を行い、基礎学力の定着を図るとともに、特別な支援が必要な児童に対応し、特にきめ細かな指導を行うものでございます。

平成 30 年度の配置状況でございますけれども、予定ですが、小学校 15 校に教諭補助員を 17 名、15 校は全校でございます。外国語活動補助員を 3 名配置して、学級全体の基礎学力向上と国際環境理解のための英語教育の充実を図っていくものでございます。

ちなみに、中学校についても 6 名を中学校 5 校全校に配置する予定となっております。

続きまして 7 番、小学校スクールカウンセラー配置事業の配置状況とのご質問でございます。

これは、市内小学校において問題を抱える児童へのカウンセリングや、保護者への相談活動、職員への指導助言を行うためのスクールカウンセラー、臨床心理士資格のある方が中心になりますけれども、を雇用する事業でございます。

昨年度に比ばまして、1 名増員で 2 名、時間的には総時間 390 時間ということで、10 時間の増ではございますけれども、195 時間を 2 名配置して対応に当たっていきたいというふうに考えているところでございます。

続きまして 9 番、小学校図書館司書配置事業についての配置状況をとのご質問にお答えをいたします。

この事業は、平成 25 年に始まった事業でございまして、学校図書館司書を配置し、図書館の環境を整え、児童が図書に触れる機会を充実させる事業でございます。今年度は、拠点校を定めて 4 名の教諭補助員を全校に巡回をして配置をいたします。小学校 3 名、中学校 1 名と、ここでは小学校のご質問ですけれども、20 校には 4 名で対応したいというふうに考えております。

続きまして、最後の 8 番、小学校緊急スクールカウンセラー配置事業の事業予定ということでございますけれども、これはご承知のように、平成 29 年までは、国から震災復興特別会計ということで交付金をいただいていた事業でございます。被災した児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるようにするための相談活動、それから職員・保護者への指導助言を行うスクールカウンセラーを雇用する事業でございます。国からの交付金ということで、補助率は 10 分の 10 でございます。

この事業についてですが、予定ですと小学校のほうは 6 名分ということで、少し中学校のほうからシフトして、多少大きくなりましたけれども、予算書は、ご覧のように中学校のスクールカウンセラーのほうは削除されております。これは国のほうから、震災復興特別会計の関係で、予算 4 割減というような連絡をいただきました。関係課の方で協議をいたしまして、ニーズが

高い、相談件数が多かった小学校のほうはこのままということで、残す方向で、中学校のほうを削減というような形になっております。

以上でございます。

○委員長（飯嶋正利） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（小橋静枝） すみません、先ほど高橋秀典委員のご質問の中で、110 ページの紙おむつ給付事業の利用者件数というご質問に対しまして、利用枚数を答えてしまいました。利用者件数としましては、人数は 990 人ほど見込んでおります。すみません、訂正させていただきます。

以上です。

○委員長（飯嶋正利） 高橋秀典委員。

○委員（高橋秀典） それでは、再質問させていただきます。

まず、100 ページの成年後見人の制度については理解しました。実際どのぐらいの利用件数がこのところあるのか、本年度この予算でどのぐらいの件数をまた見込んでいるのか、お伺いします。

それから、110 ページの今の紙おむつの件でありますけれども、990 人ということですが、事業開始からの増減、増はないのかもしれないですけども、についてお伺いしたいのと、もう一つ、これ対象として、あまり詳しくないんですけど、トレーニングパンツというんですか、おむつ離れ用のおむつ、これは対象になるのかどうかということについてお伺いします。

それから、13 の委託料ですね、111 ページです。こちらについて全世帯で調査ということでお伺いしました。

今回、保育所の入所希望に当たって、非常に何か偏りが一部見られたところがあります。希望者が集中して、実際に言いますと、干潟保育所なんかは相当人気集中した結果、保育所は学区がないというのは分かっているんですけども、なかなか地元なのに一番近い所に通えないというような、ちょっと不満の声も聞くところありますので、そういった意味で、地域ごとのニーズの偏在というか、そこら辺も、調査対象になっていくのかどうか、市全域としての調査なのか、あるいはある程度地区の特性みたいなものも出していくのかどうか、その辺についてお伺いしたいと思います。

それから、112 ページのハニカムについてお伺いしました。利用状況についてどのぐらいの、ちょっと尺度が難しいかもしれませんが、どのぐらいの人数の方が利用しているのか、利用状況が分かればお願いしたいと思います。

次の 114 ページ、親と子どもの絆については理解しました。ただ、ちょっと 1 点お伺いしたいのは、事業の目的に沿った形で、文字どおり、親と子どもの絆、地域との絆を深めていくという事業について、その目的、趣旨に沿った事業が行われているかどうかのチェックというのはされているのかどうか、その点についてお伺いします。

あと、230 ページですけれども、配置状況に関して、教諭補助員、スクールカウンセラー、図書館司書ですけれども、こちら教育現場からのニーズに対して、現状でどうなのか、もっと足りないよというところもあるのかどうか、その現状についてお伺いしたいんですが、特に小学校で、自席についているのがちょっと厳しいような子がいてというような声も聞きますので、そこら辺、現状に照らして、今の配置状況はどうなのかという見解をお伺いしたいと思います。

以上です。

○委員長（飯嶋正利） 高橋秀典委員の質疑に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（角田和夫） 100 ページの成年後見制度の利用支援の補助金の具体的な内容ですけれども、障害者の方が施設に入所されている場合は、一月 1 万 8,000 円で 12 か月で 2 人を見まして、在宅の方の場合には一月 2 万 8,000 円を 12 か月で 1 人というような形で積算しております。

以上です。

○委員長（飯嶋正利） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（小橋静枝） では、高橋秀典委員のご質問に対してお答えいたします。

まず 110 ページ、紙おむつの給付事業です。対象者 990 人に対し、トレーニングパンツは対象となるか否かという部分につきましては、トレーニングパンツは対象としてございません。一応ゼロ歳から 2 歳未満という対象でもありますので、その年齢層において、まだトレーニングパンツまでの使用は、実際に見込んではおおりませんでした。

すみません、ちょっとページが飛んでしましまして、先に 111 ページの委託料、ニーズ調査の件でお答えいたします。ご指摘のように、本年度、保育所によりまして、だいたい入所希望に偏りがございました。そこで、確かに住民の皆様から、なぜ地元なのに使えないのか、そういったご意見を多くいただいたところでございます。

ご承知のように、委員のご意見の中にもありましたように、保育所は小学校と違いまして、学区、そういった区割りというものはございません。そういう意味でも、そういった次のニーズ調査の内容にその部分が組み込まれるかどうかというのは、今の時点ではちょっと申し上げ

られないんですけども、国のほうの指針もまだ出ていない状況ですので。

ちなみに、前回の調査の内容の中では、そういった地域性の部分は触れてはございませんでした。

次に、112 ページのハニカムの利用状況について申し上げます。

平成 24 年度からのデータがありまして、ざっくり申し上げますと、年間の延べ利用組数、人数ということで申し上げます。まず、平成 24 年度は 4,831 組、児童が 5,392 人。平成 25 年度が 4,899 組、児童が 5,508 人。平成 26 年度が 5,697 組、児童が 6,112 人、平成 27 年度では 6,405 組、児童が 7,159 人。平成 28 年度は 6,020 組、児童が 6,788 人と、平成 27 年度から 28 年度にかけては若干利用が減っているものの、相対的にはだいぶご利用いただいているような状況でございます。

あとすみません、先ほどちょっと回答を延ばさせていただいた紙おむつの増減です。こちらは交付枚数で申し上げます。平成 26 年度が実績で 3 万 6,075 枚、平成 27 年度が 3 万 6,540 枚、平成 28 年度が 3 万 5,100 枚、平成 29 年度、本年度の見込みとしては 3 万 4,000 枚くらいを見込んでおります。やはり少子化の影響という部分が、わずかではありますけれども反映されているのかなと感じているところでございます。

次に、114 ページ、親と子どもの絆プロジェクト事業について、目的に合っているのかというご質問でございます。どういったチェックをするのかということについてお答えいたします。

まず、旭市親と子ども絆プロジェクト事業、こちらにつきまして、市で補助金交付要領を定めております。この要領に従いまして、まず申請を受け、その内容がこの目的である内容、まずこの目的は、幼児期の児童に、親子、世代、地域間、その他向上機会を提供して、児童の豊かな心を育む、こういった目的に合っているかというのをまず申請の段階でチェックいたします。その後、事前に補助金を先にお支払いし、最後に実績報告で精算するという流れでございますので、一応この趣旨にのっとったチェックというのは働いております。

以上で説明を終わります。

○委員長（飯嶋正利） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（角田和夫） すみません、先ほど回答がちょっとできておりませんでした 100 ページの成年後見制度利用支援扶助費の利用人数ということなんですけれども、平成 28 年度が 1 人、平成 29 年度が今現在 2 人活用されておりまして、平成 30 年度が 3 人という形で今見込んでおります。

以上です。

○委員長（飯嶋正利） 学校教育課長。

○学校教育課長（佐瀬史恵） それでは、230 ページ、説明欄の6、7、9で、現場からのニーズをというような再質問でございました。特に6番の小学校教諭補助員配置事業について、ニーズをというようなご質問だったかと思います。

どの事業についても人を配置するわけなので、その配置について学校がどのように活用していただいている、どんなご意見を持っているかというのは、年度末に簡単なアンケートを実施して、ニーズを把握しております。

それから、私どもも特にこの小学校教諭配置事業に関しましては、学校訪問の折に実際に子どもたちの様子を見たり、それから教諭補助員の活動の様子を見させていただいたりしております。現場からのニーズは大変高いという状況でございます。この教諭補助員の果たす役割は非常に大きいということで、こちらでも認識をしております。

この教諭補助員の中に英語の補助員も3名入っているわけなんですけど、この英語の補助員に関しましては、県のほうが英語に関して、英語の教科化ということで、英語の専門性の高い教員の確保ということで、小学校へも英語の教員の免許を持っている人の配置を平成28年度くらいから進めてきております。そういった県の動向も注視しながら、関係課と協議をしながら、配置については考えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（飯嶋正利） 高橋秀典委員。

○委員（高橋秀典） それでは111ページ、ニーズ調査の件ですけれども、できましたら、これは要望になりますけれども、地域における子育てニーズというののもちょっと調べる中で入らせていただいて、地域の今後の状況に合った保育、定員の適正化も含めてお考えいただければと思います。これから住宅が増えてくる地域等もあると思いますので、一概に少子化というふうにも言えないと思いますので、その辺よろしく願いいたします。

あと、112ページのハニカムについてですけれども、これ実際利用者の方から聞かれたんですけども、庁舎が今度移転するに伴って、ハニカムはどうなるんだということで、実際の質問がありましたので、その点について、今予定しているところでお伺いしたいと思います。

それから、230ページの補助員に関しては、できたら今後、現場のニーズに、現状で適正なのかどうか、ちょっと判断は難しいと思いますけれども、声があるのであれば、今後ぜひ増員に向けて検討いただきたいと思います。

以上です。

○委員長（飯嶋正利） 高橋秀典委員の質疑に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（小橋静枝） ニーズ調査につきましては、まだ調査項目が未設定の状況でもありますので、高橋委員のご意見を踏まえて、また今後検討させていただきたいと思います。

あと、ハニカムの庁舎移転の際の設置箇所というご質問でございますが、私のほうもまだ正式にはどこに決まったよというような連絡といたしますか、そういったものは聞いておりませんが、あくまでも予定ということでは、本庁舎内にスペースがあれば設けられるのではないかなというようにことまで把握してございます。

以上です。

○委員長（飯嶋正利） ほかに質疑はございませんか。

有田恵子委員。

○委員（有田恵子） 98 ページ、障害者福祉の説明のところ、6 番、福祉タクシー利用助成事業の 20 番扶助費、これ数字だけで結構です。福祉タクシーを利用する身体障害者数、透析患者数、まずこれ 1 点目。

次に、分かっている年度で結構ですから、身体障害者が使用した使用済みタクシー券の数。同じように、透析患者が使用したタクシー券の数。どの年度でも、一番直近で分かる年度でお願いいたします。

○委員長（飯嶋正利） 有田恵子委員の質疑に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（角田和夫） 98 ページの福祉タクシーの利用助成の関係の件で、福祉タクシーの申請者数ということなんですけれども、平成 28 年度は交付者 537 人でした。その発行枚数が 1 万 7,490 枚、利用枚数が 9,985 枚でした。

それで、うちのほうで現在取りまとめている中では、一般の方が何枚、身障者の方が何枚、人工透析の方が何枚というような形での分けでのまとめというか、していませんので、手持ちがちょっとありませんので、お答えはできません。

以上です。

○委員長（飯嶋正利） 有田恵子委員。

○委員（有田恵子） 537 人というのは、透析と身体障害の合計ですか。これちょっと大事なところなので。一緒くたにしないで、分けて教えていただきたいんです。

○委員長（飯嶋正利） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（角田和夫） 申し訳ありません。98 ページの件で、確認します。

平成 28 年度の実績になります。一般の身障の方は、交付人数が 438 人、利用された方が 357 人でした。交付枚数は 9,482 枚、利用枚数は 5,264 枚でした。あと視覚障害の方なんですけれども、交付人数が 5 人、利用人数が 5 人。交付枚数が 120 枚で、利用枚数が 93 枚でした。今ご質問の人工透析の方なんですけれども、交付人数が 94 人で、実際利用された方が 75 人。交付枚数が 7,864 枚、利用された枚数が 4,588 枚でした。

以上です。

○委員長（飯嶋正利） ほかに質疑はございませんか。

向後悦世委員。

○委員（向後悦世） 110 ページの児童福祉費、説明欄 5 番の出産祝金支給事業、これ何名予定しているのか、また過去のちょっと通年の動向をお伺いしたいと思います。

それと 232 ページ、学校管理費のところ、説明欄の害虫等防除委託料、それと特殊建物調査委託料、この 2 点、説明がなかったから、説明していただければと思います。

○委員長（飯嶋正利） 向後悦世委員の質疑に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（小橋静枝） 110 ページの説明欄 5、出産祝金支給事業について、過去の状況を含めた人数ということで申し上げます。

まず、平成 26 年におきましては、出産時に 74 名、平成 27 年度の実績では 89 名、平成 28 年度の実績では 214 名です。平成 28 年度から事業枠を拡大しまして、第 2 子も該当するようにいたしております。平成 28 年度の実績の 214 名の内訳としては、第 2 子の出産が 137 名、第 3 子以降 77 名でした。続いて平成 29 年の実績においては、全体で出産時が 256 人、そのうち第 2 子が 174 人、第 3 子以降が 82 人。今回計上いたしました平成 30 年度予算につきましては、出産時は 270 名を見込んでおります。内訳としては、第 2 子が 180 人、第 3 子以降 90 人を見込んで計上させていただいております。ちなみに、平成 29 年度につきましても、今の段階では見込みの数値でございます。

以上でございます。

○委員長（飯嶋正利） 庶務課長。

○庶務課長（栗田 茂） 232 ページの説明欄の一番上、害虫等防除委託料につきまして回答いたします。

松くい虫や毛虫とか、そういうものの防除を、薬剤散布をして実施しております。これにつき

ましては、中学校5校全部対象になっております。

次に、特定建築物の調査ということでございまして、これも建築基準法第12条1項の規定によりまして、平成28年度の法改正によりまして、3年ごとの建築物の調査とは別に、防火設備についての建築士の資格にある者の調査を実施するというところで実施するものでございます。

以上でございます。

○委員長（飯嶋正利） 向後悦世委員。

○委員（向後悦世） 出産の数は若干増えてきているということによろしいのでしょうか。

それと、一括でということなので、松くい虫の防除、これ中学校5校で21万5,000円で、これで防除できるのかどうか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○委員長（飯嶋正利） 向後悦世委員の質疑に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（小橋静枝） それでは、過去から現在に対しまして、増えているのかというご質問に対してですが、少子化傾向ではあるものの、結果としては、若干増えている状況も見えてとれます。

以上です。

○委員長（飯嶋正利） 庶務課長。

○庶務課長（栗田 茂） 失礼しました、松くい虫等防除につきまして、先ほど5校というお話をしてしまったんですが、松くい虫等につきましては3校でございました。松くい虫と毛虫の防除は3校でございまして、その他の害虫、要はたまに学校とかに蜂の巣を作られてしまったり、そういうものについての防除ですね、この金額で毎年実施しておるものでございます。

○委員長（飯嶋正利） ほかに質疑はございますか。

木内欽市委員。

○委員（木内欽市） すみません、ただいま有田委員が質問したお答えの関係です。98ページ、タクシー券のやつ。今お答えでは、透析患者が7,800枚発行していて使用が4,500枚。随分これ利用していない人が多いんですが、ほかにもみんなそうなんですが、これはどういうことが考えられるのでしょうか。

すみません、続いてやっちゃいます。

それと社会福祉課、99ページ、委託料、移動手段が困難な方72名と言いましたが、この外出支援、具体的にちょっとお願いします。

あと103ページ、これ課が違いますけれども、ページごと言っちゃいますので103ページ、高

高齢者福祉課、説明欄 3、低所得者老人ホーム 30 名、これもちょっと具体的にお願いします。

それと最後は 123 ページ、生活保護扶助費、これトータルで、ほとんど大半が医薬品のほうの比率が多いんですよね。これはジェネリックの指導とかはなさっているのか。

以上です。

○委員長（飯嶋正利） 木内欽市委員の質疑に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（角田和夫） 99 ページの移動支援事業委託料について回答いたします。

これの内容なんですけれども、移動支援ということで、障害者の方がなかなか外に出づらいいということもあるので、屋外での移動が困難な障害者に対して、外出のための支援を行うことによって、地域における自立生活及び社会参加ということで、車椅子の方だったら付き添いで買い物に出かけるだとか、美容室に出かけるとか、そういうことに対してお手伝いというか、支援するものであります。

その前にすみません、98 ページ、福祉タクシーの件で、先ほどの内容で利用者が少ないということで、先ほども言ったように透析の方については、月 8 枚で、12 で、1 年間で 96 枚というふうな形で考えているんですけれども、というわけで 1 週間に 1 回往復、行って帰ってというふうな形でうちのほうは考えてこういう制度を作ったと思うんですけれども、実際、透析の方が、家族の方に送られている方だとか、自分で運転できる方だとかがいることで、対象になるということで、交付は受けていますけれども、利用に当たっては 1 回 1,000 円という限度がありますので、自己負担も生じますので、そういう面ではタクシーの利用を自由にできるということじゃなくて、しっかり考えながら使っているのかなというふうに考えております。

あと生活保護の関係で、ジェネリック医薬品の利用についてということなんですけれども、これについては、うちのほうでも、厚生労働省のほうからも、生活保護者の方についてもジェネリック医薬品を使うような形での指導ということで、そういった文書も来ていまして、うちのほうでもそういうような形で、ジェネリック医薬品のほうが利用が進んでおります。というわけで、結構うちのほうからも本人に対して勧めております。

以上です。

○委員長（飯嶋正利） 木内欽市委員。

○委員（木内欽市） 今、月 8 枚と言いましたが、人工透析を例えば週 3 回やる人は、とても足りない、これ 1 枚 1,000 円ですよ、使えるのが。距離は関係ないんでしょう。タクシー基本料金のところも遠くも同じなんでしょう。ここがだから、使わない券もいっぱいあるし、とても

足りないという人もいるし。

だってうちのほうだったら往復で 6,000 円ぐらいかかっちゃうので、6,000 円から 7,000 円。病院から乗る場合には送迎料がかからないから、少しは安いんですけども、でもとても足りないんですよね。片や、余っているところもある。これ、お釣りとかももらえないよね。市内なら 1 枚で十分足りちゃう人もいるし、片方は全然足りないで困っている人もいて、ここら辺をこれからは考えていただくべきかなと。これは質疑だから、一般質問ではありませんが、要望とか言えませんが、そういったことをちょっと頭に置いていただけたらなと、このように思います。

それと、透析も変わったんですよ、今度、時間がね。時間帯が病院の都合で、今まで夜やってくれていたやつが、夜がなくなっちゃったから、これどうしても不自由なんですよ。タクシーも大変だから、うちの人が迎えに行ったりするので、仕事をやめて迎えに行くんですよ。これ今、昼間の部になっちゃったんですよ、だいぶ。昔は夜やってくれたからよかったんですが、それもないので、そういった意味でも、このタクシー券、余っているところもいっぱいあるし、片や全然足りないところもあるんですから、そこらのご配慮をお願いしたいと思います。

それとあと、99 ページですが、これ付き添いの方というのは、付き添いがついてくれてこの金額になるんでしょうか。

それとあと 123 ページ、ジェネリックですが、聞くところによると、生活保護の方はジェネリックの利用率が非常に低いと言いますが、その割合とかは分からないでしょうね。もし分かれば。旭市全体では相当ジェネリックの利用率は高いんですよ。五十何%ぐらいいっているんですけど。ですから、そういった意味でのやはり指導もしていただきたいなと、このように思いますが、そういう指導はしているんですか。

○委員長（飯嶋正利） 木内欽市委員の質疑に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（角田和夫） 最初にジェネリックのほうなんですけれども、以前も議会のほうで質問があって、国保の方と生活保護の方のジェネリック医薬品の利用割合はどうなんだという質問がありまして、ちょっと今数字がすぐ出なくて申し訳ないんですけども、たしか生活保護の受給者の方は逆に 90%近く、八十何%で、国・県が 70%ぐらいで、10%以上はたしか旭市の場合は上回っております。

（発言する人あり）

○社会福祉課長（角田和夫） 利用者の方がそういう福祉サービス事業所のほうに利用をお願いし

て、そこに利用者が一緒にどこかへ行って、それを活用させてもらうんですけども、その費用を払うのがうちのほうから福祉サービス事業者のほうに払うということで、そういった形になっていると思うんですが。

○委員長（飯嶋正利） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（浪川恭房） それでは、高齢者福祉課からは、103 ページ、3 款民生費、2 項 1 目の老人福祉総務費のうちの説明欄 3、老人保護扶助費の被措置者の 30 名の内容でございますが、29 名が市内の養護老人ホームで、1 名が市外の養護老人ホームのほうへ利用しております。そのうち平成 30 年度は新規 2 名ほどを予定しております。

以上でございます。

○委員長（飯嶋正利） 木内欽市委員。

○委員（木内欽市） 低所得者というその 30 名、どんな人が利用しているのか。

○委員長（飯嶋正利） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（浪川恭房） 段階別で徴収金が違いますが、まず負担金がない方が 7 名おります。それで、その中で 7 階層と言われる月額 7,500 円の方が 3 名、あと多いところでは 25 階層の月額 4 万 3,800 円という方が 3 名、あとそれぞれ 30 階層の中で 1 名ずつおるような状況で、30 名を予定しております。

以上でございます。

○委員長（飯嶋正利） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（飯嶋正利） 特にないようですので、議案第 1 号の質疑を終わります。

議案の審査の途中ですが、昼食のため、午後 1 時半まで休憩いたします。

休憩 午後 零時 12 分

再開 午後 1 時 30 分

○委員長（飯嶋正利） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、議案第 3 号について補足説明がありましたらお願いします。

保険年金課長。

○保険年金課長（遠藤茂樹） 議案第 3 号についてですが、本会議で補足説明したとおりでありま

して、これに加えての補足説明はございませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○委員長（飯嶋正利） 担当課の説明は終わりました。

議案第3号について質疑がありましたらお願ひいたします。

伊藤房代委員。

○委員（伊藤房代） 335 ページ、説明欄3、短期人間ドック事業3,811万8,000円のうち、13節委託料、人間ドック委託料3,805万8,000円の内容についてと、19節負担金補助及び交付金の人間ドック助成6万円の内容についてお伺ひいたします。

○委員長（飯嶋正利） 伊藤房代委員の質疑に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（遠藤茂樹） それでは、短期人間ドック事業、これは国保のほうになるんですが、それについての内容の説明を申し上げます。ページは335ページでございます。

こちらも後期と同じように、費用の70%で上限は3万円を助成するものでございます。平成30年度の見込み数でございますが、780名ほどを見込んでおります。

あと、人間ドックの助成金6万円のほうでございますけれども、これは全額払いをした方が後から申請した場合に対応するための措置でございますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○委員長（飯嶋正利） ほかに何かありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（飯嶋正利） 特にないので、議案第3号の質疑を終わります。

続いて、議案第4号について補足説明がありましたらお願ひいたします。

保険年金課長。

○保険年金課長（遠藤茂樹） 議案第4号につきましても、本会議のほうで補足説明したところでありまして、これに加えての説明のほうはございませんので、よろしくお願ひいたします。

○委員長（飯嶋正利） 担当課の説明は終わりました。

議案第4号について質疑がありましたらお願ひいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（飯嶋正利） 特にないので、議案第4号の質疑を終わります。

続いて、議案第5号について補足説明がありましたらお願ひいたします。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（浪川恭房） それでは、議案第 5 号、平成 30 年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について、補足説明を申し上げます。

介護保険事業特別会計予算につきましては、全員協議会及び本会議の補足説明においてご説明申し上げたところでございますが、一部追加してご説明いたします。

予算書の 380 ページをお願いいたします。

ここに記載の表は、本年度と前年度の歳出予算額を比較したものでございます。

2 款の保険給付費ですが、これは要介護・要支援認定者が介護サービス等を受けた対価として支払うもので、対前年度 8,307 万 5,000 円、1.8%の増を見込みました。保険給付費の割合は、右側の予算構成比において、歳出総額の 93.4%を占めております。

介護認定者数と介護サービスの利用状況を申し上げますと、平成 30 年 1 月末現在で認定者数は 2,934 人、平成 29 年 12 月末時点での介護サービス利用者数は 2,367 人となっております。そのうち居宅サービス利用者が 1,695 人、施設サービス利用者が 672 人でございます。

続きまして、予算書の 381 ページをお願いいたします。

歳入の 1 款保険料、1 項 1 目第 1 号被保険者保険料につきましては 11 億 5,490 万 5,000 円を見込み、前年度と比較しまして 1 億 5,865 万 8,000 円、15.9%の増を見込んでおります。

この介護保険料につきましては、3 年ごとに見直しが行われ、平成 30 年度から平成 32 年度までの第 7 期介護保険事業計画を策定し、新たな保険料を設定して計上したものでございます。今回関連議案で、介護保険条例の一部を改正する条例の制定について提出させていただいており、相互に関係するものでございます。

保険料算定につきましては、平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 年間の標準給付費見込額、地域支援事業費見込額等、3 年間の被保険者数で割ると、介護保険料基準額が算出されます。また、介護給付費準備基金を平成 29 年度末で 2 億 3,572 万円と見込み、保険料の上昇を抑制するため、基金を 1 億 8,900 万円取り崩すことによりまして、本来必要となります介護保険料より月額で 276 円下げて、基準額を年額 6 万 1,200 円、月額 5,100 円と設定いたしました。第 6 期と比較しますと、年額は 7,200 円、月額で 600 円の増となります。

暫定値ではございますが、参考に近隣の状況を申し上げますと、匝瑳市は旭市と同額で月額 5,100 円、銚子市は月額 5,218 円、香取市は月額 5,485 円という状況でございます。

以上で議案第 5 号の補足説明を終わります。

○委員長（飯嶋正利） 担当課の説明は終わりました。

議案第 5 号について質疑がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○委員長(飯嶋正利) 特にないようですので、議案第 5 号の質疑を終わります。

続いて、議案第 9 号中の所管事項について、補足説明がありましたらお願いいたします。

保険年金課長。

○保険年金課長(遠藤茂樹) それでは、議案第 9 号、平成 29 年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち、保険年金課所管の補足説明を申し上げます。

補正予算書の 13 ページをお開きください。

歳出になります。

今回、千葉県後期高齢者医療広域連合負担金につきまして、401 万 2,000 円の増額補正をお願いするものでございます。

各市町村に係る共通経費分としては 315 万 363 円減額となりましたが、平成 28 年度精算分の療養給付費分について 716 万 2,095 円の追加請求となりました。したがって、相殺しますと 401 万 2,000 円の不足額が生じますので、今回補正をお願いするものでございます。よろしくお願いいたします。

○委員長(飯嶋正利) 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長(浪川恭房) 高齢者福祉課所管の補足説明を申し上げます。

補正予算書の 10 ページをお願いいたします。

歳入についてご説明いたします。

17 款繰入金、1 項 1 目、説明欄 1 の介護保険事業特別会計繰入金 2,369 万 1,000 円ですが、平成 28 年度の決算において保険給付費等が確定し、精算により介護保険事業会計から繰り入れるものでございます。

以上で議案第 9 号、高齢者福祉課所管の補足説明を終わります。

○委員長(飯嶋正利) 学校教育課長。

○学校教育課長(佐瀬史恵) 議案第 9 号、平成 29 年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち、学校教育課所管の補足説明を申し上げます。

補正予算書の 9 ページをお願いいたします。

歳入でございます。

16 款 1 項 3 目、説明欄 1、教育総務費寄附金 100 万円でございますが、このたび市内在住の匿名の男性から、育英生の奨学金に役立ててほしいということで育英基金への寄附がございま

したので、補正をお願いするものでございます。

続いて 10 ページをお願いします。

17 款 2 項 12 目、説明欄 1 の奨学基金繰入金として 6,751 万 6,000 円でございますが、議案第 28 号で審議していただいております旭市奨学基金条例を廃止する条例の制定に伴うもので、基金残高全額を見込んでおります。

続いて、15 ページをお願いいたします。

歳出でございますが、10 款 1 項 2 目、説明欄 1 の育英基金積立金として 6,851 万 6,000 円補正するもので、歳入の教育総務費寄附金 100 万円、奨学基金繰入金 6,751 万 6,000 円を財源としたものでございます。

なお、本補正によりまして、旭市育英基金の残高は 1 億 5,564 万 2,726 円を見込んでいますところでございます。

以上で補足説明を終わります。

○委員長（飯嶋正利） 担当課の説明は終わりました。

議案第 9 号について質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（飯嶋正利） 特にないようですので、議案第 9 号の質疑を終わります。

続いて、議案第 10 号について補足説明がありましたらお願いいたします。

保険年金課長。

○保険年金課長（遠藤茂樹） 議案第 10 号の補足説明でありますけれども、こちらにつきましても本会議でご説明したとおりでありまして、これに加えての補足説明はございませんので、よろしくをお願いいたします。

○委員長（飯嶋正利） 担当課の説明は終わりました。

議案第 10 号について質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（飯嶋正利） 特にないようですので、議案第 10 号の質疑を終わります。

続いて、議案第 11 号について補足説明がありましたらお願いいたします。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（浪川恭房） 議案第 11 号、平成 29 年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決についてにつきましては、本会議でご説明したとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（飯嶋正利） 担当課の説明は終わりました。

議案第 11 号について質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（飯嶋正利） 特にないようですので、議案第 11 号の質疑を終わります。

続いて、議案第 13 号について補足説明がありましたらお願いいたします。

学校教育課長。

○学校教育課長（佐瀬史恵） 議案第 13 号、旭市いじめ問題対策連絡協議会等の設置等に関する条例の制定についてですが、本会議での説明のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（飯嶋正利） 担当課の説明は終わりました。

議案第 13 号について質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（飯嶋正利） 特にないようですので、議案第 13 号の質疑を終わります。

続いて、議案第 19 号について補足説明がありましたらお願いいたします。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（小橋静枝） 議案第 19 号、旭市児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定については、本会議で説明させていただいたとおりですので、よろしくお願いいたします。

○委員長（飯嶋正利） 担当課の説明は終わりました。

議案第 19 号について質疑がありましたらお願いいたします。

高橋秀典委員。

○委員（高橋秀典） 1 点だけ。この用地ですけれども、これは借りていたものになるのかどうか、ここの用地に関してお伺いします。

○委員長（飯嶋正利） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（小橋静枝） それでは、高橋委員のご質問についてお答えいたします。

今回の 5 カ所の児童遊園につきましては、いずれも区の所有地でございます。

以上です。

○委員長（飯嶋正利） ほかに何かございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（飯嶋正利） 特にないようですので、議案第 19 号の質疑を終わります。

続いて、議案第 20 号について補足説明がありましたらお願いいたします。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（小橋静枝） それでは議案第 20 号、旭市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、本会議で説明させていただいたとおりです。

以上です。

○委員長（飯嶋正利） 担当課の説明は終わりました。

議案第 20 号について質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（飯嶋正利） 特にないので、議案第 20 号の質疑を終わります。

続いて、議案第 21 号について補足説明がありましたらお願いいたします。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（小橋静枝） 議案第 21 号、旭市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定については、本会議で説明をさせていただいたとおりです。

よろしくお願いします。

○委員長（飯嶋正利） 担当課の説明は終わりました。

議案第 21 号について質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（飯嶋正利） 特にないので、議案第 21 号の質疑を終わります。

続いて、議案第 22 号について補足説明がありましたらお願いいたします。

保険年金課長。

○保険年金課長（遠藤茂樹） 議案第 22 号につきましても、本会議でご説明したとおりでございますので、これに加えての補足説明はございませんので、よろしくお願いいたします。

○委員長（飯嶋正利） 担当課の説明は終わりました。

議案第 22 号について質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（飯嶋正利） 特にないので、議案第 22 号の質疑を終わります。

続いて、議案第 23 号について補足説明がありましたらお願いいたします。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（角田和夫） 議案第 23 号、旭市長寿祝金支給条例の一部を改正する条例の制定

については、本会議で説明申し上げたとおりでございます。本委員会での補足説明はございませんので、よろしくお願いします。

○委員長（飯嶋正利） 担当課の説明は終わりました。

議案第 23 号について質疑がありましたらお願いいたします。

木内欽市委員。

○委員（木内欽市） それでは、ちょっとお尋ねします。

やはり議案質疑でもお伺いしたんですが、新旧対照表の 35 ページ、第 3 条の 1、2 は全然構わない、触れていないんですよ。それで、どうしてこの 3 と 5 を変えたのか。1 条、2 条は変える、全然議題に上らなかったですか。

○委員長（飯嶋正利） 木内欽市委員の質疑について、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（角田和夫） 80 歳と 88 歳の方についてということで、これについても、いろいろ話し合いをしたんですけれども、80 歳の方については、今、団塊の世代というんですかね、戦後生まれの方が 80 歳になるのにあと七、八年ぐらいあると。その時には急激に人数も相当増えるというのは今現在でも分かるんですけれども、そういうことを踏まえて、今現在は、80 歳の方についてはこのままでいこうという形で、申し訳ないんですけれども、99 歳と 101 歳以上の方については、平成 22 年に見直しをした時の人数よりも大幅に、喜ばしいことなんですけれども、増えましたので、その辺はちょっと調整をさせていただいて、制度が先にこれからも続くように改めさせていただきたいなというふうな形のものです。

以上です。

○委員長（飯嶋正利） 木内欽市委員。

○委員（木内欽市） それで 99 歳と 100 歳以上を減らすというのはどうも、100 歳以上は何年も生きないですよ、だいたいね。だから、思い切って 100 歳に 5 万とか 10 万あげて、100 歳以上はなくしたとか、そんなふうだったよかったのかなと、そんな気がするんですけど。それで 99、白寿で、どうもここらを減らすのがあまり理解できないで、教育長さんね、全案賛成してくれと言うけれども、どうも私は賛成できないかなと今ちょっと思っているんですが。

これ全部で削減できる金額は 92 万円と言いましたか、全部で。そこらはどうでしょうかね、議題に上らなかったのですか。

○委員長（飯嶋正利） 木内欽市委員の質疑に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（角田和夫） 99 歳以上の方について見直しをさせていただいたんですけれども、100 歳の方については、総理大臣のほうから銀杯を差し上げるという形になっておりまして、それは銚子市の保健所長と一緒にうちの市長がお宅訪問してお届けしているんですけれども、そういう面もあって、100 歳は国のほうもお祝い申し上げているということで、3 万円は引き続き旭市のほうでも支給いたしましょうということで。あと 99 歳と 101 歳の方については、今お話ししたように、100 歳ということから前後になるので、ちょっと金額のほうを改めさせていただきたいという形にさせていただきました。

○委員長（飯嶋正利） ほかに何かございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（飯嶋正利） 特にないので、議案第 23 号の質疑を終わります。

続いて、議案第 20 号について補足説明がありましたらお願いいたします。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（浪川恭房） 議案第 24 号、旭市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてにつきましては、本会議でご説明したとおりでございますので、よろしくをお願いいたします。

○委員長（飯嶋正利） 担当課の説明は終わりました。

議案第 24 号について質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（飯嶋正利） 特にないので、議案第 24 号の質疑を終わります。

続いて、議案第 28 号について補足説明がありましたらお願いいたします。

学校教育課長。

○学校教育課長（佐瀬史恵） 議案第 28 号、旭市奨学基金条例を廃止する条例の制定についてですが、本会議での説明のとおりでございますので、よろしくをお願いいたします。

以上です。

○委員長（飯嶋正利） 担当課の説明は終わりました。

議案第 28 号について質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（飯嶋正利） 特にないので、議案第 28 号の質疑を終わります。

続いて、議案第 29 号について補足説明がありましたらお願いいたします。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（角田和夫） 議案第 29 号、指定管理者の指定については、本会議で補足説明申し上げたとおりでございます。本委員会での補足はございませんので、よろしくお願いいたします。

○委員長（飯嶋正利） 担当課の説明は終わりました。

議案第 29 号について質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（飯嶋正利） 特にないようですので、議案第 29 号の質疑を終わります。

続いて、議案第 30 号について補足説明がありましたらお願いいたします。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（小橋静枝） 議案第 30 号、指定管理者の指定について、こちらにつきまして、本会議で説明をさせていただきましたとおりですので、よろしくお願いいたします。

○委員長（飯嶋正利） 担当課の説明は終わりました。

議案第 30 号について質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（飯嶋正利） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（小橋静枝） 先ほど、議案第 19 号の高橋委員からの質問に際しまして、区の所有地ということで答えてしまいましたが、登記簿上の所有者で申し上げますと、琴田を除いては神社敷地でございます、登記簿上。あと琴田地区は個人のほか 5 名の共有地ということで、いずれも管理は区が行っている土地でございますので、すみません、訂正させていただきます。

以上です。

○委員長（飯嶋正利） 特にないようですので、議案第 30 号の質疑を終わります。

以上で付託議案について質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（飯嶋正利） これより討論を省略して、議案の採決をいたします。

議案第 1 号、平成 30 年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（飯嶋正利） 全員賛成。

よって、議案第 1 号は原案のとおり可決されました。

議案第 3 号、平成 30 年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（飯嶋正利） 全員賛成。

よって、議案第 3 号は原案のとおり可決されました。

議案第 4 号、平成 30 年度旭市後期高齢者医療特別会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（飯嶋正利） 全員賛成。

よって、議案第 4 号は原案のとおり可決されました。

議案第 5 号、平成 30 年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（飯嶋正利） 全員賛成。

よって、議案第 5 号は原案のとおり可決されました。

議案第 9 号、平成 29 年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（飯嶋正利） 全員賛成。

よって、議案第 9 号は原案のとおり可決されました。

議案第 10 号、平成 29 年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（飯嶋正利） 全員賛成。

よって、議案第 10 号は原案のとおり可決されました。

議案第 11 号、平成 29 年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（飯嶋正利） 全員賛成。

よって、議案第 11 号は原案のとおり可決されました。

議案第 13 号、旭市いじめ問題対策連絡協議会等の設置等に関する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（飯嶋正利） 全員賛成。

よって、議案第 13 号は原案のとおり可決されました。

議案第 19 号、旭市児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（飯嶋正利） 全員賛成。

よって、議案第 19 号は原案のとおり可決されました。

議案第 20 号、旭市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（飯嶋正利） 全員賛成。

よって、議案第 20 号は原案のとおり可決されました。

議案第 21 号、旭市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（飯嶋正利） 全員賛成。

よって、議案第 21 号は原案のとおり可決されました。

議案第 22 号、旭市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（飯嶋正利） 全員賛成。

よって、議案第 22 号は原案のとおり可決されました。

議案第 23 号、旭市長寿祝金支給条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（飯嶋正利） 賛成多数。

よって、議案第 23 号は原案のとおり可決されました。

議案第 24 号、旭市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（飯嶋正利） 全員賛成。

よって、議案第 24 号は原案のとおり可決されました。

議案第 28 号、旭市奨学基金条例を廃止する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（飯嶋正利） 全員賛成。

よって、議案第 28 号は原案のとおり可決されました。

議案第 29 号、指定管理者の指定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（飯嶋正利） 全員賛成。

よって、議案第 29 号は原案のとおり可決されました。

議案第 30 号、指定管理者の指定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（飯嶋正利） 全員賛成。

よって、議案第 30 号は原案のとおり可決されました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長（飯嶋正利） ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長に一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長（飯嶋正利） 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある所管課は随時報告してください。

保険年金課長。

○保険年金課長（遠藤茂樹） それでは、保険年金課からは、旭市国民健康保険第3期特定健康診査等実施計画及び第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）についてご報告させていただきます。

現在の旭市国民健康保険特定健康診査等実施計画は、平成20年度から平成24年度を第1期、平成25年度から平成29年度までを第2期として策定され、各種事業を実施してきております。

また、旭市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）は、平成27年度から29年度までを第1期とし、被保険者の健康や医療に関する情報を活用し、実効性を高めてまいりました。

両計画ともに平成29年度末が終期であることから、今年度、平成30年度から平成35年度までの6年間で次期計画期間といたしまして、一体的に策定する予定となっております。

現在の進捗状況でございますが、旭市国民健康保険運営協議会にてご審議をいただき、パブリックコメントを経たところでございます。

なお、成果品につきましては現在印刷中でございますので、議員の皆様には後日お配りしたいと考えております。

保険年金課からは以上でございます。

○委員長（飯嶋正利） 庶務課長。

○庶務課長（栗田 茂） 庶務課より、今年度の屋内運動場防災機能強化工事について申し上げます。

屋内運動場防災機能強化工事については、天井材等の落下防止と老朽化による改修を目的に、計画的に進めているところでございます。

今年度予定していた工事は4校で、11月末までに中央小学校、鶴巻小学校、古城小学校の工事が完了しており、2月末には干潟中学校の工事も完了し、予定していた全ての工事が工期内に完了したところでございます。

以上で庶務課からの報告を終わります。

○委員長（飯嶋正利） 担当課の報告は終わりました。

それでは、ただいまの報告について何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（飯嶋正利） 特にないようでございますので、所管事項の報告を終わります。

陳情の審査

○委員長（飯嶋正利） 次に、陳情の審査を行います。

健康管理課以外の職員は退室してください。

しばらく休憩いたします。そのまま自席でお待ちください。

休憩 午後 2時 4分

再開 午後 2時 5分

○委員長（飯嶋正利） 休憩前に引き続き会議を開きます。

去る3月5日の本会議におきまして本委員会に付託されました陳情は、平成29年受理の陳情第1号、住民の健康増進と2020年東京オリンピック・パラリンピックにむけて受動喫煙防止条例の早期制定を求める陳情、陳情第2号、「千葉県受動喫煙防止条例の早期制定を求める意見書」の提出に関する陳情、平成30年受理の陳情第1号、旭市における、受動喫煙防止に関する陳情、陳情第2号、受動喫煙防止対策に関する陳情の4件であります。

この4件の陳情について、受動喫煙防止に関する陳情ですので、一括議題として審査したいと思います。

それでは、担当課より参考意見がありましたらお願いいたします。

○健康管理課長（木内喜久子） それでは、健康管理課から、受動喫煙防止に関しまして参考意見を申し上げます。

受動喫煙防止対策は、国の動向としましては、望まない受動喫煙をなくす取り組みの強化を図るため、施設類型ごとの喫煙規制、受動喫煙による健康影響を低減するための喫煙環境の整備、受動喫煙に対する理解促進・普及啓発を盛り込んだ法案制定に向け、今国会に提出し、東京オリンピック・パラリンピック前の2020年4月の全面施行を目指しています。

千葉県でも受動喫煙防止の具体方策を示し、取り組んでいるところです。

旭市においては、喫煙規制として、庁舎、保健センター、図書館、体育館、公民館を建物内禁

煙とし、学校、保育所は施設内禁煙となっています。

また、たばこ健康に関する正しい知識の普及として、広報の健康ワンポイントアドバイスに掲載、母子健康手帳交付時の面接指導、がん検診会場でのチラシの配布や、ポスター掲示を行っています。さらに小学校や高校へ出向き、禁煙教育にも取り組んでいます。

受動喫煙防止対策条例制定については、国・県等の情報を注視していきたいと考えます。

以上、参考意見として述べさせていただきました。

○委員長（飯嶋正利） ありがとうございます。

ただいま担当課より参考意見がございましたが、何かお聞きしたいことがありますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（飯嶋正利） 特にないようですので、ここで執行部は退席してください。

大変ご苦労さまでございました。

しばらく休憩いたします。

休憩 午後 2時 9分

再開 午後 2時35分

○委員長（飯嶋正利） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き陳情の審査を行います。

初めに、平成29年度受理の陳情第1号についてご意見がありましたらお願いいたします。

高橋秀典委員。

○委員（高橋秀典） 陳情の趣旨のほうですけれども、中にあります受動喫煙について社会的対策が強く求められている。あるいは受動喫煙防止施策は国・県だけの専決事項じゃなくて、基礎自治体としての責任も重大であるといった趣旨には大きく賛同できるものかと思います。

また、先ほど執行部のほうからありました、市としても受動喫煙に対して積極的に対策を打っているところでもあります。

また同時に、国のほうではオリンピック・パラリンピックに間に合わせるようにということで動いていると思うんですけれども、当市におきましても、ホストタウンになっているということで、そういう対外的なことを考えても、趣旨には大きく賛同できるものかなと思います。

ただ、これ、求めているのが条例の早期制定ということですので、国のほうでは目下ま

だ法制定に至っておりませんので、ここで本陳情を採択とするには時期尚早であろうかというふうに思います。

○委員長（飯嶋正利） ほかに何かございませんか。

向後悦世委員。

○委員（向後悦世） 健康管理課長の説明の中でも、やっぱり国や県の動向を注視して取り組んでいきたいというような考えなので、まだこれから、各市の動向や何かを見ても、あまり急いで結論を出さなくても、何かいいような感じがしますので、その旨、皆さんで協議していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長（飯嶋正利） ほかに何かございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（飯嶋正利） 特にないようですので、続いて平成 29 年度受理の陳情第 2 号についてご意見がありましたらお願いいたします。

高橋秀典委員。

○委員（高橋秀典） 第 1 号のほうで、これは市に対して条例を求めるものでありますけれども、本陳情は県議会に付するべきものかなというふうに思いますので、本委員会で判断するのに妥当ではないのかなというふうに思います。

○委員長（飯嶋正利） ほかに何かございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（飯嶋正利） 特にないようですので、続いて平成 30 年受理の陳情第 1 号についてご意見ありましたらお願いいたします。

高橋秀典委員。

○委員（高橋秀典） 続いてすみません。

本陳情に関しましては、趣旨を見ますと、国の動向を見ながら、各種の状況に応じて、今後の対応を慎重にというような趣旨であろうかと思しますので、これは採択すべきものと私は思います。

○委員長（飯嶋正利） ほかに何かございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（飯嶋正利） 特にないようですので、続いて平成 30 年度受理の陳情第 2 号についてご意見がありましたらお願いいたします。

高橋秀典委員。

○委員（高橋秀典） こちらも国政においての議論というのをしっかり受けた上で、自治体において対処していただきたいということだと思います。その上で、先ほどありましたけれども、各市町村がそれぞれに条例を制定してしまって、スタンダードがばらばらになるようでは、これはいかななものかと思います。また、飲食業界等の要望というのもしっかり受け止めて判断すべきことだと思いますので、この陳情趣旨からしますと、このとおり採択すべきものかというふうに思います。

○委員長（飯嶋正利） ほかに何かございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（飯嶋正利） 特にないようですので、陳情の審査を終わります。

陳情の採決

○委員長（飯嶋正利） 次に、討論を省略して採決をいたします。

平成 29 年度受理の陳情第 1 号、住民の健康増進と 2020 年東京オリンピック・パラリンピックにむけて受動喫煙防止条例の早期制定を求める陳情については、趣旨採択を求める意見がありましたので、まず趣旨採択についてお諮りしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（飯嶋正利） ご異議なしと認めます。

よって、趣旨採択について諮ることと決しました。

本陳情について、趣旨採択とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（飯嶋正利） 賛成多数。

よって、平成 29 年度受理の陳情第 1 号は趣旨採択と決しました。

続きまして、平成 29 年度受理の陳情第 2 号、「千葉県受動喫煙防止条例の早期制定を求める意見書」の提出に関する陳情について、採択とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（飯嶋正利） 賛成者なし。

よって、平成 29 年度受理の陳情第 2 号は不採択と決しました。

続きまして、平成 30 年度受理の陳情第 1 号、旭市における、受動喫煙防止に関する陳情につ

いて、採択とするに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(飯嶋正利) 賛成少数。

よって、平成 30 年度受理の陳情第 1 号は不採択と決しました。

続きまして、平成 30 年度受理の陳情第 2 号、受動喫煙防止対策に関する陳情について、採択とするに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(飯嶋正利) 賛成少数。

よって、平成 30 年度受理の陳情第 2 号は不採択と決しました。

ここでしばらく休憩いたします。委員の皆さんはそのまま自席でお待ちください。

休憩 午後 2 時 41 分

再開 午後 2 時 42 分

○委員長(飯嶋正利) 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で本委員会に付託されました陳情の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(飯嶋正利) ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

○委員長(飯嶋正利) 以上で審査は全部終了いたしました。

これにて本委員会を閉会とします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午後 2 時 43 分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会文教福祉常任委員会委員長 飯 嶋 正 利

総務常任委員会

平成30年3月14日（水曜日）

総 務 常 任 委 員 会

平成30年3月14日（水曜日）

付議事件

《付託議案》

- 議案第 1 号 平成30年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項
- 議案第 2 号 平成30年度旭市病院事業債管理特別会計予算の議決について
- 議案第 9 号 平成29年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について
- 議案第14号 旭市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第15号 地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院評価委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第16号 旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第17号 旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第18号 旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第27号 旭市消防団条例の一部を改正する条例の制定について

出席委員（7名）

委員長	宮 澤 芳 雄	副委員長	米 本 弥一郎
委員	高 橋 利 彦	委員	島 田 和 雄
委員	伊 藤 保	委員	遠 藤 保 明
委員	片 桐 文 夫		

欠席委員（なし）

委員外出席者（なし）

説明のため出席した者（27名）

副市長	加 瀬 正 彦	秘書広報課長	伊 藤 義 隆
行政改革 推進課長	小 倉 直 志	総務課長	飯 島 茂
企画政策課長	阿 曾 博 通	財政課長	伊 藤 憲 治
税務課長	渡 邊 満	市民生活課長	大 木 廣 巳
保険年金課長	遠 藤 茂 樹	会計管理者	島 田 知 子
学校教育課長	佐 瀬 史 恵	消防長	加 瀬 寿 勝
監査委員 事務局長 その他担当 職員	高 木 昭 治		
	1 4 名		

事務局職員出席者

事務局長	大 矢 淳	事務局次長	花 澤 義 広
副主幹	黒 柳 雅 弘		

開会 午前10時 0分

○委員長（宮澤芳雄） おはようございます。

大変お忙しい中、総務委員会の開催に当たりまして出席をいただきまして、大変ご苦労さまです。

今年は非常に暖かい日が続きまして、立春からの積算温度というんでしょうか、桜の花が咲く日にちが早いんじゃないかということでもあります。きょうも最高気温が20度くらいになるということで、非常に暑いことが予想されます。ぜひ、上着を時として脱いでもらって結構ですので、スムーズな議事進行に努めたいと思います。

総務委員会、初めての経験ですので、委員各位におかれましては何とぞご理解の上、ご協力をお願いしたいと思います。

では、よろしくお願いします。

ここで委員会を開会する前にあらかじめご了承願います。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願います。

ただいまの出席委員は7名、委員会は成立いたしました。

それでは、総務常任委員会を開会いたします。

議案等説明のため、副市長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して、加瀬副市長よりご挨拶をお願いいたします。

加瀬副市長。

○副市長（加瀬正彦） おはようございます。

本日は、総務常任委員会の開催、大変ご苦労さまでございます。

本日の委員会に審査をお願いいたします議案、これは全部で9議案でございます。

その内訳でございますが、まず予算関係ということで、議案第1号、平成30年度旭市一般会計予算の議決についてのうちの所管事項、議案第2号、平成30年度旭市病院事業債管理特別会計予算の議決について、それと議案第9号、平成29年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち所管事項ということで、予算関係が3議案。

条例の一部改正といたしまして、議案第14号、旭市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について、議案第15号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院評価委員会条例の一部を

改正する条例の制定について、議案第 16 号、旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 17 号、旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 18 号、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 27 号、旭市消防団条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。以上、全部で 9 議案でございます。

執行部といたしましては、委員の皆様方からのご質問に対しまして、簡潔、明瞭に答弁するよう努めてまいりますので、何とぞ全議案、可決、承認くださいますようお願い申し上げまして、簡単ですがご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（宮澤芳雄） ありがとうございます。

議案の説明、質疑

○委員長（宮澤芳雄） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る 3 月 5 日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第 1 号、平成 30 年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第 2 号、平成 30 年度旭市病院事業債管理特別会計予算の議決について、議案第 9 号、平成 29 年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第 14 号、旭市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 15 号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院評価委員会条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 16 号、旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 17 号、旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 18 号、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 27 号、旭市消防団条例の一部を改正する条例の制定についての 9 議案であります。

初めに、議案第 1 号中の所管事項について、補足説明がありましたらお願いいたします。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 議案第 1 号、平成 30 年度旭市一般会計予算の議決につきましては、過日の議会全員協議会におきまして、予算の概要をご説明したところでございます。また、本会議の中でも補足説明を申し上げ、質疑をいただいたところではありますが、さらに何点かに絞りますので所管課から補足説明をいたしますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（宮澤芳雄） 総務課長。

○総務課長（飯島 茂） では議案第1号、平成30年度旭市一般会計予算の議決について、総務課所管の人件費について補足説明を申し上げます。

予算書の288ページをお開きいただきたいと思います。

給与費明細書の一般職分でございます。

まず、上段の（1）総括の職員数、本年度643人は平成30年1月1日現在の各課に配置している職員数を基本に、退職者、新規採用者及び会計間の異動等を考慮して、平成30年4月1日の配置予定人数を計上したものでございます。前年度当初予算と比較いたしまして、7人の減となっております。

給与費のうち給料は、本年度の予算額が23億8,490万6,000円で、前年度と比較して2,077万9,000円の減となっております。これは、主に職員数の減によるものでございます。

職員手当につきましては、下段に内訳を載せておりますので、後ほどご説明いたします。

共済費は、職員の健康保険や厚生年金等に係る負担金でございまして、厚生年金の率や追加費用率の増により、前年度と比較して1,767万4,000円の増となっております。

次に、下段の職員手当についてご説明いたします。

まず、扶養手当です。手当の内容は、平成30年度より配偶者及び父母等が月額6,500円、子どもが月額1万円となっております。千葉県人事委員会勧告に基づき、平成28年度から平成30年度までの3年間で、段階的に配偶者の手当額を減額し、子どもの手当額を増額する改定を行ったことにより、前年度と比べて75万3,000円の増額となっております。

次に、住居手当です。手当の内容は、借家の家賃に応じて支給するもので、一月の支給限度額は2万7,000円でございます。支給人数の増により、前年度と比較して285万9,000円の増額となっております。

次に、通勤手当です。内容は、自動車通勤の場合は片道2キロ以上の者について、距離数に応じて支給し、電車等の公共交通機関利用の場合は、定期券等の運賃相当額を支給いたします。前年度と比較して48万9,000円の減となっております。

次の特殊勤務手当は、主に消防職員の火災出場等の手当で、金額は1回200円から500円を支給するもので、前年度と同額となっております。

次の時間外勤務手当は、平日の午後10時までは1時間当たりの時間単価に100分の125を乗じて得た額、週休日の午後10時までは100分の135を乗じて得た額、午後10時から翌朝の午前5時までは、さらにそれぞれ100分の25を加算した額等を支給するものです。これも前年度

と同額となっております。

次の宿日直手当は、休日に日直業務をした職員に1回当たり4,200円を支給するもので、前年度と同額となっております。

次の管理職員特別勤務手当は、管理職の職員が緊急のため、休日や平日の深夜に勤務した場合に、6,000円から1万円の範囲で支給するもので、前年度と同額となっております。なお、実際には手当の支給ではなくて振り替え、代休等で処理をしているところでございます。

次に、下段に移ります。

休日勤務手当は、休日に勤務した場合に1時間当たりの時間単価に100分の135を乗じて得た額を支給するもので、前年度と同額となっております。

次の管理職手当は、管理職の職務に応じて月額2万7,800円から4万4,300円を支給するものです。管理職の人数の減により、前年度と比較して125万円の減となっております。

続いて、期末手当と勤勉手当です。期末手当の支給率は、6月が1.225月、12月が1.375月、勤勉手当は6月と12月ともに0.9月で、年間の合計支給率は4.4月分でございます。前年度と比較して、期末手当は職員数の減により507万5,000円の減、勤勉手当につきましては、人事院勧告等に基づき支給月数が0.1月分増えたことにより、1,860万5,000円の増となっております。

次の児童手当は、中学校修了前までの子どもを養育している職員に支給するもので、3歳未満の子どもについては月額1人1万5,000円、3歳から12歳までの子どもについては、第1子と第2子は1人1万円、第3子以降は1人1万5,000円、中学生につきましては1人1万円を支給するものであります。前年度と比較して43万5,000円の増となっております。

最後の夜間勤務手当は、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した場合に、1時間当たりの単価に100分の25を乗じて得た額を支給するもので、主に消防職員に対して支給しており、前年度と同額となっております。

以上で、総務課からの補足説明を終わらせていただきます。

○委員長（宮澤芳雄） 企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） それでは、企画政策課のほうからは予算書の64ページをお願いいたします。

歳出になります。

2款1項7目、説明欄6のふるさと応援寄附推進事業でございます。897万4,000円ですが、いわゆるふるさと納税と言われるもので、平成28年3月から開始しております。この事業は、

新たな財源を確保するとともに、市の特産品などの返礼品を送付することで、市の知名度の向上及び産業の活性化を目指すものです。

内容としましては、寄附収入を 1,500 万円と見込んだ上、1 回当たりの寄附金額が 1 万円以上の市外在住の個人の寄附者に対し返礼品を贈呈するもので、寄附金の収納事務や返礼品などの発送を行うものです。

平成 30 年度につきましては、より多くの方々にふるさと納税していただくために、ポータルサイト運営業者を 1 社追加し、寄附金の受付窓口を拡張することといたしました。

それでは、72 ページをお願いします。

2 款 1 項 10 目、説明欄 7 のバス路線維持対策事業 620 万 2,000 円ですが、この事業は、千葉交通株式会社が運行する府馬線及び旭銚子線を維持するため、この路線での赤字額の 2 分の 1 を沿道の自治体が助成するものです。

以上で、議案第 1 号の補足説明を終わりにします。

○委員長（宮澤芳雄） 市民生活課長。

○市民生活課長（大木廣巳） それでは、議案第 1 号について、市民生活課所管の補足説明を申し上げます。

予算書の 74 ページをお開きください。

歳出になります。

2 款 1 項 12 目、説明欄 2 の市バス運営事業、18 節車両購入費 3,129 万 2,000 円について申し上げます。この車両購入費は、現在 2 台で運行しています市バスの 1 台が購入から 21 年を経過し、走行距離 62 万 3,000 キロとなり老朽化が進んでいることから、市バスの買い替えを行うため計上したものです。購入する予定のバスは、現行のバスの後継車種でディーゼルエンジンで、正座席 33、補助席 7、乗務員席 2 の 42 人乗りのバスを予定しております。

続きまして、予算書の 81 ページをお開きください。

2 款 3 項 1 目、説明欄 3 の住民基本台帳事務費、13 節システム整備委託料 3,247 万 6,000 円は、個人番号カードを利用したコンビニ交付の導入に係るシステム整備委託料です。コンビニ交付の開始は平成 31 年 2 月を予定し、交付する各種証明書としては、住民票の写し、印鑑証明、戸籍全部事項証明書等を予定しております。また、コンビニ交付に係る経費については特別交付税の対象となり、対象経費の 2 分の 1、上限 6,000 万円が特別交付税として措置されることとなります。

以上で、市民生活課所管の補足説明を終わります。

○委員長（宮澤芳雄） 税務課長。

○税務課長（渡邊 満） それでは、税務課所管の補足説明を申し上げます。

予算書の 11 ページをお開きください。

1 款市税です。平成 30 年度の市税の合計額は 74 億 5,010 万 8,000 円で、前年度比 4,197 万 8,000 円、0.6%の増を見込んでおります。内訳としましては、現年度分が 73 億 4,048 万 1,000 円、滞納繰越分が 1 億 962 万 7,000 円を見込んでおります。

続きまして、主な税目についてご説明いたします。

13 ページをお開きください。

1 項 1 目個人市民税は 30 億 9,070 万 2,000 円で、前年度比 4,876 万円、1.6%の増を見込んでおります。現年課税分の収納率については 97.40%で、前年度比 0.35 ポイントの増を見込んだものでございます。

1 項 2 目法人市民税は 4 億 5,852 万 6,000 円で、前年度比 1,918 万円、4.0%の減を見込んでおります。現年課税分の収納率については 99.60%で、前年度比 0.10 ポイントの増を見込んだものでございます。

市民税については、個人分は全体の約 8 割を占める給与所得者の増及び農業所得等の増を見込んでおります。

次に、下のほうになりますが、2 項 1 目固定資産税は 29 億 2,449 万円で、前年度比 3,631 万 6,000 円、1.3%の増を見込んでおります。現年課税分の収納率につきましては 97.50%、前年度比 0.32 ポイントの増を見込んだものでございます。

土地につきましては、宅地価格はほとんど据え置きで、農地や山林からの地目異動があるため、税額は微増となる見込みであります。

家屋につきましては、新築家屋の増加分もありますが、評価替え年度であり、経年減価補正率が適用されるため評価額は減少し、税額は微減となる見込みであります。

償却資産につきましては、規模の大きい事業者の新規出展情報はなく、老朽化した施設の更新分程度の増加を見込んでおります。

続きまして、14 ページをお願いいたします。

3 項 1 目軽自動車税は 2 億 996 万 7,000 円で、前年度比 1,838 万 3,000 円、9.6%の増を見込んでおります。現年課税分の収納率につきましては 97%で、前年度比 0.8 ポイントの増を見込んだものでございます。

4 項 1 目市たばこ税は 5 億 438 万 2,000 円で、前年度比 4,229 万 9,000 円、7.7%の減を見込

んでおります。たばこ税につきましては消費本数が減少傾向にあるため、税額は減となる見込みであります。

続きまして、15 ページをお願いいたします。

7 項 1 目都市計画税は 2 億 4,971 万 4,000 円で、前年度比 53 万 2,000 円、0.2%の減を見込んでおります。現年課税分の収納率につきましては 97.5%で、前年度比 0.32 ポイントの増を見込んだものでございます。

以上で、議案第 1 号、税務課所管の補足説明を終わります。

○委員長（宮澤芳雄） 担当課の説明は終わりました。

議案第 1 号について、質疑がありましたらお願いいたします。

高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） それでは、平成 30 年度の予算編成全体にわたって質問します。と申しますのも、毎年大きな剰余金を出しているわけですね。平成 29 年度で約 15 億円ですか、平成 28 年度で約 25 億円出しているわけです。そんな中で、課長は結果論だということで片づけていますが、結果論、それは確かに結果論なんです。しかし、それに至る経過、内容があると思うんですが、どういう原因でそういう剰余金が出たのか。そういう中で平成 30 年度の予算編成、どうしたのかお尋ねいたします。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） お答えいたします。

剰余金が多いのではないかと、それを踏まえて平成 30 年度の予算編成でどんなふうにするというようなご質問でございます。

確かに剰余金、平成 27 年度 25 億円ほど、平成 28 年度については 15 億円ほどということで大きな金額になっております。この原因につきましては、今大きなプロジェクトを進めております。さらにそれが繰り越しとなったり、いろいろ複雑に絡んでおりまして、見込みがなかなか難しかったという部分がございます。結果としてこういうふうになったという原因がございます。

では、それを踏まえて平成 30 年度はどうかということですが、金額を予算で計上するときに、できるだけ精査というのは進めております。そのように努力して、平成 30 年度の予算については編成したつもりでございます。

以上でございます。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） 大きなプロジェクト云々ということですが、具体的にどういうものが減ったから剰余金が出たのか、その原因なんですよ。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） お答えします。

今、復興関連の事業、あるいは新市建設計画に基づく大きな建設事業等行っております。それはもうご案内のとおりかと思えますけれども、道路関係ですとか、あるいは合併特例債を使った事業ですとか、そんなものが大きな事業として、なかなか最終的な見込みが難しいということでございます。そのほかにも、そんなに大きくはございませんけれども、分野全般にわたって、なかなか見込みが難しかったという部分、それらも複合している状況でございます。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） 全然要領を得ないんですけれども、それであれば、結局予算査定が甘かったんじゃないかと思うんですよ。予算査定をやっているわけでしょう。そういう中できっちりやるのが本当だと思うんです。それと同時に、一般企業では考えられませんが、行政の場合は執行率とか何とかという言葉もあるわけですね。

そんな中で、具体的に工事だってあれでしょう、やっているわけでしょう。それがなぜそういう結果になるのか。ですからそれを踏まえた中でということになるわけです。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員の質疑に対して、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 査定が甘いのではないかというお叱りをいただいております。甘いといえば結果として甘くなったのかもしれませんが、でも、私どもとしては決してそんなふうには思っておりません。政策として実現しなければならない事業について、きちんと執行できるように予算編成、予算の計上というのをやっております。

大きな事業について、幾つかの事業については、執行の段階で落札率が影響して予算が余っているというの、ないわけではありません。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） 土木建築工事ならともかく、これは 20%、30%というのがありますから、

しかしあれでしょう。土木建築関係の予算、例えば 15 億円残すとなれば最高 30%にして、50 億円の予算、組まなくちゃならないわけですよ。予定価格に対して最低価格で落札された場合は。まさか土木関係、そんなに 50 億円も組んでいないでしょう。そうしたらほかの予算、大甘ということになっちゃうんですね。その辺、お尋ねします。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員の質疑に対して、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 土木などの事業以外の予算の計上が甘いのではないかというご指摘でございます。

結果的には、そういった面が一部であったというのも否めないところかと思っております。それを踏まえまして、平成 30 年度の予算につきましては、決算見込み等かなり精査をいたしまして、平成 30 年度予算計上、取り組んだところでございますのでご理解を賜ればと思います。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） そのほか質疑ありますか。

高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） では 55 ページですか、職員福利厚生事業、181 万円ということで昨年から見ても 50 万円減っているわけです。しかし、これは違う科目につけ替えたとか何とかということであったんですが、この 50 万円はどこへどういう科目で計上されているのかお尋ねします。

○委員長（宮澤芳雄） 委員各位にお願いいたします。

質疑は一括してお願いいたします。

（発言する人あり）

○委員長（宮澤芳雄） 委員会はいいいのか。建設、いいのか委員会は。

（発言する人あり）

○委員長（宮澤芳雄） ちょっと調べておいてください。

では、暫時休憩します。委員各位はその場にてお待ちください。

休憩 午前 10 時 30 分

再開 午前 10 時 34 分

○委員長（宮澤芳雄） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま委員長のほうから、前例にならってということで質疑は一括してというお話をさせていただきましたが、取り決めとしてそういったことがないということでありますので、本委員会は進行のまま進めさせていただきます。

では、高橋利彦委員の質疑に対して、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） では、私のほうから説明させていただきます。

ご質問のほうは、55 ページの一番上段にございます職員厚生事業助成金 181 万円の計上でございますが、50 万円七夕関係、組み替えたよと、その内容を説明しろということでございますので説明させていただきます。

ページのほうが1枚前の53ページになります。

53 ページの下段のほうに説明欄1の人事管理事務費 2,377 万円と計上がございますが、この中に50万円が入っておりまして、具体的に申し上げますと、下のほうの8節報償費のうちの細節報奨金10万9,000円と表示がございますが、ここに七夕まつりの謝金というようなことで、ニューバージョンの指導に来ていただける先生方に5万2,000円、それから浴衣の着つけ等でOB等いろいろ協力をいただいております。スプレー等も本人等が持ってきていただく中で、1人3,000円ということで8人を想定して2万4,000円の計上。

あと、おはやしのほうも遠くからご指導に来ていただくという中で3万2,500円、それから1枚めくっていただきまして、11節需用費の歳出、消耗品費27万6,000円とございますが、このうちの12万6,000円、これが七夕まつり参加用の消耗品ということで、例えば、足袋であったり豆絞りであったり軍手等の購入費ということで12万6,000円。その下の12節役務費のうちの手数料22万2,000円と予算計上ございますが、このうち19万3,000円が七夕まつりの浴衣等のクリーニング代ということでございます。その下の保険料、6,000円の計上がございますが、これは参加者のための保険料、全額6,000円でございます。

あと下の14節の使用料の細節、諸借上料6万6,000円と計上がございます。これはニューバージョン等が使う発電機2万円、音響設備3万6,000円、あと職員数もその増減により、急遽レンタルのはっぴ等を着るために1万円というようなことでございます。

以上、合計50万円の計上でございます。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） 50万円減らしたということで、名目は格好いいわけですよ。しかし、この福利厚生費というのは、県内の各市町村みんな減らしているのが現状なんですよ。そういう中

で、ならって減らしたかも分からないけれども、しかしほかにつけ替えしてあるでしょう。この予算編成見たら誰も分からないでしょう。と同時に、七夕に参加するために、なぜ市から予算を出さなくちゃならないのかお尋ねします。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） お答えさせていただきます。

高橋委員、議案質疑でもご質問のほういただきました。例えば、七夕であれば例年 20 団体くらいの事業者等が、七夕をみんなで盛り上げようということで参加していただいております。旭市としても市民まつりという中で、この七夕をしっかりと盛り上げようということで取り組んでいるものでございまして、そもそもこれは職員の福利厚生に行っているものではないと。ただ、従来はいろいろ事務処理等の関係もございまして、互助会のほうに、互助会は互助会で、自分たちで熱中症対策であったり、夜 10 時ごろまで七夕まつりも参加しますから、入る前に軽食等も行いますので、互助会はまさしく職員の負担金の中で動かしている経費もありますので、併せて互助会に対して運営をしていたと。

でも、確かに県内でも私どもも取り組んでおりますが、福利厚生費のほうは削減していかなくてはならないという中で、もともと福利厚生費でないものは、しっかりと減額のほうに組みましようということで、今回組み替えのほうをしていただいたものでございます。

例えば、今回の市の七夕であっても、職員約 250 名ほどが表舞台に立つ踊り手であったり、ニューバージョンであったり、または裏方の駐車場ですね。全く七夕が見えないような裏方の職員もいる中で、市として盛り上げていこうということでございますので、何とぞご理解のほうお願いをいたします。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） これは市が全然関係ないでしょうよ。それをなぜ市が出さなくちゃならないのか。これは自分らの権益、何だかんだ守ろうと、固執しているというのが私の見方ですよ。

七夕実行委員会から各団体にもやっぱりいろいろな、ある程度謝礼金みたいな出すでしょう。市の職員団体にも来ているわけですよ。そんな中で、まずもって市に関係のない金をなぜ出すのか。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員の質疑に対して、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） お答えさせていただきます。

まず、前段のほうで実行委員会のほうから補助金等というお話がございました。確かに旭市役所として、踊り連と下座のほうですか、それと若手の職員、56名ほどだったんですが、2団体というような登録の中で、1団体3万円といったような補助金、ですから、旭市としては6万円の歳入があったわけでございます。

今回平成29年度の七夕の市のほうの経理でございますが、支出が71万4,000円ほどございまして、平成29年度、講師のほうは50万円入れてあると。とにかく自分たちの飲み食いといいますか、そういったものについては職員の掛金のほうで賄っております。先ほど来言っておりますように、浴衣であるとか、皆さん本当に協力しましょうと言っている中でのクリーニング代等を個人負担させることなんかできません。とにかくほかの団体等も、参加団体は自ら負担をしているのかと思っております。そこら辺は高橋委員のお考えは分かりましたが、理解をいただくしかないと思っています。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） ほかの団体は自分らで出すのは当然、市の職員が出るのに対して市が面倒見よう、ちょっとこれはおかしいと思うんですよ。もう少しその辺は市民が理解、これ市民が聞いたら、ほかの団体何て言いますかね。その辺十分、市民感情を踏まえた中でやってくださいよ。それについてお尋ねします。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員の質疑に対して、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） お答えいたします。

高橋委員、これは何度もお話ししている議論のすれ違いになりますが、職員のほうも申し訳ございませんが、七夕が好きで参加しているというばかりの職員ではない、ほとんどの職員が、これは職務命令ではございませんが、ある意味、例えば仕切っている総務課として、とにかく踊りに参加してくれと。あとニューバージョン、1年生、2年生、3年生の若手の職員に出てもらっておりますが、職務命令ではございませんが、頼むぞと。市役所を挙げて市民まつりを盛り上げましょうという趣旨なものですから、そこら辺について、では出る職員にそれを負担させるのかと、それは私、担当する課長としても出させることはできませんので、ご理解をいただくしかありません。

以上でございます。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） これ何回話してもしょうがないですけども、本来ならこれは七夕実行委員会がやる仕事なんですよ。そんな中で、なにも市が税金を使いながら、その七夕に出る必要ないと思います。それでなくてもちゃんと協賛金か賛助金を出してあるわけでしょう。それは幾ら話してもしょうがない。

そんな中で通勤手当の問題ですが、通勤手当、市から出ていますが、これは税法上との比較はどうなっていますか、お尋ねします。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員の質疑に対して、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） 税法との関係ということで、非課税の範囲の中で出しているというふうに認識をしております。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） 税務課長、分かりませんか。非課税の中で通勤手当を出しているということですが、どういうふうになっているのか。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員の質疑に対して、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（渡邊 満） 今、総務課長が答えたとおりでございます。

○委員長（宮澤芳雄） 総務課長。

○総務課長（飯島 茂） 先ほど回答したとおりでございますが、当然、職員給与のほう、税務署のほうに源泉徴収というようなことで報告しておりますが、その中で非課税所得ということでの取り扱いで、報告をさせてもらっているところであります。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） そのほか質疑ございますか。

高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） それから、50 ページの使用料及び賃借料、ここでの土地等借上料 900 万円ほどありますが、これはどこの土地なのかお尋ねします。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員の質疑に対して、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 50 ページの使用料の中の土地等借上料の計上の内容でございます。

市で今お借りしている土地として、いろいろな施設の関係の土地で借りているものがございます。有償分と無償分がございますけれども、有償分を当然ここに計上しているわけございま

すが、大きなものでいいますと、例えば小学校の土地ですとか保育所の関係、あるいは市営住宅で借りている部分もございます。あと公園等もございます。そういったもの。

大変失礼しました。今まで申し上げたことはちょっと違っておりましたので、削除していただければと思います。

50 ページの件でございました。これは……

○委員長（宮澤芳雄） もう一遍質問、高橋委員。これ 50 ページの説明欄 14 の 2 段目の土地等借上料という部分ですね。

○委員（高橋利彦） 907 万 2,000 円。

○財政課長（伊藤憲治） 申し訳ありません、私の認識が足りませんでした。改めてお答えを申し上げます。

ここの土地借上料につきましては、職員駐車場の分の借り上げ料でございます。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） そうすると、従来どおり契約していくということなのですが、では職員駐車場ですか、私は何回も言っていますが、自治法上これは払えるようになっているのかお尋ねします。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員の質疑に対して、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） まず、従来どおりやっているかということで、補足してお話をしたいと思います。

高橋委員からも前にご指摘ございましたけれども、駐車場の敷地の借り上げにつきましては、平成 30 年度の予算のときに、又貸しといいますか、それを解消するということで今進めているところでございまして、J A は J A、海匠の職員の団体にしましては海匠の職員の団体が、地主さんとそれぞれ契約すると。3 者が相手の地主さんと契約するというので、今進めるようにしているところでございます。その中の市役所分をこちらに計上しているということでございます。

ご質問の趣旨は、なぜ同じようにやっているかでございますが、この議論につきましては、これまで何度も本会議等でもお答えさせていただいているところでございますが、職員の駐車場が不足しているという中で、きょうも税金の申告等で中庭のほういっぱいでございます。議会も行われているという部分もございますが、そうした中で過去からの必要性の中で、この駐車

場を借りているというところでございますので、ぜひご理解を賜ればと思います。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） 今の答弁だと、職員の駐車場、税金の関係で使っているという答弁になっちゃうわけですよ。あれは職員と市の分と分けてあるわけでしょう。職員の分は常時使っているわけですね、そうでしょう。市の部分はあいていると。それでこっちがいっぱいであったときには向こうに持っていくと。そういう中で、何で職員の分を、また職員組合との契約にしないのか。今の答弁だと、また同じように市が契約するという事なんです。

そんな中で駐車場、課長、自治法にあるでしょう。職員の手当の関係。30、ちょっと私も分からない。何項目かあるわけで、その中でこれ以外は出せないということになっているんですよ。それよく自治法調べて、答弁くださいよ。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） 高橋委員、ですからこれについては、何度も議論をしてきたところでございます。まさしく旧旭市、平成3年度から当時本当に職員も含めて、当然、来旭者やこういった議会のたびに職員駐車場がなくて、その手当をどうしようかということで、平成3年当時に今の土地のほう、地権者のほうに協力を、お願いを申し上げ借りてきた経過がある。その時点から、職員は3分の1相当を負担しましょうということで、旭市はとにかくその用地を購入することはできませんでしたから、過去にもご説明しておりますが、干潟町でも職員駐車場のほうは新たに購入した事実がある。海上町の庁舎建て替え時には、当然、職員駐車場の場所を担保して場所を移設した。飯岡町も北側になりましょうか、保健センターのほうの間にも職員駐車場を確保したという経過がある中で、旧旭市は購入ができなかったのも、その部分、一部を職員には負担させるけれども、基本は市のほうが地権者と契約をしているということで、ご理解をいただきたいと思います。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） ですから、行政というのは法律にのっとってやるわけでしょう。そんな中で、自治法上、駐車場代、料金ですか、それから職員に駐車料金を払うことが自治法上認められているのか、その辺答弁くださいよ。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員の質疑に対して、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） 例えば、今回 2,700 円の契約になるのでしょうか。3 分の 1 相当で 900 円というようなことで予算計上しておりますが、市のほうが職員に 1,800 円分ですか、それを給付しているということではなくて、本来、当時の総務課長でございましたが、こういった公共交通がない地域においては、そういった駐車場を確保することが役場として必要なんだということを散々、ですから行政側が必要だと。ただ、それについては一部だけ職員に負担させる、逆の発想だと思っています。

以上でございます。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） これは幾ら言っても水かけ論ですね。皆さん方は自分の都合のいいようにとっていますけれどもね。実際問題、自治法上できないわけなんです。それならなぜ、この駐車場料金を今度は給料に上乗せして払わないのか、そういうことを言うなら。市が持たないで、職員に駐車料金を払う。そして今度は職員が払うなら何も問題ないでしょう。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員の質疑に対して、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） とにかく給与の支給については法定主義でございますので、駐車場というようなことでの手当はなかったかと思います。当然、その給料のほうにつきましては、私も人事院勧告、そして県の人事委員会勧告、その趣旨に基づいて給料表に基づく給料を払っているところでございますから、そこに例えば、1,000 円だったり駐車券だったり上乗せすることはできませんので、根本の部分で、この地域はそういった行政の事業体として駐車場の確保が必要なんだということで、ご理解を賜りたいと思っております。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） そういうことを言うなら、結局この前の一般質問の答弁でも、駐車場は福利厚生の一部だという答弁をしているわけですよ。そうしたら、福利厚生費、莫大な金額になっちゃうんですよ。それどう思いますか。時代に逆行しているんですよ、どういうふうに思うの。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員の質疑に対して、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） 福利厚生の一部、まさしくそういったことが往々にといますか、許された時代がございました。ただ、現在におきましても、例えば都市部におきましては職員の官舎といますか、住宅のほうを手配していると、現実今でもございます。

私ども田舎でございますから、通勤管内での職員採用ということがほとんどでございますから、宿舎については、当然過去からも設置しておりませんし、これからも設置する予定はございませんが、駐車場につきましては、従来の福利厚生という部分の流れも一部あつて計上してきたところでございます。これについては、今、新庁舎、議会のほうの議決もいただいた中で、平成 33 年の開庁を目指しているところでございますが、いろいろ今後、公共用地といいますか、そういった空き地も出てきますから、どんどん削減していくようなことで検討もしているところでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） 駐車場も福利厚生の時代もあったという、そうじゃない。この前、課長は、一般質問で福利厚生の一部だと答弁しているんですよ。そういう都度都度、詭弁使わないでくださいよ。そうでしょう、副市長。福利厚生の一部だと言っているんですよ。それを今度そういう時代もあったなんて、あまりにもこれは詭弁ですよ。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） そういう時代があつて、今そうじゃないと必ず申し上げたいわけじゃなくて、今でも例えば、都市部なんかでは福利厚生の一部として、職員の住宅なんかも造っている。田舎ではそういった必要性はないけれども、駐車場なんかは必要だろうというふうな考えで申し上げたところでございます。よろしくお願いをいたします。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） 確かに、自治法には住宅の問題ありますよ。しかし、駐車場はないわけですよ、どこ見たって。副市長、あれでしょう。自治法規程でしょう。その中にどういうふうにありますか。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員の質疑に対し、答弁を求めます。

副市長。

○副市長（加瀬正彦） 先ほど来、総務課長が答えておりますとおり、この駐車場自体、平成 3 年から職員の駐車場不足ということだけではなくて、市役所全体の駐車場の問題として捉えて、その形になってきた。

その中で、ここだけに限らず、先ほど冒頭で支所の話もしてありますけれども、各支所でもそういった形で駐車場を確保しながら、職員に使わせてきた。その使わせてきた中で、やはり

市が所有してしまえば、それは使用料が出ませんけれども、今の段階では借り上げ料が出る。そういう中で互助会と協議しながら、少し負担してくれというのが事実であって、使用料という形にはなりますけれども、今は雑入として入れているわけです。ですから、その中での違いというのも現実にあるということもご理解いただけないのかな、そのように思っています。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） 雑入で入れたって何だって同じなんですよ。そうでしょう。

それで支所の話しましたが、干潟支所、駐車場、合併前に購入しまして、結局公民館の駐車場があそこはないわけですよ。副市長だって分かっているでしょう。そんな中で公民館の駐車場ということで公認したんですよ。それで職員も使っていると。あんた方はただ、本当にその場逃れの詭弁使っちゃうんですよ。収入だって駐車場収入として入れたって、それから雑入だって同じでしょう。では何で職員の分、駐車場収入として入れるんですか。どう思いますか。

○委員長（宮澤芳雄） 議案の質疑は途中ですが、ここで 11 時 15 分まで休憩いたします。

休憩 午前 11 時 1 分

再開 午前 11 時 15 分

○委員長（宮澤芳雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の審査を行います。

高橋利彦委員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） では、先ほどの駐車場の関係で回答させていただきます。

やはりこれ、議会のほうでも前に一度回答したことでございますが、手元に平成 3 年当時、駐車場地権者の方から借りたときに、市役所と旧旭市と旧旭市の互助会が結んだ契約書の内容でございますが、市役所、旭市は、この本庁舎敷地への職員の通勤車両の駐車を禁ずることとし、その代わりとして借り受ける駐車場に、職員が通勤車両を駐車させることを認めると。

第 2 条のほうでは、市の駐車場確保に協力するため、あくまでも市の駐車場確保に協力するため、当時であれば月額 1,000 円を職員のほうは負担しなさいと。ですから、駐車場の確保は、あくまでも市の責務だという中で、でも月額 3,000 円程度となる中で、職員に 1,000 円を協力

しなさいという互助会と旧旭市の契約があるところでございますので、そこら辺はとにかく、ご理解をいただきたいと思います。

高橋委員、先ほど私、通勤手当の関係でちょっと間違った答弁をしてしまいました。訂正しておわびを申し上げさせていただきます。

先ほど高橋委員、通勤手当のほう、税法の関係でどうなんだという中で、全て私、非課税と申し上げました。今、担当のほうに精査させたところ、例えば使用距離が 10 キロ未満の場合、国の限度額は 7,100 円、市が規則で定める 10 キロ未満の手当は 7,340 円で、差額 240 円が課税対象となるようでございます。月額、総額でいきますと、一月分の通勤手当の総額 360 万円ほどになりますが、その 1 割くらいが課税対象になるといったようなことでございます。市がこの通勤手当の額につきましては、当然市のほうで設定できませんので、県の規則のほうに準じて制定をしているところでございますので、ご理解をお願い申し上げます。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） 私が言いたいのは、この庁舎内の駐車は職員にはさせないと。その代わりに市が借りるということですが、それに対してどういう法的根拠があるかということです。これは自治法上に、駐車場の手当を払っていいとかそういうことであれば、これは問題ないと思いますよ。職員、個々に払うもよし、また組織として払うもよし。しかし、それが法的根拠がどこにあるのか。これは民間企業でないですから、行政のただ考えではできないわけですよ。民間企業であれば、社員を集めるために駐車場を完備しなくちゃならない。しかし、行政にはそういうあれがないわけですよ。ない中で、どういう法的根拠に従って駐車場料金を払っている。市としてどういうことで駐車場の料金を払っているのか。その法的根拠です。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員の質疑に対して、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） これもとにかく何度も答弁のほう、繰り返しになりますが、とにかく市が市民サービス、行政事務を行うに当たって駐車場というものは必要ですと。先ほど来申し上げましたように、干潟町は公民館が市であったかどうかは分かりませんが、海上町は新しく場所を移転するに当たっては、当然執務する職員の駐車場が必要だということで、十分な面積を取得して今の場所に移られた。飯岡町は事後であります、足らなかったということで職員駐車場を購入したと。旧旭市についても、この近辺で地権者のご理解をいただけるような状況であったとするならば、旧旭市において、駐車場のほうを確保したかと思いますが、まさしくそ

れだけの理解をいただけなかったという中で、賃借といったような経過になったかと思います。

以上でございます。

(発言する人あり)

○総務課長（飯島 茂） ですから、何条ということではなくて、市がまさしく行政サービスをする、業務を行うに当たって必要な面積を市のほうが確保する。それは必要性あると思います。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） これ幾ら質問しても堂々めぐりですから。

では次に、交付税についてお尋ねします。

今年の交付税は、地方交付税 87 億円ということになっております。この交付税の算定基準の人口増の面積等、これは幾らになっているのか。それから、国から借金分、面倒見てくれるということになっております公債費の関係ですね。これは幾らになっているのか。それを足したのが旭市の財政需要額になるわけですね。

そういう中で、旭中央病院分はどこに含まれているのかお尋ねします。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員の質疑に対して、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 今年の交付税についての算定基準というご質問が、まずございました。

予算ベースですと、国から別に細かい数値が示されているわけではございませんので、あくまでも市としての推計といたしますか、見積もりを立てているところでございますが、見積もりに当たりましては、国が地方財政計画というふうな形で示している伸び率ですとか、そういったものを勘案してやっております、実際の項目別の数値につきましては、予算としてきっちりと積算しているというものではございませんので、ご理解をいただければと思います。

先日、本会議の中での平成 28 年度決算ということについての幾つかの項目の数値につきましては、そのときにお答えしたとおりでございます。

(発言する人あり)

○財政課長（伊藤憲治） もう一度ですか、すみません。少々お待ちくださいませ。

平成 28 年度でございますけれども、交付税の市の総額としましては、普通交付税と特別交付税合わせまして 92 億 1,700 万円ほどでございました。そのうちの普通交付税というのが主になってこようかと思っておりますけれども、算定の中の一つとしまして人口分と申しますか、それにつきましては、基準財政需要額ベースでございます。したがって、基準財政収入額を差し引いて

最終的な交付税の数字になりますので、基準財政需要額のベースで人口分を申し上げますと、96 億 3,000 万円ほど。面積分としましては 2 億 6,100 万円ほどでございます。それと……

(発言する人あり)

○財政課長（伊藤憲治） 道路の分につきましては、6 億 5,500 万円ほどという計算でございます。

あと公債費の部分がございました。公債費の部分につきましては、合併特例債の分で 7 億 5,400 万円ほど。それと臨時財政対策債の分で 9 億 2,500 万円ほどという形でございます。

(発言する人あり)

○財政課長（伊藤憲治） その他もろもろとしまして、31 億 4,900 万円ほどという計算になってまいります。

ご質問の 2 つ目の中央病院でございますけれども、すみません。今その他というふうに申し上げましたのは、公債費の中のその他ということではなくて、公債費のその他と人口面積とかという部分以外も含めましてその他ということで、31 億円という数字を申し上げたところでございます。公債費の部分で、合併特例債と臨時財政対策債以外ということでしたらば、2 億 9,700 万円ほどということになります。

中央病院の分、2 番目のご質問でございます。中央病院の分につきましては、これ平成 30 年度の予算である程度見ておりますので、その数字をお答えしたいと思います。

まず、普通交付税の分がでございます。普通交付税の分として見込んでいる額としましては……

(発言する人あり)

○財政課長（伊藤憲治） 費目につきましては、普通交付税は費目としましては保健衛生費という分野が入っております、その中の密度補正という名前で入っております。

○委員（高橋利彦） そうじゃなくて、結局人口面積増で、そこに単位費用を掛けたものがあるでしょう、まず。一番基礎になる。交付税で一番基礎になるそれがあるでしょう。それとあと、国が面倒になっている公債費、それをプラスしたのが基準財政需要額になるわけでしょう。単純に言ったら。

○財政課長（伊藤憲治） お答えしてよろしいでしょうか。

今、基本的な部分は人口や面積でという趣旨のお話がございました。確かに人口ですとか面積、あるいはそのほかの数字を使って積算していく部分が、基本のベースになってまいりますけれども、中央病院分につきましては、その基本のベースに先ほど申し上げました密度補正という名前を使いまして、上乘せをして計算をしております。そういった仕組みになっております。

保健衛生費につきましては、人口を基本としまして計算をしていくのですが、旭市の人口に単位費用を掛けた数字だけでは、需要額を算出するのが好ましくない部分といいますか、それでは見込めない部分につきましては、上乘せ分としまして補正を行います。それが密度補正という名前で、中央病院分については上乘せになっております。ですから、別計算のようなものでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○委員（高橋利彦）　じゃあ単位費用というのは、各市町村違うということですか。

○財政課長（伊藤憲治）　そういうことではございません。単位費用につきましては、全国一律でございます。それにそれぞれの人口を掛ける。ただ、それですと計算がかなり雑駁になってしまいますので、もう少しきめ細かく計算をするために、人口掛ける単位費用ということではなくて、それぞれの市町村の置かれている状況、それは人口の段階によっても違うんですけども、一つとしては、人口が小さくても一定の経費がかかるという部分がございますので、人口の小さい団体につきましては補正ということで、少し割り増しするような部分がございます。

さらに、それともう一つ別枠としまして、中央病院分につきましてはさらに別の補正を加えているということでございます。

○委員（高橋利彦）　単位費用は全国一律と言ったでしょう、先ほど。全国一律でしょう。そんな中で、旭市の場合は病院の関係で、単位費用が上がっているということなんですか。

○財政課長（伊藤憲治）　病院分は計算は完全に別計算でございます。項目の中としてはやっておりますが、計算の流れとしては病院分は全く別計算で上乘せをしているということで、ご理解を賜ればと思います。

○委員（高橋利彦）　単価が違うということですか。

○財政課長（伊藤憲治）　単価が違うということではございません。単価に……

○委員（高橋利彦）　単価に上乘せになっているということでしょう。

○財政課長（伊藤憲治）　単価に上乘せということではなくて、全く別に計算したものを足しているということでございます。

○委員（高橋利彦）　理屈は同じだけだね。

○財政課長（伊藤憲治）　1つ例を申し上げますと、病院の中の算定項目の中に病床数1ベッド当たり幾ら幾ら足すよというような項目もございます。例えば……

（発言する人あり）

○財政課長（伊藤憲治）　そういった形になっております。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） ではお尋ねしますけれども、合併時と比べて単位費用の部分ですか。これは幾ら増えているのか。公債費の部分が幾ら増えている、分かる年度でいいです。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 合併時と比べた数値ということのご質問でございました。これも前に、本会議等でお答えしたのと焼き直しということになってしまうかもしれませんが、平成 18 年度の数字と比較してという形でお答えしたいと思います。

まず、人口分でございますが、平成 18 年度と基準財政需要額ベースで比べますと 22 億 3,000 万円ほど増えております。基準財政収入額を当然引いていきますので、普通交付税として交付されている額で比較をいたしますと、普通交付税は平成 18 年度と平成 28 年度で、17 億 1,800 万円ほど増えております。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） 合併時と比べまして、たしか基準財政需要額 20 億円余り増えているわけですね。しかしながら、結局算定の基礎となる数字、そんな中で二十二、三億円ぐらい増えるわけなんですよ、基準財政需要額が。しかしながら、結局交付税としては、それを下回っているんですよ。そんな中で中央病院の部分が約倍くらいになっちゃっているんですよ。そうすると、市の使える俗に真水ですか。この部分がかなりなくなっちゃうと思うんですが、それについてお尋ねします。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 病院分を引くと、真水の分が減っているのではないかというご質問でございます。先ほど申し上げました普通交付税の最終の交付額については、平成 18 年度と平成 28 年度を比べますと 17 億円ほど増えております。そのうち、中央病院分につきましては 5 億 8,000 万円ほどの増ということになっておりますので、その差額であります 12 億円弱という数字が、病院分を除いた数値として残っているといえますか、増えているというふうに理解しております。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） 結局交付税の基礎となる人口分、人口分を含めた3つの要件ですか。その結局計算した金額と国が面倒見てくれるという公債費、これが基準財政需要額になるわけですよ。この数字を結局交付税が下回っているんですよ。増えた増えたと言っても。なぜ交付税が増えた分より減っているのか、その辺お尋ねします。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 私の説明が拙いからでしょうか。病院分を除いた分の数字につきまして、先ほども申し上げたとおり、12 億円弱増えているということで、ご質問は臨時財政対策債も増えているから、それも引くということなのかもしれません。臨時財政対策債の分として需要額が増えている分は7億 7,000 万円ほどですから、それを引いたとしましても、さらに残りの分として増えているというふうに理解しております。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） そのほか質疑ありますか。

伊藤保委員。

○委員（伊藤 保） 72 ページの説明欄7番のバス路線維持対策事業で、先ほどの説明では、各自治体2分の1負担しているという話だけれども、これは各自治体の負担割合というのはありますでしょうか。分かれば教えていただきたいと思います。

○委員長（宮澤芳雄） 伊藤保委員の質疑に対して、答弁を求めます。

企画課長。

○企画政策課長（阿曾博通） すみません、言葉が足りなくて申し訳ございませんでした。例えば府馬線ですと、旭市と香取市の2市で足りない分の2分の1になるように、2市で足したものが2分の1になるという形になります。根拠は、走行距離で案分という形になっておりまして、金額でいきますと平成30年度の見込みでは、府馬線で旭市の負担額は469万7,981円で、旭銚子線のほうは150万3,000円余りでございます。

（発言する人あり）

○企画政策課長（阿曾博通） 府馬線のほうが、香取市のほうが403万3,541円、旭市のほうが469万7,981円です。銚子旭線ですが、銚子市のほうが193万7,212円、旭市の負担は150万3,823円という形になっております。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） 64 ページの6のふるさと応援寄附推進事業です。これはふるさと納税の関

係ですが、旭市の職員もかなり市外から通っている人、いると思うんですよね。その中で、市から給料もらっているんですから、市にはだいぶ恩恵を受けているわけですよね、行政から。

そんな中で、その方々にふるさと納税をやってもらおう考えはあるのかどうなのか。そんな中で、今、市外から通っている人の税金はどのぐらいになるのかお尋ねします。

○委員長（宮澤芳雄） 大変失礼しました。伊藤委員、先ほどの質疑はあれで……

○委員（伊藤 保） いいです。

○委員長（宮澤芳雄） 改めて、高橋利彦委員の質疑に対して、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） まず最初に、個人の誰が幾ら寄附したかとか、そういうチェックはやりようがありません。ただ、うちのほうの課の中でいいますと、冗談半分ですが、頼むぞということは言っております、話題になって。実際にやったよという形で話をして、こうだったねと。要はうちのほうの職員、私もそうですけれども、みんなでそういうものに対して実際やってみて、やりいいのか、どこのサイトがやりいいのかとか、そういう研究もしていかないと、受け入れ体制としてうまくいかないという部分もありますので、うちのほうに限っていえば話題にはしていますが、ただ市全体で、課長会はよろしく願いしますとか、そういうお願いをしているところでございますけれども、個々の職員の、その人の善意がどうこう、ちょっとできかねますのでよろしくお願いします。

○委員（高橋利彦） 他の市町村から来ている人の源泉徴収、どのぐらいやっているのか。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（渡邊 満） 職員の源泉徴収の額ですか。それは税務課のほうでは把握しておりません。

○委員長（宮澤芳雄） 総務課長。

○総務課長（飯島 茂） 源泉の関係、総務の人事のほうで担当しております。今、手元に資料がありませんから、あとで報告をさせていただきます。よろしいですか。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） この旭市から出た人に対してこれを求めるわけですよね。そんな中で、やはり他の市町村から通っている職員は、旭市があるからこそ生活できるわけなんです。そういう中で、啓蒙、啓発したほうがいいじゃないかと私は思うんですが、そういう中で課長、どうい

うふうに今後対応していくのか。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員の質疑に対して、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） それでは、再度、課長会議等で各課の課長にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○委員長（宮澤芳雄） そのほか質疑ありますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（宮澤芳雄） 特にないようですので、議案第1号の質疑を終わります。

続いて、議案第2号について補足説明がありましたらお願いいたします。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） 議案第2号、平成30年度旭市病院事業債管理特別会計予算につきましては、本会議で補足したとおりでございますのでよろしくお願いします。

○委員長（宮澤芳雄） 担当課の説明は終わりました。

議案第2号について、質疑がありましたらお願いいたします。

高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） 13億円借りるということでございますが、機械が約10億円ですか。そんな中で、この前25%の交付税対象ということでございますが、全て長期の借り入れになるのか、それとも機械は短期になるのか。短期のものに対して償却資産ですね、これがなぜ交付税対象になるのかをお尋ねします。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員の質疑に対して、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） 病院事業債の対象というのは、機械器具の対象になっているところですが、短期、長期という話が委員のほうからございましたけれども、要は1年以内のものを短期で、1年を超えるものを長期という考え方で扱っております。

通常の病院事業債に当たるよという形で、この前本会議でも、ご答弁させていただいたところでございますけれども、10億円の貸しつけの条件等を入れて試算したのがありますので、それでいきますと、5年間で1年据え置きで10億円借りまして、5年間返す中で利子は32万2,687円ということで、5年間でかかります。交付税に算入される額が2億5,008万671円、というものが交付税で算入されますよという形ですので、10億円の機械を買って、支払総額は7億5024万2,016円が理論上かかるよという形になっております。約2億5,000万円が得になり

ますよというお答えをしたところでございます。

それで交付税の算入根拠、今持っておりませんので財政課のほうから。

○委員長（宮澤芳雄） 財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 交付税の算入根拠ということでございますけれども、私も、明文規定というのは今申し上げることはできませんけれども、起債の種類の対象としましては、病院事業債という対象でございます。交付税の算入について、国がどれとどれを対象にするかということで整理をしております、その中で病院事業債というのは全て対象にするということになっておりまして、それが機械であろうと施設であろうと、どちらも算入ということで、それで対象になっているところでございます。今、その程度でございます。よろしくお願いします。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） 病院事業債というのは、行政とは全く別の債務になるということですよ。そんな中で……

（発言する人あり）

○委員（高橋利彦） 債務になるということですよ。

（発言する人あり）

○委員（高橋利彦） いや、だからこれは、市が借りなくちゃ独法になった中ではできないわけですよ。そんな中で結局、病院の場合は1年以上のものであれば、機械であろうと何であろうと全部、病院事業債ということで融資の対象になる、そして交付税の対象になるということですが、その中で、市の場合は5年以内は全部短期じゃないんですか。それで、10年過ぎたものが長期ですか。これはどういうふうになっているんですか。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員の質疑に対して、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 長期、短期の区別というご質問でございますが、5年以下、5年以上ということのものではなくて、民間ですと1年以内のものを短期というような形で捉えているかと思いますが、地方債で借りるものにつきましては、期間で長期、短期とかということに分けるという概念がございませんので、1年以上またがるものにつきましては、全て地方債ということで、1本で取り扱っているところでございます。

以上でございます。

○委員長（宮澤芳雄） 1点、委員長より質問がありますけれども、5年以下と5年以上、5年未満ということですか。

○財政課長（伊藤憲治） 失礼いたしました。微妙な部分でございますが、結論から申しますと、そこで区別が地方債についてはないということでございます。私が、すみません、5年以下5年以上と言いましたので、5年という部分が重複してしまいましたけれども、未満という言い方にしましても超えるという言い方にしましても、どちらにしてもその概念はございませんので、よろしくお願いします。

○委員長（宮澤芳雄） ありがとうございます。

それでは、高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） 借金は何でも地方債になるわけですよ。1年であろうと何であろうと。

そんな中で、行政の場合は、交付税の対象になるのは全て交付税の対象になるのか。病院は、もう1年を過ぎたものは全て交付税の対象になると。そして機械でも何でも。つまり行政の場合は、交付税の対象になるのが何年からの地方債なのか。それから、機械器具もなるのかお尋ねします。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 交付税がどういうふうに算入されるかということでございますけれども、借り入れるものにつきまして、その中身によって交付税算入となる起債、そうでない起債という形で分かれるものでございます。その交付税で算入されるものにつきましても、その種類に応じまして、算入されるパーセンテージが違ってくるということでございまして、年数で変わるとかそういうものではございません。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） そのほか質疑はありますか。

（発言する人なし）

○委員長（宮澤芳雄） 特にないようですので、議案第2号について質疑を終わります。

続いて、議案第9号中の所管事項について補足説明がありましたらお願いいたします。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） それでは、議案第9号、平成29年度旭市一般会計補正予算の議決について補足説明を申し上げます。

補正予算書をご用意いただきたいと思います。

予算の規模と各事業の内容につきましては、本会議において補足説明を申し上げたところでございますが、今回の補正におきまして、総務常任委員会所管の4つの基金につきまして補正を

予定しておりますので、その内容と平成 29 年度末の現在高見込みについて申し上げます。

初めに、歳入のところでございますが、補正予算書の 10 ページをお願いいたします。

17 款 2 項 5 目の東日本大震災復興交付金基金繰入金は、3 億 348 万円の繰り入れを減額するもので、充当を予定しておりました津波避難道路整備事業、横根三川線の事業費の減に伴うものでございます。

次に、歳出でございます。12 ページをお願いいたします。

2 点目でございますが、ページの一番上でございます。2 款 1 項 1 目一般管理費の公共施設等整備基金積立金として、5 億円を積み立てるものでありまして、これによりまして平成 29 年度末の基金残高は、10 億円ほどとなる見込みでございます。

3 目としまして、その下の 6 目財産管理費、財政調整基金積立金は、国債等による運用利息の増分 627 万 1,000 円を積み立てるものでありまして、これによって、平成 29 年度末の基金残高は 94 億 9,000 万円ほどとなる見込みでございます。

最後に、4 目でございます。7 目の企画費、説明欄の 2 ふるさと応援基金積立金は、本年度の寄附金総額が、現在の予算額を上回る見込みとなりましたので、1,000 万円を増額することとしまして、平成 29 年度末の基金残高は 2,900 万円余りとなる見込みでございます。

なお、このたびの補正予算において、ただいまご説明しました 4 つの基金のほかにも育英基金に関する補正もございまして、この内容は本会議でも申し上げましたが、匿名による指定寄附 100 万円の積み立て、それと奨学基金の廃止に伴いまして、その残額 6,751 万 6,000 円を育英基金へ振り替えるという内容もございます。これによりまして、平成 29 年度末の育英基金の基金残高は、1 億 5,600 万円ほどとなる見込みでございます。

以上の結果、今回補正を行います基金を含めまして、一般会計所管の 11 ある基金の合計額としましては、平成 29 年度末に約 177 億円余りとなる見込みでございます。

財政課からは以上でございます。

○委員長（宮澤芳雄） 担当課の説明は終わりました。

議案第 9 号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（宮澤芳雄） 特にないようですので、議案第 9 号の質疑を終わります。

続いて、議案第 14 号について補足説明がありましたらお願いいたします。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） 議案第 14 号、旭市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について

でございますが、これについては本会議で補足説明を申し上げ、議案質疑において回答させていただいたとおりでございます。

なお、本条例改正とは別に行政組織規則の改正となりますが、組織機構の見直しの一環として、商工観光課において商業振興班と労政工業班を統合し、商工労政班となることを報告させていただきます。これにより、全庁的には現状 28 課 65 班体制から、28 課 64 班体制となります。

以上で補足説明を終わります。

○委員長（宮澤芳雄） 担当課の説明は終わりました。

議案第 14 号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（宮澤芳雄） 特にないので、議案第 14 号の質疑を終わります。

続いて、議案第 15 号について補足説明がありましたらお願いいたします。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） それでは、議案第 15 号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院評価委員会条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本会議で補足したとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（宮澤芳雄） 担当課の説明は終わりました。

議案第 15 号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（宮澤芳雄） 特にないので、議案第 15 号の質疑を終わります。

続いて、議案第 16 号について補足説明がありましたらお願いいたします。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） 議案第 16 号につきましては、本会議において説明させていただいたとおりでございます。特に補足する内容はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（宮澤芳雄） 担当課の説明は終わりました。

議案第 16 号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（宮澤芳雄） 特にないので、議案第 16 号の質疑を終わります。

続いて、議案第 17 号について補足説明がありましたらお願いいたします。

税務課長。

○税務課長（渡邊 満） 議案第 17 号、旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定に

ついてであります、本会議で補足説明したとおりでございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長（宮澤芳雄） 担当課の説明は終わりました。

議案第 17 号について、質疑がありましたらお願いいたします。

島田和雄委員。

○委員（島田和雄） だいぶ時間が押していますけれども、1 つ質問させていただきます。

今回のこの条例の改正ですけれども、1 つは資産割をなくすというようなことで、これによりまして 8,000 万円でしたか、8,000 万円の減収になると。所得割を国が決めた上限まで今度は上げるという中で、5,000 万円の増収になるというようなことで、差し引き 3,000 万円くらいの減収になると。この条例どおりにいきますと、そういったことになるということでもありますけれども、そういった中で、今度、県が国保の運営の主体になるといった中で、県が旭市に対して税収といたしますか、保険税の金額ですか、これを市に示してくるといったことでもありますけれども、今回の予算につきましては、県が示した金額と、今回こういった税の条例で徴収する金額がほぼ一致したと、そういうことでよろしいでしょうか。

○委員長（宮澤芳雄） 島田和雄委員の質疑に対して、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（渡邊 満） 今回の保険税の算定に当たりましては、まず国民健康保険事業の担当課であります保険年金課のほうより、収支のほうを計算した上で、これだけ税金が必要だという金額が出されたところでございます。それに基づいて、まず広域化になるということで課税限度額、これは国の基準まで上げるということで、先ほど委員おっしゃられましたように国の基準まで上げると 5,000 万円ほどの増となります。

その一方で、いろいろなケースを検討したんですけれども、資産割をゼロにしたと、あと 10%にした場合とか、20%でやった場合と、それぞれケースを検討しました。その中で資産割につきましては、過去から平成 26 年に 30%から 20%に落とした経緯がございます。合併時ではそれぞれ、各市町村ばらばらだったんですけれども、徐々に落としてきて今 20%ということで、今県内の状況を見ますと、ほとんどの市町村で資産割をとっていないというような傾向がございます。それに合わせてゼロにしたところ、必要な税額が得られたということで、今回その税率を改正したところでございます。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 島田和雄委員。

○委員（島田和雄） そういった中で、今回はこういった税額が条例の改正と一致したということでありすけれども、毎年、県からどれだけ集めてくださいといった税額が示されてくると思うんですけれども、これから先。そういった中で、少なくなれば問題ないと思いますけれども、増えていった場合、少ない場合もそうですけれども、市としてどのようにしてそれに対応をしていくのかということなんですけれども、その辺分かればお伺いします。

○委員長（宮澤芳雄） 島田和雄委員の質疑に対して、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（遠藤茂樹） それでは、税不足になった場合どういうふうな対応をするのかということで、お答えしたいと思いますが、まず1点は、いずれにしても納付金が足らなくなるという場合については、当然、税率改定なりの議論に入ろうかなというようなことも考えられますし、まだ幸い基金もありますので、仮に一時的な税不足とかの対応であれば、それで賄うということもあります。

あと、新しくできた制度でございまして、それすらも何もないという場合には、県からの貸し付けというんですか、それを借りて3年間で返すというような方法もあります。いずれにしても、そのどちらかの対応で今後賄っていかなければならないのかなと思っております。

以上でございます。

○委員長（宮澤芳雄） 島田和雄委員。

○委員（島田和雄） 税率をといたような話でしたけれども、税率というのはどの辺の、所得割の税率ということですか。

○委員長（宮澤芳雄） 島田和雄委員の質疑に対して、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（渡邊 満） どれを変えるかということ、いろいろ国保税の算出に当たりましては、医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分という3種類がございます。その中に、例えば医療分であっても所得割があって、今回、資産割はなくなりましたけれども均等割、それから、平等割というような3方式で平成30年以降はなるわけですけれども、その要因、それぞれ検討しながらどれがいいかということで、税率を決めるのかなと考えております。国の指導では、所得割とあと均等割、平等割につきまして、50%ずつになるようなのが理想だということで、そういうあれは来ていますけれども、それに近づくような方向になるのか。あまり急激に税率が上がらない方法とかいろいろ検討した中で、決めていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 島田和雄委員。

○委員（島田和雄） 分かりました。

もう一つ、今回のこの条例の改正で、相対的には旭市の負担が去年よりは減ると。下がるというようなことですね、税収が。3,000 万円くらい減ると、さっき。そういうことでいいでしょう。相対的には減るということだと思いますけれども、そういったことが流れている中で、上限ですか、上限を撤廃することによって 12 万円ですか、最大で 12 万円税収が増える可能性がある人があると思うんですけれども、そうなった場合にはかなりの増税といいますか、そうなると思うんですけれども、恐らくそういった方は納付書ですか、そういうのが来た場合に、何でこんなに上がるんだというような思いも恐らく持たれて、いろいろ市のほうにも問い合わせが来るとは思いますけれども、そういった場合、事前に何か対応しておけば、その辺理解が進むんじゃないかなと思うんですけれども、その辺の対応を考えられているのかどうか、伺います。

○委員長（宮澤芳雄） 島田和雄委員の質疑に対して、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（渡邊 満） 課税限度額が上がるということによろしいでしょうか。12 万円ということで。課税限度額につきましては、医療分につきましては 51 万円から 54 万円に3万円。それから、後期高齢者支援金分につきましては 14 万円から 19 万円に5万円の増。それから、介護分につきましては 12 万円から 16 万円に4万円の増と、合わせて 12 万円ということになりますけれども、ただ、先ほど資産割が 20%からゼロになるということで、医療分につきましては3万円、限度額が増になるわけなんですけれども、資産割のほうで結局限度額、これを超える方というのが大きく所得のある、例えば大きく農家をやっているとかいうことで、固定資産税が結構ウェイトを占めているということが言えるのかなと。

一般的に、限度額を超える方の資産割はどのくらいかということで固定資産税で見ますと、15 万円から 20 万円クラスが多いということですので、その段階でもう既に、この部分については 3 万円から 4 万円減になるということになりますので、そこらの影響はここはないのかなと。

あと、支援金分、介護分ですけれども、確かに5万円、4万円ということで増加になりますけれども、この影響を受ける方というのが後期支援金分につきましては、870 世帯今まではありましたけれども、超過する方が 505 世帯ということで 365 世帯がちょうど限度額、全部でいえば 870 世帯が上がるわけなんですけれども、上がった限度額の間にいる方が 365 世帯あるということで、その方は 1,000 円から5万円ですか、その間にあるというような形で、そういうことに

なりますけれども、特にその方について周知するという、改めて通知を出すということは考えてはおりません。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 島田和雄委員。

○委員（島田和雄） 個々に試算はまだされてはいないと思いますけれども、これから税額を算定していった場合に、恐らくこの上限に張りつく人が、上限といいますか 12 万円増える人が出てくる可能性があると思いますので、それも含めて 10 万円くらいの人もあると思いますけれども、やはりそれだけ一気に増税ということになりますので、それなりの上がった理由とか示して、理解を得たほうがいいのかなというふうに思いましたので、お願いします。できるだけそういう形でやっていただければ。

○委員長（宮澤芳雄） 島田和雄委員の質疑に対して、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（渡邊 満） 税制改定につきましては、税率改正した分、先ほど周知は特にと言いましたけれども、広報等ではその点の周知はする予定ではおります。

以上でございます。

○委員長（宮澤芳雄） ほかに質疑は。

高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） 関連でお尋ねしますが、先ほど資金が不足した場合は県から借りて、3年で返済ということでございますが、そうなった場合、繰り出ししてその借金分を返済するのか。それとも個人の保険税を上げて、値上げして返済するのかお尋ねします。

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員の質疑に対して、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（遠藤茂樹） 値上げをして返すということでは、当然足らなければ税も若干負担は強いられるかもしれませんが、基本的には一般財源の中で、翌年に仮に足りる分のものがあれば、それを3年間でだんだんに返していくというような形になろうかと思います。どうしてもその返せる分がないということになりますと、やはり税なりに頼らざるならないのかなという気はいたしますが。

以上でございます。

（発言する人あり）

○保険年金課長（遠藤茂樹） そこまではまだ今のところは考えていません。

○委員長（宮澤芳雄） ほかに質疑はありますか。

（発言する人なし）

○委員長（宮澤芳雄） 特にないので、議案第 17 号の質疑は終わります。

続いて、議案第 18 号について補足説明がありましたらお願いいたします。

消防長。

○消防長（加瀬寿勝） それでは、議案第 18 号、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本会議におきまして補足説明を行いましたので、ありません。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 担当課の説明は終わりました。

議案第 18 号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（宮澤芳雄） 特にないので、議案第 18 号の質疑を終わります。

続いて、議案第 27 号について補足説明がありましたらお願いいたします。

消防長。

○消防長（加瀬寿勝） それでは、議案第 27 号、旭市消防団条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本会議におかれまして補足説明を行ったとおりでございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（宮澤芳雄） 担当課の説明は終わりました。

議案第 27 号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（宮澤芳雄） 特にないので、議案第 27 号の質疑を終わります。

以上で付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（宮澤芳雄） これより討論を省略して、議案の採決をいたします。

議案第 1 号、平成 30 年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（宮澤芳雄） 賛成多数。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号、平成30年度旭市病院事業債管理特別会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（宮澤芳雄） 全員賛成。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第9号、平成29年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（宮澤芳雄） 全員賛成。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第14号、旭市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（宮澤芳雄） 全員賛成。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議案第15号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院評価委員会条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（宮澤芳雄） 全員賛成。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議案第16号、旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（宮澤芳雄） 全員賛成。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

議案第17号、旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（宮澤芳雄） 全員賛成。

よって、議案第 17 号は原案のとおり可決されました。

議案第 18 号、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（宮澤芳雄） 全員賛成。

よって、議案第 18 号は原案のとおり可決されました。

議案第 27 号、旭市消防団条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（宮澤芳雄） 全員賛成。

よって、議案第 27 号は原案のとおり可決されました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長（宮澤芳雄） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） この委員会のことにつきましては、委員長一任ということになったわけですが、今までの委員会報告、内容を聞いていますと、執行に都合の悪いことはなかなか、本会議で報告されていないんですよ。そんな中で委員長報告、委員長に一任した中で、委員長、作る段階でその辺は内容を精査した中で、執行に都合の悪いことであっても、委員長報告として本会議で報告していただきたいと思います。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） ありがとうございます。

ただいま高橋委員よりご意見を頂戴いたしました。私は、自分なりに本委員会の意見を、きょう出ました質疑等をしっかりと自分で判断をして、報告をさせていただきます。

それでは、ご異議ないようですので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長（宮澤芳雄） 次に、所管事項の報告に入ります。

報告のある所管課は随時報告をしてください。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） では、私のほうから本日視察をいただく予定でございました津波避難施設、築山について説明をする予定でございましたが、時間のほうがだいぶ追っているようでございます。現場にて詳しく説明をさせていただきます。

以上でございます。

○委員長（宮澤芳雄） ありがとうございます。

ほかにありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（宮澤芳雄） 特にないようでございますので、所管事項の報告を終わります。

○委員長（宮澤芳雄） 以上をもちまして本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 零時 20 分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会総務常任委員会委員長 宮 澤 芳 雄